

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	片山公園の施設の件	片山公園のバラ園の花を楽しんでいます。関係者に感謝しています。花名の標識が、かなりの数、壊れています。以前もお願いしましたが、担当者の方は、現認されているのか、いつ改善の予定か、教えてください。 また、トイレの建て替えは、いつの予定か、教えてください。 他の公園では、建て替えがっていますが、片山公園は、いつまで待てばいいのか教えてください。	片山公園のバラ園の花名板については、これまでも要望いただいていたかと存じますが、現場を確認し、破損や欠損しているものが見受けられますので可能な範囲で補修する予定です。 市内のトイレ整備につきましては、老朽化の状況やバリアフリー化されていないトイレから順次更新等を計画的に行っております。 片山公園のトイレは平成6年(1994年)に設置されており、市内に58箇所あるトイレのうち14番目に古いトイレになりますが、多目的トイレも設置されており、また、令和2年には便器の洋式化も行われております。建て替えの時期につきましては、施設の老朽状況を注視しながらではありますが10年前後かと考えております。	公園みどり室	R7.5.7	R7.5.15
2	吹田市千里丘西にある徳洲会病院すぐ近くの押しボタン信号について	件の件、信号無視が多すぎます。何度もぶつかりかけました。北側南側来る車、どちらも信号無視だらけです。この1ヶ月で10回以上無視に合っています。 子供もよく使う信号で、かつ見通しが悪いので子供は青になったら渡ってしまいます。 予告信号をつけるか、道路に大きく目立つように信号無視しないよう書くか、看板をたてるか、何かしら対策をお願いします。 信号を守っている車の方が少ないです。 警察が隠れて違反見つけようとしたらすぐに捕まえられます。むしろ取り締まりをしてほしいです。 また徳洲会病院から左折する車も、警備員がいない時は大体信号無視です。	ご要望頂きました内容につきましては、予告信号等の設置や取締りについて吹田警察署に要望いたします。 併せて、停止線及び横断歩道が消えかかっており、視認性が悪いため塗り直しについても要望いたします。	総務交通室	R7.4.25	R7.5.13

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	せせらぎの道のスロープと手すりを使ったスケボーの件	いつもお世話になっております。 せせらぎの道(総合運動場前のあたり)にあるスロープと手すりを使って、スケボー遊びをしている人がいます。4月末頃の土日の夕方は子ども2人組でスケボー、4月末頃の平日の夕方と5月4日の16時頃は親子のような2人組で片方はスケボー、もう片方はその動画撮影をしていました。 スケボーでジャンプしてスロープの上を滑っていて、失敗すると手すりにスケボーを叩きつけるのですごい音が響きます。 以前(2年くらい前)は手すりにスケボー禁止のラミネートのポスターがくくりつけてありスケボーがおさまったのですが今はそのポスターもなくスケボーをする人が出てきてしまいました。お年寄りがその手すりを使っているのを散歩中によく見かけるのでスケボーで傷ついたり壊れたりしたら危ないですし、そもそもスケボーが歩行者の邪魔になっています。 公道でのスケボーの全面禁止を広く呼びかけ、ポスター作成や見回り、カメラの設置などしていただきたいです。	本件につきまして、現地を確認させていただき、手すりが傷ついており、啓発看板を設置いたしました。 また、道路上におけるスケートボードを行う行為は道路交通法違反となりますので、警察に情報提供を行わせていただきます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路室	R7.5.7	R7.5.13
4	せせらぎの道のスロープと手すりを使ったスケボーの件(今日もやっています)	送信LogNo 344、5月4日にも投稿した者です。 総合運動場前のせせらぎの道の階段と手すりでスケボーをしている2人組が今日(5月8日)15時すぎからまた来ていました。 一番総合運動場に近い通路(高いところ)で行っており、通行量が多いのにスピードを出して助走をつけて階段から滑り降りたり手すりの上を滑ったりしていて通行の妨げとなっています。時々失敗しているのも見たので通行中にボードが急に飛んできて怖いのです。 またボードが滑る音・地面に着地する音が周辺のマンションが壁となつてなおさら響いてゴロゴロゴロゴロ…ガシャーン！！という大きな音が繰り返しています。 平日のこの時間ということと見た目から小学生や中学生くらいに見えます。学校でも指導していただけないでしょうか。公道でのスケボーの全面禁止を広く呼びかけ、ポスター作成や見回り、カメラの設置などもしていただきたいです。	本件につきまして、現地を確認させていただき、手すりが傷ついており、啓発看板を設置いたしました。 また、道路上におけるスケートボードを行う行為は道路交通法違反となりますので、警察に情報提供を行わせていただきます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路室	R7.5.8	R7.5.13

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について5	〈質問5)「簡易的な工事」について 水遠池の護岸改修工事は「簡易な工事」ではないとのこと回答でした。であれば、バリアフリー基準に適合させる義務が発生していたこととなります。しかし、実際にはバリアフリー対応がなされませんでした。 これは法律違反と見なせます。誰が、いつ、どのように責任を取るのか、ご説明ください。 〈質問6)公園のバリアフリーの義務について >出入口は特定公園施設ではなく こちらから国交省に問い合わせ、4月16日に「都市公園の出入口は特定公園施設に当たります」という回答を得ています。メールを印刷して提出できます。もしくは、市において国土交通省から取得した文書をご提示ください。 >すべての出入口と主要な公園施設を結ぶ園路は特定公園施設でなく この文章は文法的に複数の解釈が可能であり、内容が不明瞭です。例えば「すべて」がどこに係っているのか不明です。すべての出入口と園路が該当しないのか、一部なら該当するのか、ではどれが該当するのか、この文章では不明です。 どの解釈にしても、「特定公園施設としては、具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場」(ガイドライン p.22)との整合性が取れません。 >起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動円滑化しておく 出入口が複数ある場合、「起点」がどの出入口を指すのか不明です。出入口に「ここが起点である」という定義はありません。これは前回の質問でも指摘しております。 これらの回答は意味が不明瞭かつガイドラインと矛盾するため、説明になっておりません。明瞭でガイドラインと矛盾しない回答をお願いいたします。 >ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましい。 この点について、今までの吹田市の対応は努力義務ですら「義務ではないからやらなくていい」というものであり、ガイドラインを守っているとは言えません。	〈質問5)「簡易的な工事」について これまでも回答させていただいているとおり、当該園路の不陸整正は、附帯工事の主たる内容ではなかったことから、今後、当該園路の改築整備を行う際には、本市で都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 〈質問6)公園のバリアフリーの義務について (質問6-1) >出入口は特定公園施設ではなく こちらから国交省に問い合わせ、4月16日に「都市公園の出入口は特定公園施設に当たります」という回答を得ています。メールを印刷して提出できます。もしくは、市において国土交通省から取得した文書をご提示ください。 (回答6-1) 【国土交通省への質問】 ガイドラインp.22中段部分(出入口及び駐車場から特定公園施設及び～(中略)～移動等円滑化することが望ましい。)の解釈について、公園の出入口が複数ある場合においては、各出入口の経路から特定公園施設及び、主要な公園施設」を結ぶ少なくとも1本以上の(最も一般的に)経路を移動等円滑化する必要があるという認識で良いでしょうか。 例えば、出入口a,b、主要な公園施設Aがあった場合、a-A間を結ぶ経路のうち1本以上と、b-A間を結ぶ経路のうち1本以上は移動等円滑化が必要が有るということでしょうか。(a-A間の経路が移動等円滑化できていれば、b-A間の経路は移動等円滑化の必要はないということではないですよね?) 【国土交通省の回答】 起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動等円滑化しておく必要があると考えます。 ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましいです。 <参考> 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(P34～P35) (質問6-2) >すべての出入口と主要な公園施設を結ぶ園路は特定公園施設でなく この文章は文法的に複数の解釈が可能であり、内容が不明瞭です。例えば「すべて」がどこに係っているのか不明です。すべての出入口と園路が該当しないのか、一部なら該当するのか、ではどれが該当するのか、この文章では不明です。 どの解釈にしても、「特定公園施設としては、具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場」(ガイドライン p.22)との整合性が取れません。 >起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動円滑化しておく 出入口が複数ある場合、「起点」がどの出入口を指すのか不明です。出入口に「ここが起点である」という定義はありません。これは前回の質問でも指摘しております。 これらの回答は意味が不明瞭かつガイドラインと矛盾するため、説明になっておりません。明瞭でガイドラインと矛盾しない回答をお願いいたします。 (回答6-2) 「すべての出入口」と「主要な公園施設」を結ぶ「園路」は特定公園施設ではなく、「起点となる出入口」から「主要な公園施設」までの「経路」を1以上移動円滑化しておく必要があると認識しています。(国土交通省の回答をご参照ください。) また、「起点となる出入口」は公園管理者が設けるものと認識しております。 (質問6-3) >ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましい。 この点について、今までの吹田市の対応は努力義務ですら「義務ではないからやらなくていい」というものであり、ガイドラインを守っているとは言えません。 (回答6-3) 「義務でない＝やらなくていい」という考え方はガイドラインの趣旨ではないと認識しています。現状、バリアフリー化はできていませんが、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保する方が望ましいものと認識しています。	公園みどり室	R7.4.28	R7.5.12
6	岸辺駅周辺の駐輪について	JR岸辺駅における駐輪場の待ち台数は把握されているのでしょうか。 予約を取ろうと思っても1年ほどは待つとのこと。JRの利便性は良く通勤通学で長く利用される方が多くなかなか空きません。〇〇内の駐輪代は高すぎます。他の施設と同等にすべきです。管理人がいない間に無賃で駐輪されていますよ。 駅南側の開発を長期間行うのであれば、まず一時的でもいいので一部のスペースを駐輪場用の場所として空けてください。広大な土地の開発において、全てをフェンスで覆う必要はありますか?一部解放して市民の悩みを早急に解決しながら新たな開発を行っていただきたいです。大型施設を建てて利益を重視しすぎず、大前提に今住んでいる市民の日々の生活に根ざした計画をしてください。 より快適に利用できる為にも、よろしく願います。	JR岸辺駅周辺の自転車駐車場における定期利用の待機数につきましては概ね把握しております。近年、周辺の共同住宅の増加や、自転車の大変型化に伴い、各自転車駐車場の定数が少なくなっていることから定期利用の待機数が増加していると考えられ、利用者の方々には御迷惑をお掛けしております。 なお、駅南側の開発に伴い、(公財)自転車駐車場整備センターが運営する岸辺駅東自転車駐車場を移設する必要がありますが、一時的に仮設を設置し自転車駐車場利用を継続できるよう関係者と協議を進めております。 お手数お掛けしますがよろしく願います。	総務交通室	R7.4.30	R7.5.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	北千里駅 月極駐輪場の増設について	北千里駅付近の市営の月極駐輪場を契約するため、駅前北・駅前南の2ヶ所の管理事務所へ伺ったところ数ヶ月～1年近く待たなくてはならないとのこと。 保育園の送迎のため重い電動自転車の利用は必須であり、2段式や2階以上の建物の利用は難しい。 防犯面から、駅前東第1・第2のような屋外の駐輪は避けたい。 駅前北は下段だと1年以上待ち、駅前南だと数ヶ月(50名以上)待ちと言われている。 契約の予約を行い、現在は駅の時間貸し駐輪場を毎日利用しているが割高であり、いつまで待たなくてはならないのか懸念している。 駅の月極駐輪場が全く足りていないのではないかと。 特に最近マンションも増え、上記同様の、保育園送迎に伴う電動自転車の利用のニーズも多いはず。 (待機児童は減り保育園に入れるようにはなったが、駐輪場の整備は盲点では?) よって以下回答いただきたい。 ・北千里駅の駐輪場の不足について、吹田市役所内で認識されているか。(認識なければ管理事務所へのヒアリングや、市民へのニーズ調査等で実態を把握いただきたい) ・今後の増設について計画はあるか	吹田市 総務交通室からお問合せ内容につきまして、回答いたします。 この度は、北千里駅の駐輪場の不足についてのご意見を頂きありがとうございます。 屋根付きの駐車場につきましては、人気が高くなかなか空きがでないものの現在2月受付の方を案内しているようです。 東につきましては、歩道橋の修繕が6月に完了する予定でその後に東1の駐車場の置場を整理する予定です。 特に大型子乗せタイプの自転車の置場が少なくなかなか空きが出ない状況は把握しております。 今後、東の歩道橋工事終了後に置場を整備し開放する予定ですので屋根付きではございませんが、防犯カメラも設置していますのでそちらの利用も検討をお願いします。 ご質問について、 ・北千里駅の駐輪場の不足について、吹田市役所内で認識されているか。 →北千里駅周辺における自転車駐車場の需要については把握しております。 ・今後の増設について計画はあるか。 →増設の計画はございませんが、今後、南側は開発に伴う自転車駐車場の移転を予定しております。 北につきましては、ラックの使い勝手等の苦情も出ておりますので、大型自転車へも対応できるよう修繕計画を立ててまいります。	総務交通室	R7.4.21	R7.5.1
8	千里山第一噴水の現状	千里山第一噴水は、近隣で生活されている家族(幼児・児童・青少年を含む)や、店舗等の労働者・利用者の休憩所として賑わっておりますが、吸い殻が散乱し、時々噴水に浮いている事もあります。また、飲酒行為もあるようで、空き缶が放置されている事もあります。 リスク、リスク、権利、権利と申し上げるつもりはございませんが、千里山第一噴水は、車両の通行も多く、交通事故のリスクもあるようで、稀に警察官の姿も見かけますが、公共スペースとしては、あまり良い現状とは言えません。 これまでも、同じようなご意見が報告されているのであれば、当該データは廃棄して下さって結構ですが、前例がなければ、どうかご一読下さい。	千里山第一噴水は近隣の方々によく利用されており、清掃等については地元自治会の協力もいただきながら、日常的にきれいな状態を維持していただいておりますが、利用者も多いことから、タイミング的にはゴミが落ちていることもあると思います。本来は各人が綺麗使っていただければ、清掃等の負担も減るものと考えておりますが、まだまだポイ捨て等もあるようで、自治会からの要望等により啓発看板も設置し、利用者のマナーの向上に努めています。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.4.9	R7.4.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について4	〈質問5〉「簡易的な工事」について 市は以下の質問に答えていません。 ◎改築と簡易的な工事の「法的な」違いを明確にし、当該工事が改築ではないことを証明してください 2回目の質問からこの質問をしています。未だに回答していません。これは法的な根拠がないことを示しています。従って「簡易的な工事である」という市の主張には正当性があります。 他に以下の指摘にも答えていません。 ◎当該工事では東屋が建設されており、簡易的ではありません ◎「轢や不陸が発生した部分を整地」するためにウッドチップ舗装する必要はありません。元通り砂利道にすれば済むことです。そこであえてウッドチップ舗装したことは「簡易的な工事」とは言えません 簡易的な工事だと主張されるのであれば、これらの指摘に反論してください。 ―― 〈質問6〉公園のバリアフリーの義務について ●ガイドラインには義務があります 市の主張は以下だと理解しました。 ・省令＝都市公園移動等円滑化基準、が義務である ・ガイドラインは義務ではない これは誤りです。 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」に、 > ◎ 移動等円滑化基準に基づく整備内容 都市公園移動等円滑化基準(※)に基づく適合義務があるものとあります(p. iii)。 ガイドラインに「◎」で書かれた内容は、市が義務だと主張している省令に基づく適合義務があると書かれています。これはガイドラインのわかりやすい場所に書かれており、読んだ人が知らない害がありません。 ●出入口を結ぶ園路はバリアフリーにする義務がある この義務に基づいて「出入口を結ぶ園路は改築時にバリアフリーにする義務がある」と最初の質問で指摘しております。修正してもう一度書きます。 1. ガイドラインでは「特定公園施設」には、その新設・増設・改築について、都市公園移動等円滑化基準適合義務を課す」としています(p. 22) 2. 出入口は「特定公園施設」として解釈できます(p. 22) 3. 「出入口……から特定公園施設……に至るまでの経路を確保し、当該経路を移動等円滑化する必要がある」(p. 32) 4. よって、すべての出入口と出入口を結ぶ園路は、改築時にはバリアフリー基準適合義務があります 5. ただし、同じ出入口を結ぶ園路が複数ある場合は、うち1本でよい。「出入口……から特定公園施設……に至るまでの経路を確保し、当該経路を移動等円滑化する必要がある。各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路を移動等円滑化する」(p. 32)。この「各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路」がそういう意味です。 ●ガイドライン34ページについて >繰り返しになりますが、本ガイドラインP34に記載の通り、バリアフリー化すべき園路として、出入口又は駐車場から、主要な公園施設までの経路を構成し、不特定又は多数の公園利用者が多く利用する園路とされており それは「参考 既存公園の再整備計画の作業フロー」とあるように参考資料であり、「ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり(改訂版)」から引用した部分です。ガイドラインではありません。見ればわかります。 また市が34ページのこの部分に言及したのは初であり、(引)述してはいないことも指摘しておきます。 ●すべての出入口が対象になる 市は公園西側の南の広い入り口から体育館へ至る園路だけにバリアフリーの義務があると主張しています。 しかしガイドラインには「出入口……と主要な公園施設間の経路を構成する園路」が「特定公園施設」と書かれています(p. 22)。「一番広い入り口に限る」などとは書かれていません。 ということは、すべての出入口と主要な公園施設を結ぶ園路は「特定公園施設」であり、改築時にバリアフリーにする義務があります。例えば、真面目側の出入口から体育館に至る園路もバリアフリーの義務があります。 ※ガイドラインが読めないのであれば、国土交通省に確認を取ってください ※文書から文章を引用する場合は必ずページ数を書いてください。社食人の常識です	〈質問5〉「簡易的な工事」について 散策路の不陸整正は水遠池の護岸改修工事に伴う附帯工事の主たる内容ではなかったことから簡易な工事と回答してまいりました。しかしながら、附帯工事全体としましては、不陸整正のみでなく、ご指摘の東屋や柵・ベンチなどの新設工事もあり、建設業の許可を要する工事で、簡易な工事としての見解はなく、その点で相違が生じているようであれば改めさせていただきます。 ウッドチップにつきましては、これまでも回答させていただいているとおり、伐採樹木の再利用を図る上で散策路への敷き均しは適しているものと考え実施したものです。今後、当該園路の改築等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 〈質問6〉「公園のバリアフリーの義務」について 「ガイドラインで義務がある」とされている部分については、本市も義務があると認識しております。 「出入口を結ぶ園路はバリアフリーにする義務がある」「すべての出入口が対象になる」の2点につきまして、国土交通省に確認したところ、次の見解をいただいております。 ・出入口は特定公園施設ではなく、すべての出入口と出入口を結ぶ園路をバリアフリー化する義務はない。 ・すべての出入口と主要な公園施設を結ぶ園路は特定公園施設でなく、起点となる出入口から主要な公園施設までの経路を1以上移動円滑化しておく必要があると考える。 ・ただし、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化園路を複数確保していただく方が望ましい。	公園みどり室	R7.4.7	R7.4.21
10	中の島公園のゴムマットについて	再整備後の遊具広場のゴムマットについてです。 先日、子供と遊びに行きましたが、滑り台やジャングルジムなどの大型遊具の下に敷いている緑のゴムマットですが、硬く、滑りやすい素材が使われています。子供が転倒した際に擦り傷や擦り傷ができやすくて、軽く転倒するだけでも相当な痛みを伴うようです。(大人が手をついただけでも痛かったです) 特に緑と黄色の屋根がある滑り台と白い手すりの間にある通路は傾斜も急で転びやすいように感じました。(一部マットの結束バンドが外れてずれている箇所もありました) 公園自体はどの遊具も魅力的で子供もすごく楽しんでいました！マットの改善をご検討いただけるとさらに安全安心な素敵な公園になるかと思いい投稿させていただきました。よろしくお願いします。	中の島公園の大型遊具の下に敷いている緑のマットは、芝生を人の踏圧から守るために設置した芝生保護材になります。整備後間もないため芝生の生育が進んでおらず、マットが露出した状態となっておりますが、基本的には芝生の生育に伴い覆われていくものです。一部マットがずれている箇所につきましては、定期的に補修してまいります。 引き続き、芝生の生育状況とともに遊具周辺の安全性について注視してまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.4.14	R7.4.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	C04.市HP(Top頁)の新着情報「開発行為等に関する注意事項及び必要な書類」について 提言	4月1日に掲出された標題のタイトルは、市民・企業の方は、これ何！って思われませんか？ ・当該の部署は、誰が何を周知しようとしてされているのでしょうか？ ・広報課は、当該の部署にアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知をお願いします。 ⇒添付画像C04.新着情報「開発行為等に関する注意事項及び必要な書類」 ※写真については、公表していません。	当該の部署は、誰が何を周知しようとしているのかについて 当該更新ページは、水道部ホームページのトップ画面内にある新着情報に掲載し、工事事業者等への周知を目的としておりますが、ホームページ作成システム上吹田市ホームページのトップ画面内の新着情報にも同様に掲載されることを御理解いただけますと幸いです。 (担当:工務室) 広報課は、当該の部署にアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知を、について 適宜、必要に応じて各所管にアドバイスをを行い、マニュアルの周知を図ることで、見やすいホームページの運営に努めております。 (担当:広報課)	工務室、広報課	R7.4.7	R7.4.17
12	C05.市HP(Top頁)の新着情報「手数料、加入金等」について 提言	4月1日に掲出された標題のタイトルは、市民・企業の方は、これ何！って思われませんか？ ・当該の部署は、誰が誰に周知しようとしてされているのでしょうか？ ・広報課は、当該の部署にアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知をお願いします。 ⇒添付画像C05.新着情報「手数料、加入金等」 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	当該の部署は、誰が誰に周知しようとしているのかについて 当該更新ページは、水道部ホームページのトップ画面内にある新着情報に掲載し、市民・工事事業者等への周知を目的としておりますが、ホームページ作成システム上吹田市ホームページのトップ画面内の新着情報にも同様に掲載されることを御理解いただけますと幸いです。 (担当:工務室) 広報課は、当該の部署にアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知を、について 適宜、必要に応じて各所管にアドバイスをを行い、マニュアルの周知を図ることで、見やすいホームページの運営に努めております。 (担当:広報課)	工務室、広報課	R7.4.7	R7.4.17
13	C06.市HP(Top頁)の新着情報「動画。ライオンくんのギモンを公開」について 提言	3月31日に掲出された標題のタイトルは、市民の方は、これ何！って思われませんか？ ・吹田市の業務には色々な仕事があります。市民の疑問には、健康・医療・学校・生活・消防・道路・公園・水道・下水・・・等。 ・当該の部署は、誰が市民の疑問に何を周知しようとしてされているのでしょうか？ ・サイトを開くと、下水道部の污水处理についてでした。タイトルに“下水道部”の付記をされたら・・・ ※推測になりますが、「ライオンくん・・・」のタイトルで市民の多くの方の視聴を期待しておられるのかもしれませんが、関心がない方は、何これ？！・・・期待外れに。また“下水道部”を付記することにより、下水処理に関心がある方は、見てみよう・・・になると思います。 【私見】ライオンと下水処理の連関性が弱く、下水処理されてきれいになった水が川に放流される事から、“川魚”の方が良いのかな？・・・と想ったりしました。 ・広報課は、当該の部署にタイトル表記のアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知をお願いします。 ⇒添付画像C05.新着情報「ライオンくんのギモン」 ※写真については、公表していません。	市ホームページ新着情報のタイトルについて この度は、貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございます。いただいた御意見も参考に、ページの内容を推測しやすいタイトルになるよう検討していきます。 (担当:水再生室) 広報課は、当該の部署にアドバイス並びに、HPのマニュアルの周知を、について 適宜、必要に応じて各所管にアドバイスをを行い、マニュアルの周知を図ることで、見やすいホームページの運営に努めております。 (担当:広報課)	水再生室、広報課	R7.4.7	R7.4.17

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	千里丘つくし野 遊園のボール 遊びについて	何回も訴えていることですが、遊園内でボール遊びが春休みに入って毎日のように行われています。30日の午前中、千里丘中学生1名、山田中学生1名、他中学生1名、小学生5～6名がサッカーをしていました。その時に墓側の真ん中に設置してある「カベにボールをあてないで！」の看板がその子供たちによって、外されたのを現認したので注意しにきました。サッカーも注意したのですが、硬いボールではないと言い張るし、看板は外していないという始末。他にも看板が何枚か外されております。その子供に学校で遊園ではボール遊びはしないように言われていないか？と問いましたが、20時以降にしないようにと言われただけとの回答でした。今でもネットを越えることもあり、また、車に当たるようなことは決してないように、更なる対策をしてほしいです。 この件に対して、早急に連絡してください。よろしくお願いします。	啓発看板の破損等については、他の方からも通報があり、再設置について検討してまいります。なお、公園でのボール遊びや、夜間利用による騒音等、利用者のマナーやモラルに関する苦情は多く寄せられ、これまでも関係部署と連携し対策を行っていますが、他方では、子供たちにボール遊びをさせて欲しいという要望も多くあり、今後も対策を検討してまいります。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.3.31	R7.4.14
15	C01「春の全国 交通安全運動」 の周知について	「春の全国交通安全運動」が4月6日(日曜)～15日に実施されます。また4月10日(木曜)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。 1)吹田市は、3月10日に総務交通室のサイトに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。これでは、市民に周知がされているとは思えません。速やかに掲出が必要と思います。 2)サイト内に、“特定小型原動機付自転車”に乗るときは・・・の項がありますが、“特定小型原動機付自転車”のイメージが出来ません。⇒画像の添付を後日でも構いませんので貼付けをお願いします。	(1)「春の全国交通安全運動」の市ホームページ内のトップページへの掲載につきましては、4月7日付で当該ページに掲載させていただきました。ご指摘いただきありがとうございます。 (2)「特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)」に関する交通ルール等について」のページにつきまして、特定小型原動機付自転車の規格等を掲載させていただきました。 以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。	総務交通室	R7.4.4	R7.4.14
16	ピアノ池	ピアノ池の水位が下がってきています カワセミなどの野鳥が生活できなくなります ピアノ池の保護をお願いします	ピアノ池の水は南側水路から池に水が流入する構造となっておりますが、池への流入口や水路の曲がり部分、桝等で詰まりが発生し、水が流入しにくくなっていると考えられます。4月中旬ごろに浚渫を行う予定となっており、浚渫後には水が流入するようになりますのでご注視いただければと思います。	公園みどり室	R7.4.7	R7.4.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	桃山公園の現状について	いつも市民のために、憩いの場所である公園などの管理に尽力いただきまして有難うございます。桃山公園の現状についてご相談させていただきます。 残念ながら、現在、桃山公園が無法地帯となっています。早朝から夕方まで常に釣り人が複数人堂々と禁止の釣り行為をしている現状です。柵の中に入る方もいますので二重の禁止行為ということになります。成人の釣り人だけでなく、夕方には学校を終えた中学生らしき人たちも集団で堂々と釣り行為を行うようになりました。成人、少年問わず釣り人は増大した感じですが。 先日、池で魚を釣り上げた男性が、魚から釣り針を外した後、魚をナイフで傷つけ殺生し、池に返す行為を目撃しました。その行為を母親に連れられた幼い女の子が見かけ涙を流していた姿に衝撃を覚えました。子供たちにとって癒しで安全の場所の公園が、残酷な光景の場所となっています。また道路に捨てられた釣り針などで、小さな子供や歩行者の怪我のリスクもあります。当然、池の内外のあらゆる保護動物の安全も保証されません。 なんとか釣り行為禁止に対して本腰を入れて取り組んでいただけないでしょうか?今のようにな小さなプレートに小さな字で「釣り禁止」と書いているだけでは何の効果もないはずです。(先日まで短期間、池の中の釣り針などのごみ報告のチラシがありました、今はありません) 今後、釣り人を目撃した場合、どこに連絡したらよい?連絡のつかない時間帯や曜日はどうしたら良いか?あるいは警察に通報することは可能なのか?警察は対応してくれるのか?なども含めて、釣り行為目撃の際に市民として協力できることをご教授ください。 管理者様からの代理回答になるとは思いますが、その場合も、市民の声として公表していただけることを希望します。管理者様の日頃の尽力も承知した上で、管理者様に任せるだけでなく、市役所様も、市民も、一丸となって、桃山公園の状況を変える時期だと強く思います。 釣り人の増大によって、子供たちや保護動物の怪我する可能性は増えてきており、違法行為が容認されている公園のイメージも強くなります。 何卒よろしく願いいたします。	公園内で釣り行為については、常駐の指定管理者による巡視と釣りをしている方への声掛けを実施しており、引き続き強化して行ってまいります。また、設置看板については、より目立つ表示や大きさを変えるなどを検討し、釣り禁止の周知の徹底に努めてまいります。 通報先については、午前9時～午後6時の間は、桃山公園パークセンターに指定管理が常駐しておりますので、パークセンターにご連絡いただくようお願いいたします。また、夜間については最寄りの警察署への連絡をお願いしております。 市としても、指定管理者と協力して、引き続き釣り行為の注意喚起や、安全対策を強化する方法を検討してまいります。	公園みどり室	R7.3.24	R7.4.4
18	B102-「A:豊津駅前・東側の歩道に設置のパイロンが3個破損 & B:点字タイル浮き上がり」について	A:府道敷きですが、違法駐輪対策でのパイロン設置と思います。速やかな対処が必要。 A:パイロンの底部四角部分が破損大、円錐状態。⇒数か月が経過。 ⇒添付画像B102。パイロン破損 Q1:豊津駅から吹田市役所、南千里庁舎など各公共施設への通勤される職員がおられると思いますが、誰も気付いて関係部署に連絡をされないのでしょうか? Q2:豊津駅から吹田市の各施設(駐輪所、保育園、市民プール、体育館、図書館、保健所、総合福祉会館)への通勤ルートですが、誰も気付いて関係部署に連絡をされないのでしょうか? Q3:近くにスーパーが有りますが、周辺に住んでおられる職員は、おられないのでしょうか? B:近くの糸田川上流の暗渠・歩道にある点字タイルが数枚、浮き上がって、つまづき転倒の恐れが。⇒数か月が経過。通勤・通学・日常生活のルートです。 ⇒添付画像B102。点字タイルの浮き上がり数枚 Q4:豊津駅から吹田市の各施設(保育園、市民プール、体育館、図書館)への通勤ルートですが、誰も気付いて関係部署に連絡をされないのでしょうか? C:吹田市は、市職員への安全教育についてどのようにされているのでしょうか。日常の安全教育の所管部署はどこがされているのでしょうか? Q5:市職員(含む指定管理者)への安全教育計画、実施状況の把握(個人別の把握)、危険感受度を高めるための危険予知レベルの机上トレーニング(KYT)はされているのでしょうか。教育のための教材は有りますか? ※安全教育を通じて、非常災害が発生した場合の対応能力の向上が図れると思います。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	設置されているパイロンの破損について 令和7年3月28日に現地確認し、所有者不明のパイロンを撤去させていただきました。また、要望については市民及び市職員も利用可能であるLINE「道路・公園等不具合通報」がありますが、当該案件についての要望は道路室としては受けておりません。 (担当:道路室) 点字タイルの浮き上がりについて 点字タイルの浮き上がりを確認しましたので点字タイルの準備ができましたら張替え作業を行います。 (担当:道路室) 職員等への安全教育について 職員等への安全教育につきましては、施設や道路等の所管部署において実施している安全対策を通じて、安全意識の向上、安全に関する情報の共有などが図られていると考えております。 (担当:人事室)	人事室、道路室	R7.3.24	R7.4.4

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	B103-「垂水上池公園の出入り口通路の瓦が危険」について	桜の開花、お花見の時期になってきました。垂水上池公園の出入り口通路の路面の瓦(8枚)につまづき転倒の恐れがあります。夜間は、足元が暗くなり更に危険です。 ⇒添付画像B103。垂水上池公園の出入り口の瓦 ⇒添付画像B103。垂水上池公園の瓦-2020年3月 ※この画像は、2020年3月に公園みどり室に情報提供をしたものであり、改修をされましたが、この時に周辺も見ておかれたら気付いておられたのに・・・日常の公園の点検に疑問が・・・ ※ベビーカーやシニアカーの方は、地面から飛び出した瓦に困られます。障がい福祉課に供覧願います。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	垂水上池公園の出入り口の瓦は、植樹帯内の修景のため設置されているものですが、バリアフリーのために撤去したU型の車止めの位置が、管理用に出入りした際に違う位置に戻されていたため、植樹帯内を通る動線と重なり、歩行者やベビーカー、シニアカーに支障となっていました。 車止めの位置を植樹帯側に戻し、通路は支障のないように是正いたしました。ご連絡ありがとうございました。	公園みどり室	R7.3.27	R7.4.4
20	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について3	〈質問5〉「簡易的な工事」について 「轍や不陸が発生した部分を整地」するためにウッドチップ舗装する必要はありません。元通り砂利道にすれば済むことです。そこであえてウッドチップ舗装したことは「簡易的な工事」とは言えません。 また市は、東屋建設が「簡易的な工事ではない」ことに反論していません。 また市は、改築と簡易的な工事の法的な違いを明確にしています。 以上のことから、「簡易的な工事だからバリアフリーの義務はなかった」とする市の主張は成立しません。このままでは、市の行為がバリアフリー法違反に当たる可能性があります、どのようにお考えでしょうか？ 〈質問6〉公園のバリアフリーの義務について 公園のバリアフリーの義務については、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に明確な基準が示されています。しかし、市はその元となる難解な「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」を持ち出して、バリアフリーの義務はないと解釈しています。 ガイドラインでは「義務がある」ことを私が最初に示しました。市の省令の解釈はガイドラインと反します。 市の主張がガイドラインとどのように整合するのかを明確に説明してください。	〈質問5〉 これまでも回答しましたとおり、ウッドチップ舗装については、護岸改修工事における工事車両の走行等で、散策路に轍や不陸が発生したことによる復旧として、整地の際に、伐採樹木の再利用を図る上でウッドチップを敷き均したものです。 都市公園移動等円滑化基準に適合した園路の改築が実施できたとの認識はなく、今後、当該園路の改築等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 〈質問6〉 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号(平成24年3月1日改正))」とは、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(Ⅱページ本ガイドラインにおける各法令等名の略称)」にも記載のとおり、都市公園移動等円滑化基準のことです。 また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」は、公園施設の整備を行う際の考え方を示したもので、「公園管理者等は、都市公園移動等円滑化基準を順守した上で、本ガイドラインの考え方を基本として施設整備を行うことが望まれる。」とあることから、都市公園の整備においては、まず都市公園移動等円滑化基準を満たすことが必須であり、それに加えて、より利便性の高い公園を目指すために本ガイドラインを活用するものとされ、省令が本ガイドラインに反するものではないと認識しております。 繰り返しになりますが、本ガイドラインP34に記載の通り、バリアフリー化すべき園路として、出入口又は駐車場から、主要な公園施設までの経路を構成し、不特定又は多数の公園利用者が多く利用する園路とされており、出入口を結ぶ園路全てをバリアフリー化する義務はないと認識しております。	公園みどり室	R7.3.19	R7.4.2

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	吹田市職員は 中学校レベル の国語ができな い3	●質問1,2について >看板作成等については業務に関わる職員で議論のうえ決定し、内部の決裁を経て購入しております この文章は正式な確認を経たものだということがわかりました。 ●質問3について >啓発でのインパクトを重視するため、短文かつ強い口調の表現を使用した 前回は「文字数が多くなり啓発効果が弱まる」と説明したのに、今回は「インパクトを重視」という説明に変わりました。市の主張には一貫性がありません。 また「この場所は駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」より「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」の方が啓発効果が強いという根拠は不明です。 目的語のない(意味の不明瞭な)文章の方が啓発効果が強いとは考えられません(看板の文章は短時間で意味が伝わることが重要です)。 ●質問4について 最初の私の質問は「この看板の修正する予定はありますか。その予算は。(ある場合、具体的なスケジュールを提示してください。予算は人件費も含みます)」でした。 それに対して市は最初「問題が改善されれば看板を撤去する予定です」と回答しました(修正については未回答)。 それが次は「『一時的だから』を理由に修正不要との考えではございません」と言い出しました。市の主張には一貫性がありません。 修正が必要なら当初の質問に答えてください。 ●結論 ・この文章は正式な確認を経ている ・にもかかわらず目的語が書かれていない ・現在の文章であるべき正当な理由がない 以上から導ける結論は「市役所は適切な文章の確認ができなかった」です。これ以上無駄な時間を費やさず、改善してください。	御指摘のとおり当該看板には目的語が記されておりません。 当該看板設置後、放置自転車等の台数は減少しており一定の役割を果たしたと思われますので近日中に看板を撤去する予定です。 看板撤去後に問題が再燃すれば再設置も検討いたしますが、その際は「様々な人が見る公的な案内は、推測せずとも誰でも理解できるもの」「看板の文章は短時間で意味が伝わることが重要」の御意見を改めて真摯に受け止め、看板の作成をはじめ放置自転車対策に努めてまいりますのでご理解下さいますようお願い申し上げます。	総務交通室	R7.3.26	R7.4.2

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	吹田市職員は 中学校レベル の国語ができない2	前回の質問1,2に未回答のままです。改めてご回答をお願いいたします。 ●質問3への回答について ご回答では、「意図的にこの文章にした」とのことでした。しかし、その理由として示された「文字数が長くなる」という説明には正当性がありません。 ◎市が例示した文章 「この場所は自転車等放置禁止区域です。放置自転車等は撤去します。」(句点は省略できるため、句点を抜いて29文字) ◎私が提案した文章 「この場所は駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」(句点を抜いて22文字) ◎現状の文章 「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」(20字) → 私の案との差はわずか2文字です。 → 看板のスペースを考えても、2文字の増加が問題となるとは考えられません。 さらに短縮した形として 「ここは駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」(句点を抜いて20文字) とすることも可能です。 わざわざ長い文章を提示するまでもなく、短く正確な表現が可能であるにもかかわらず、それを採用しなかったという点で、市の説明には合理性がありません。 ●質問4への回答について 看板はそのうち撤去するから修正に無駄な税金は発生しないという婉曲的な主張だと推量しました。 しかし、看板を撤去すれば放置自転車が再び増加するのは明白です。そのため、 ・看板を撤去した後、再設置することになる可能性が高い ・看板を再設置するならば、その際に適切な文章に修正する必要がある したがって「一時的だから修正不要」という市の主張は根拠がなく、無意味な言い訳にすぎません。 看板の修正は不可避であり、いずれにせよ対応が必要になることは明らかです。 結論として、市の回答は論理的に破綻しており、質問に誠実に答える姿勢が見られません。 改めて、質問1,2にもご回答をお願いいたします。	平素は市政発展に御協力いただきまことにありがとうございます。 前回の回答においてお伝えしましたが、この看板設置の目的は当該場所における放置自転車等による通行障害の早期の解消、事故防止であります。 質問1・2について 担当課は吹田市土木部総務交通室交通担当です。 この看板は、10年以上前から使用しているものであり、今まで他の場所でも使用しており一定の効果が出ていることから当該場所にも設置いたしました。 また看板作成等については業務に関わる職員で議論のうえ決定し、内部の決裁を経て購入しております。 質問3について 説明の中で、「文字数が」とありますが、お伝えさせていただきかかったことは、啓発でのインパクトを重視するため、短文かつ強い口調の表現を使用したものです。 しかしながら、啓発看板につきましては、受け取り手の行動を変えることが最も重要であると考え、いただいた御意見を真摯に受け、今後の参考として取り組んでまいりたいと思います。 質問4について 当該場所においては、放置自転車等による通行障害が起こっており事故にもつながる可能性があります。その解消、防止を目的として設置したため一定の効果が確認できれば、看板を設置する必要性の有無、必要であるならば、どのような文章の看板を設置するかを判断いたします。 「一時的だから」を理由に修正不要との考えではございませんので、御指摘されているような意図はございません。 放置自転車等対策については、御指摘いただきました通り「いちごっこ」であり、一定の効果が出てもしばらくすれば元にもどる、この繰り返しになりますが、その時々状況に応じた看板を設置することには、通行者の安全を守るためには必要な事と考えております。 以上、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。	総務交通室	R7.3.11	R7.3.25
23	B101-「3月16日の“すいすいバス(千里山地区等)”の一部運休について」今後は、市HP(Top頁)の新着情報に掲載が必要。	3月16日(日)に、「大阪・関西万博開催記念 駅伝 2025開催」が行われましたが、“すいすいバス(千里山地区等)の一部運休情報について”は、“コミュニティバス「すいすいバス」”のサイトに記載がされていましたが、一部運休については、バス停に着いてから貼り紙を見るまで分かりません。市報3月号にも掲載がされていませんでした。 【私見】 “すいすいバス事業”は、吹田市がされています。運行・管理は阪急バスに委託されていますが、個人的には“吹田市営のバス”と思っています。 ・運行で一部運休をされるのなら、市民に周知が必要。千里ニュータウンのマラソンコース沿いの道路には、交通規制の大きな立て看板が設置されていますが、千里山駅周辺では駅伝が行われる事も知らない方がおられました。 ⇒“すいすいバス事業”の主管部署である、総務交通室は、事業者として利用者視点での周知が必要と思います。 ※広報課に供覧を願います。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。	すいすいバス(千里山地区等)の一部運休の情報につきましては、総務交通室HP及びすいすいバス各バス停に掲示させていただきましたが、すいすいバス(千里山地区等)ご利用者という限定した方に向けた発信となるため、市HPトップページの掲載までは行いませんでした。今後におきましては、いただいたご意見を参考に、利用者視点での周知に努めてまいります。	総務交通室	R7.3.17	R7.3.24

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について2	●回答1について<質問5> 1.「令和2年度の護岸の災害復旧」とは具体的に何を指しますか？(工事の詳細を明示してください) 「簡易的な工事だからバリアフリー適用義務はなかった」とのことですが、 2. 簡易的な工事でウッドチップ舗装をする必要があった理由を説明してください。 3. ウッドチップ舗装の1回の予算はいくらですか？ 簡易的と言える金額ですか？ 当該工事では東屋が建設されており、簡易的ではありません。 4. 当該工事が「改築」ではないとする根拠が不明です。改築と簡易的な工事の法的な違いを明確にし、当該工事が改築ではないことを証明してください。 ●回答4について 私の質問は「北千里体育館以外の出入口へ至る経路もバリアフリー適用義務があるのではないか」というものです。 >出入口(及び駐車場)から主要な公園施設(及び特定公園施設)に至るまでの経路のうち最も一般的と認められる経路とされることから、出入口を結ぶ園路のすべてを対象とするものではない この回答の根拠はガイドライン32ページだと思われませんが、そこに書いてあるのは「出入口への経路が複数ある場合、バリアフリーの義務があるのはそのうち最も一般的な経路である」という意味であり、論点がずれています。私の質問は、経路が複数ある場合を前提にしていません。 <質問6> ・市職員の「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」という説明は誤りではないですか？ ・実際には箕面市側などへの出入口への経路もバリアフリーにする義務がありますね？ 「はい」か「いいえ」でお答えください。	平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御質問いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。 <質問5> ・「令和2年度の護岸の災害復旧」とは具体的に何を指しますか？(工事の詳細を明示してください) 水遠池の自然護岸部分の崩壊があったため、張りブロックを施した護岸に改修する工事を平成29年から令和2年度まで、約4年かけて実施したものです。 ・簡易的な工事でウッドチップ舗装をする必要があった理由を説明してください。 ウッドチップ舗装については、散策路としての位置づけであった土の園路部分を護岸改修工事の中で工事車両の走行等で使用したため、雑や不陸が発生した部分を整地し、別で実施している伏採樹木をチップ化する業務で出たウッドチップを園路全体に敷き均し、散策路として利用できるように復旧したものです。東屋につきましては、当初、散策路内にベンチの設置を考えておりましたが、地域から、日除けや雨除けとなるものとの要望があり、設置したものであり、今後、園路の改修等整備を行う際には基準に適合するよう検討してまいります。 ・ウッドチップ舗装の1回の予算はいくらですか？ 簡易的と言える金額ですか？当該工事では東屋が建設されており、簡易的ではありません。 伏採樹木をチップ化する業務で出たウッドチップを使用しているため、材料費はかかっておらず、ウッドチップの運搬と敷き均しに費用(約300円/㎡)がかかっております。通常のアスファルト舗装(約2,200円/㎡)に比べると比較的安価な舗装と考えております。 ・当該工事が「改築」ではないとする根拠が不明です。改築と簡易的な工事の法的な違いを明確にし、当該工事が改築ではないことを証明してください。 散策路としての機能復旧に向けた不陸整正が目的でありましたので、簡易的な工事と考えており、園路の改修は今後の再整備と合わせて検討してまいります。 <質問6> ・市職員の「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」という説明は誤りではないですか？ 千里北公園魅力向上ワークショップ開催時に御説明した内容は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十五号)第三条に基づくものです。同条第七号には、「第四条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。」とあることから、出入口を結ぶ園路のすべてを適合義務の対象とするものではないと認識しております。 今後、当該園路の改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 ・実際には箕面市側などへの出入口への経路もバリアフリーにする義務がありますね？ 「はい」か「いいえ」でお答えください。 いいえ。上記と繰り返しになりますが、出入口を結ぶ園路全てをバリアフリー化する義務はないと認識しています。 以上、御理解賜りますよう、よろしく御申し上げます。	公園みどり室	R7.3.5	R7.3.19
25	B99-「大阪・関西万博開催記念 ACN EXPO EKIDEN 2025開催」について交通規制の情報の追加が必要	標題について、3月10日に市HPIに掲出がされましたが、阪急バスの一部が運休になり、タイトルおよび情報追加が必要 ⇒添付画像。B99-阪急バス一部便の運休【2025年3月16日(日)】 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘ありがとうございます。 当該ページに阪急バスの一部が運休になることを追加いたしました。 https://www.city.suita.osaka.jp/bunka/1018347/1018350/1038287.html	文化スポーツ推進室	R7.3.11	R7.3.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	吹田市職員は 中学校レベル の国語ができな い	数ヶ月前、市が北千里駅前のイオン前に「この場所は時間、曜日に関係なく撤去します」という看板を立てました。 この文章は目的語(連用修飾語)が抜けており、何を撤去するのかが明確ではありません。違法駐輪がある場所なので自転車だと推測はできますが、様々な人が見る公的な案内は、推測せずとも誰でも理解できるものでなければなりません。また違法駐輪がないときは推測が困難になります。 さらに、駐輪禁止な場所は通常、日時を問わないため、「時間、曜日に関係なく」という文言は不要です。 正しくは以下のように書くべきです。 「この場所は駐輪禁止です。放置自転車は撤去します」 目的語(連用修飾語)は中学校で習う文法です。市職員が中学校レベルの文章を書けないのは、あってはならないことです。現状では市民に意味が明確に伝わらず、看板を修正すると税金の無駄が発生します。 このようなミスが表に出るのは、職員だけでなく、市役所の体質にも問題があると考えざるを得ません。 ●質問 1. この看板の文言は、誰がどのように決めましたか(担当者の所属部署も含めて具体的に回答してください) 2. 看板の文言を決定する際、適切な文章かどうかをチェックする仕組みはありますか(ある場合、その具体的なフローを説明してください) 3. なぜこのような中学校レベルの文章ミスが発生したのですか(人的ミスなのか、チェック体制の不備なのか、具体的な原因を説明してください) 4. この看板の修正する予定はありますか。その予算は。(ある場合、具体的なスケジュールを提示してください。予算は人件費も含みます)	平素は市政発展に御協力いただき、まことにありがとうございます。 また今回は、貴重なご意見ありがとうございます。 いただきましたご意見につきまして以下のとおり回答させていただきます。 当該場所は放置自転車等が多数あり、歩行者等の通行に支障が出ております。 市民の方からの改善要望も多数寄せられており、自転車等を放置する人への啓発強化を重視し、設置いたしました。 ご指摘のとおり「推測せずに誰でも理解できるもの」に沿う文章としては「この場所は自転車等放置禁止区域です。放置自転車等は撤去します。」であると思われますが、文字数が多くなり自転車等を放置する人への啓発効果が弱まると考え当内容にいたしました。 また、放置自転車等についての一時的な対策であり、看板設置後に放置自転車等の台数は明らかに減少しており、問題が改善されれば看板を撤去する予定です。 以上、ご理解のほど宜しくお願いいたします。	総務交通室	R7.3.3	R7.3.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について	千里北公園の水遠池の南西の小道は、2.3年前にウッドチップ舗装されましたが、バリアフリー法および関連ガイドラインに適合していない可能性があります。 1. バリアフリー法および関連ガイドラインの規定 2008年、バリアフリー法 (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/)(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001349371.pdf)を受け「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001473665.pdf)が策定されました。 ・ガイドラインでは「特定公園施設には、その新設・増設・改築について、都市公園移動等円滑化基準適合義務を課す」としています(p. 22)。 ・「出入口から主要な公園施設間の経路を構成する園路」は特定公園施設です(p. 21)。 ・出入口は特定公園施設です(p. 22)。 2. 水遠池の南西の小道にはバリアフリー基準適合義務がある ・水遠池の南西の小道は出入口と出入口を結ぶ園路であり、「出入口から主要な公園施設間の経路を構成する園路」です。 ・よって、同小道は特定公園施設に該当し、2.3年前の改築時にはバリアフリー基準適合義務がありました。 3. ウッドチップ舗装はバリアフリー基準に適合するか ・ガイドラインで、道路の路面は「平坦で固くしまっている仕上げとする」ことが「積極的な対応が求められる」とされています(p. 42)。 ・ウッドチップは「平坦で固くしまった仕上げ」というガイドラインの求める条件を満たしていない疑いがあります。 ・時間が経つとウッドチップは流失し、砂利道が露出します。この小道もウッドチップ舗装後にウッドチップが流出し、1年ほどそのまゝの状態で放置されていました。これはバリアフリーではありません。 4. 市の説明とその問題点 市は「半分をウッドチップ舗装、もう半分をアスファルトなどの舗装」とする計画を示しています。しかし、ウッドチップ舗装は状況に応じて高さが変化するため、道の真ん中に不規則な段差ができ、歩行者にとっても車イスにとっても危険な恐れがあります。 また2023年の千里北公園魅力向上ワークショップで、千里北公園の東側の園路について「改築時にバリアフリー義務があるのは、南側の主要出入口から北千里体育館までの道だけ」と市職員が説明しましたが、これはガイドラインの解釈に誤りがある可能性があります。 ・出入口は特定公園施設であり、出入口を結ぶ園路は特定公園施設です。 ・よって、すべての出入口を結ぶ園路は、改築時にはバリアフリー基準適合義務があります。 ●市への質問 1. 水遠池の南西の小道は「特定公園施設」に該当し、2.3年前の改築時にバリアフリー基準に適合させる義務があった。しかし適合せなかったと認めますか。 2. バリアフリー基準に適合していない場合、いつ適合させる改修工事を行いますか。また、不適合状態にしたことと追加予算がかかることについて、誰がどのように責任を取りますか。 3. 半分をウッドチップ舗装にし、もう半分をアスファルトなどの舗装にすることの危険性を検証していますか。したのであればその結果を教えてください。 4. 出入口を結ぶ園路は、改築時にすべてバリアフリー基準適合義務があるという認識でよろしいですか。	平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御質問いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。 1について 水遠池の南西の小道は、令和2年度に護岸の災害復旧として実施した千里北公園水遠池護岸改修工事に伴い、簡易でクッション性のあるウッドチップを撒いたものであり、都市公園移動等円滑化基準に適合した園路の改築を行ったものではございません。今後、当該園路の本復旧として改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合する義務があると認識しております。 2について 今後、当該園路の改修等整備を行う際には、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討してまいります。 3について 千里北公園魅力向上ワークショップの開催当時にお示したものと思われる計画イメージ図は整備内容の決定事項ではなく、御指摘の舗装についての検証は行っていませんが、園路整備の際には、都市公園移動等円滑化基準に適合し、かつ安全性を確保した舗装となるよう、その構造や種類などについて検討してまいります。 4について 都市公園移動等円滑化基準適合義務の対象となる園路につきましては、出入口(及び駐車場)から主要な公園施設(及び特定公園施設)に至るまでの経路のうち最も一般的と認められる経路とされることから、出入口を結ぶ園路のすべてを対象とするものではないと認識しております。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.2.19	R7.3.5
28	へらぶな釣り可能池	危険なルアー釣りは禁止でも良いが比較的安全な浮き釣りを公にできる池を設けて欲しい。	釣堀に関しましては、千里南公園の釣堀が廃止された際に、廃止を惜しむ声をいただいております。ただし、利用者等の安全確保に向け、管理者が常駐する必要があるため、管理者が常駐する主要な公園で、民間活力を導入するなど、その設置の可能性について検討を進めてまいります。	公園みどり室	R7.2.17	R7.2.26
29	JR吹田駅北口の駐輪スペースについて	JR吹田駅北口の改札階段目の前の駐輪スペース、自転車が駐輪されている場所につきまして、防犯カメラは設置されていますでしょうか？もし設置されていればなのですが、最近、毎週月曜日の午後10時前後になるのですが、その駐輪スペースに止められた自転車10数台程？並んでいるのですが、その自転車を故意にドミノ倒しで倒していく不審者を何回か確認しており、このご時世ですので怖いなと思い、もし可能であれば、調査の程申し訳ありませんがお願い出来ませんでしょうか？	情報頂きありがとうございます。 こちらのスペースにつきましては、自転車等放置禁止区域であり、駐輪スペースではありません。 また、防犯カメラもありません。ご指摘の内容については、吹田警察署へ情報提供を行ないます。	総務交通室	R7.2.19	R7.2.26

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	ハートフルゲートの撤去	吹田市円山町3にある垂水上池公園は現在工事中である上の川周辺まちづくり基盤整備により豊津からこの公園まで道が広がり遊歩道ができています。 遊歩道から横断歩道をわたり正面の入り口はU型バリカーが張り巡らされ車椅子やベビーカーでは段差もあり全く入れず関大側へ移動して2つ目のトイレ側の入り口はハートフルゲートと呼ばれる回転式の柵が設置されています。この柵は重度の障がい者では動かす事が出来ず、また大型の電動車椅子やシニアカーの市民は公園に入る事が出来ません。これは移動の自由を制限されています。早急にこのハートフルゲートを撤去し、どの入り口からも出入りできるようバリアーの設置位置を変更して下さい。また市内の公園で他にこのハートフルゲートが設置されているなら撤去をし、車椅子等でも自由にできる公園にしてもらいたい。	垂水上池公園のハートフルゲートにつきましては、ご指摘のとおり重度の障がい者の方や、大型電動車椅子やシニアカーを使用の方は利用できない状況となっておりますので、公園内の工事で撤去を行いました。 車止めは、車両の侵入や子供の飛び出し防止など公園利用者の安全確保を目的に設置しておりますが、一方で「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、バリアフリーにも配慮する必要がありますので、立地や利用状況も勘案しつつ、形状や配置を検討し改修してまいります。今後もお気づきの公園がございましたら、個別に検討してまいりますので、ご連絡いただきたく存じます。	公園みどり室	R7.2.7	R7.2.14
31	吹田市山田東付近の交差点の右折について	山田東付近、こもれび通り、西山田地区公民館の北側から来た車が交差点で右折する際、右折の信号がない為、対向車の交通量が多くなかなか渡れません。その為によく渋滞となっています。 右折信号をつけてもらえないでしょうか？	頂きました内容を警察にお伝えしたところ、右折専用レーンがない交差点では、右折信号を設置することができません。このため、現状、右折専用レーンのない当該交差点においては右折信号を設置するのは困難であるとのことです。	総務交通室	R7.1.20	R7.1.28
32	吹田市のeVTOL(いわゆる空飛ぶクルマ)に対する取り組み	吹田市の産業振興と次世代モビリティへの取り組みについて伺います。日本全体でeVTOL(電動垂直離着陸機)の普及が注目される中、大阪・関西万博でもその活用が期待されています。吹田市でも地域活性化や観光促進を目的に、eVTOLの取り組みを進めてみてはいかがでしょうか。 特に、万博記念公園や市役所、市内の高層マンションのヘリポートを活用し、離発着場として整備することで、交通の利便性向上とともに地域のブランド力を高める効果が期待できると思います。 吹田市として、こうした先進的なインフラ整備についてどのようにお考えかお聞かせください。また、JOBYやトヨタ自動車などの連携を視野に入れた実効性のある取り組みを進める計画があるかについても教えてください。	総務交通室では、吹田市地域公共交通協議会にて関係運行事業者及び行政機関等から吹田市公共交通維持・改善計画の策定及び同計画の実施に必要な事項についての意見、助言等の聴取を行っておりますが、現時点においてヘリポート整備等によるeVTOLの取組、JOBY・トヨタ自動車との連携した計画はございません。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	総務交通室	R7.1.6	R7.1.16
33	JR吹田駐輪場について	JR吹田地下の駐輪場が定期専用となり、新しく新設された駐輪場がメロード吹田横にあります駐輪できる台数が少なすぎて、駐輪レーンではない場所に自転車駐輪されています。 また、すぐ近くにあるメロードの屋内駐輪場も同じ状態です。 いつ行っても駐輪できない人が困った顔で立ち往生している様子を見ます。 平日でもこのような状態が多くて駐輪できずとても困ります。 前の地下駐輪場の時はこんなことがなかったですし、とにかく増設していただきたいです。	市営自転車駐車場をご利用いただきありがとうございます。 JR 吹田駅前北第2自転車駐車場につきましては、地下にありました一時利用の定数を確保いたしました。ご指摘のとおり曜日、天候にもよりますが、9:30～11:00の間に一時的に満車となる傾向にあります。9月に自転車分13台を増やしましたが、現在も同じような状況です。 設置できる場所を探しているところではありますが、見つからない状況です。 今まで、自転車を利用されなかった方等が利用され、利用台数が増加しておりますので、徒歩圏内の方には利用を控えていただく等の少しのご協力をお願いしております。 今後につきましては、地下置場の改修、土地の取得行動の継続を行ってまいります。	総務交通室	R6.12.27	R7.1.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	公園の安全管理について	以前、子どもが千里南公園内でくぎを踏み負傷した件でご連絡した者です。 その件については対処したとご連絡いただき安心しておりましたが、最近千里南公園で遊んでいた際、前回負傷した場所を通りかかると、はずれた板がそのままになっておりました。 負傷後に、危ないと思い釘の先端が下を向くように板を裏向けて置いておいたのですが、それがそのままそこに置かれていました。 すぐに対処していただいたとのことですが、全く改善されておらず、市政に対する不信感を抱きました。 安全に公園を利用できるよう、どうか真摯に対応いただくようお願い申し上げます。	令和7年1月7日に直接電話にて申出人に詳しく内容を伺い、至急対応する旨を伝え承していただきました。 その後直ちに現地確認し、令和7年1月8日に危険であると申し出ていた板柵を撤去しました。	公園みどり室	R6.12.27	R7.1.7
35	北の町遊園のゲートボールによる占有に対する苦情	北の町遊園(吹田市垂水町1丁目54)の老人による、ゲートボールによる全面占有で、1歳過ぎの幼児が公園で安全に遊ぶことが出来ません。午前中の暖かく、気候の良い時間に占有するため、公園の公共性が保てていません。子供が利用できる範囲がゲートボールにより制限され、子供の安全に影響を及ぼすため、ゲートボールを利用禁止にして頂く処置をお願いします。	公園は皆さんで譲り合って使っていただくのが原則で、ゲートボールを利用禁止にすることは出来ませんが、様々な年代の方がお互いに譲り合いながら利用していただくよう、啓発を図ってまいります。	公園みどり室	R6.12.25	R6.12.27
36	千里丘つくし野遊園のボール遊びについて	件名の件にて、防犯カメラ設置、遊園内の外灯を点灯させないこと、遊園入口にサッカー、野球禁止看板設置、遊園内自転車乗り入れ禁止、等、遊園ですべてにおいて、ボール遊びを禁止するように訴えてきたのに、10月16日の返事以来、何も対策がされていないし、連絡もきておりません。現在も毎日のように小学生、中学生がサッカー、野球をしており、また、ネットを超えて車に当たるのか？不安で仕方ありません。近くにある千里丘北公園では入口にサッカー、野球禁止看板が設置しており、ボール遊びをしているところをみたことがないです。昔はやっていたため、家側には大きなネットが設置しており、それを超えることはないと思いますが、つくしの遊園は場所が大きく、ネットも低いいため、思いっきり打つ、蹴るなどすれば、ネットを超えてきます。現に何回も超えて車に当たっています。早急にさらなる対策をお願いします。それと継続的にこちらに連絡していただけますか？何回もこの場で警告をしていますので、よろしくお願いします。配布文書についてもどうなっているのか？まったく連絡がありません。どういう対応になっているのか？早急に連絡をお願いします。	公園は市民にとって必要な施設ではありますが、隣接住民の方が過度な負担を負うべきものでもないと考えております。千里丘つくし野遊園のボール遊びの件につきましては、お話しさせていただきました方向で、これからも対応していきたいと考えております。	公園みどり室	R6.12.11	R6.12.25
37	歩道での呼び込み・声掛け	〇〇様の前の駐車場にて最近、昼間の営業開始した弁当屋さんですが、目の前の歩道に出てきて歩行者への呼び込みを行っており、通行の妨げや大声で迷惑しています。 歩道での呼び込みに許可を出していますか？	令和6年12月23日付けで現地確認しましたが、お問合せいただいた状況を確認できませんでした。なお、歩道における呼び込み等の道路使用許可については吹田警察署が許可を行うもののため、吹田警察署に情報提供させていただきました。今後、通行の妨げになっている際は110番通報してくださいと回答がありました。	道路室	R6.12.20	R6.12.24

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	江坂公園でのイベント	休日に江坂公園内で行われるイベントで、バンド演奏やマイクを使って歌唱することが多くなってきたように感じますが、近隣のマンションに住んでいてかなりイベント時の騒音に悩まされています。 地上を歩いている時よりも、高層階に上がってきた時の方が煩わしく感じます。 もう少し音量や歌の内容などご配慮いただけると有り難いです。	指定管理者より回答させていただきました。	公園みどり室	R6.12.16	R6.12.18
39	末広公園について	今回は、末広公園につきまして、大通り側の出入り口におきまして、横の店舗が入る建物に面し、公園と仕切っている少し小さめの柵におきまして、長年の劣化なのか、汚れや破損等が目立ってきているように見えましたので、念のためと思いご連絡しました。一応、調査、対応の程宜しくをお願いします。	ご指摘いただきました末広公園の柵について、調査させていただきました結果、老朽化は見られますが、ガタツキもなく、直ちに補修を要する状況ではありませんでした。 今後定期的に経過観察してまいりたいと考えております。 また何かお気づきの点がございましたら、ご連絡いただきたく存じます。	公園みどり室	R6.12.9	R6.12.16
40	B42-4。【2024年改正道路交通法】自転車違反に「青切符」「赤切符」。(「後略」)について	先日、吹田市営の駐輪場(有人)の前を通りましたが、【2024年改正道路交通法】に関する注意喚起の案内文の掲示が有りませんでした。 ・大阪府警が、自転車の酒気帯び摘発。罰則強化からわずか1週間で24人の報道がありました。 ⇒市民への注意喚起の管轄は、吹田警察署と考えますが、吹田市営の駐輪場の利用者への注意喚起は、吹田市がされたいかがでしょうか？ ⇒12月に入ると、忘年会シーズンになります。また街に出掛けても自転車の交通安全ルールが守られていない周知の現状。お忙しいとは思いますがよろしくお願い致します。 [参考。大阪府の「自転車マナーアップ強化月間。11月」] ⇒添付画像B42-4。大阪府-自転車マナーアップ強化月間。11月1日から11月30日 ⇒添付画像B42-4。大阪府-自転車マナーアップ強化月間。主な取組 ※取組の項目の中に、「啓発ポスター約13,000枚、リーフレット約65,000枚を市町村、警察署等を通じて配布」の記述があります。 ⇒吹田市と吹田警察署の連携がどのようになっているのか分かりませんが、ご検討願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」である事から、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。	現在、市内の主要な自転車場内に【2024年改正道路交通法】に関する注意喚起のポスターを掲示しております。今後も吹田市内での自転車等の交通ルール遵守徹底に警察とも連携を図りながら啓発活動にも努めてまいります。	総務交通室	R6.11.25	R6.12.11
41	遊歩道の自転車通行(乗用)禁止の表示徹底	JR吹田～岸辺～千里丘のレールサイド遊歩道を毎日ウォーキングしておりますが、自転車通行禁止の表示看板も3～4枚しか設置されていない。車椅子の方、高齢者、幼児連れのお母さん、ベビーカーの方、多くの方が利用していますが、毎日、何の疑問も持たない人が自転車でスピード出して駆け抜けています。悲しい重大事故が発生しないうちに「自転車通行禁止」表示徹底してください。具体的には、看板よりも路面へのペイント等です。摂津市側には何の看板もありませんので吹田市と摂津市で合同で対応してください。	現地調査を踏まえ、当該道路が歩行者専用道路であると分かりやすくなるよう自転車通行禁止の路面標示を検討させていただきます。また、いただいた貴重なご意見につきましては、摂津市に情報共有いたします。	道路室	R6.11.28	R6.12.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
42	B61。「片山公園入口の車両進入防止用のポール取扱い・管理(危険)」について	片山公園入口(市民プール前)の車両進入防止用のポールが、車の進入時に抜かれて駐車場のフェンスに時々立てかけたままになっており、倒れると危険です。またポールを抜いた跡は、穴が空いたまま危険です。薄暮時期や夜間は特に危険。 ⇒添付画像B61-抜いたポール、穴。上:8月7日。下:11月16日。⇒公園内、体育館を見ましたが車は見かけませんでした。 公園利用者の幼児・園児・児童他の方など多くの方が通行されます。URの方の近隣スーパーへの通り道にもなっています。杖をついた通行者もおられます。夏季の市民プール利用時には特に危険です。 ⇒添付画像B61-プール前。サンダル ⇒添付画像B61-片山公園利用者-1 ⇒添付画像B61-片山公園利用者-2 ⇒添付画像B61-片山公園-夏祭り Q:片山公園を管理しておられる部署は、公園への車の進入時のポールの取外し・復元の日常の運用管理は、誰がどのようにされているのでしょうか。また車で進入される方にどのような留意事項を指示されているのでしょうか? ポールに鍵が必要と思います。穴のケ所には、一般的には蓋がされています。再発防止のために今後どのようにされますか? ※公園を利用されている片山保育園ならびに、通勤ルートとして通行をされていると思われる市民プール、体育館、図書館の方の危険感受度を高めて頂くために供覧を願います。 ※危機管理室は、現在、「安心安全の都市づくり推進計画の廃止に対する意見について集約中」であることから、供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ご要望の箇所にあります車止めについては、園内立入りする関係者が取外し、取付けしてから通行するものです。危険な状態を誘発しないよう、関係先へは取付け忘れがないよう、指導いたしました。 また、車止めの鍵につきましては今年度末までの改善を図るよう努めます。	公園みどり室	R6.11.26	R6.12.6
43	高野公園内にある危険な階段の修繕についてのお願い	高野公園のブランコがあるところから、玉川学園高野公園保育園へ向かうときにある階段の修繕ありがとうございました。 この階段は非常に危険であったため、子どもたちもとても喜んでいました。 今回、幅の狭いほうを修繕していただきましたが、幅の広い側の階段も今後修繕予定でしょうか。 保育園の行き来に使用する幼い子どもも多いので、幅の狭い方の階段と同様に幅の広い側の階段も早急に修繕していただきたいです。	高野公園の階段につきましては、片側ではありますが手摺がある方の階段を補修させていただきました。もう片側もとのご意見いただきましたが、市内には500箇所以上公園等があり、限られた予算で維持管理しております。施設の老朽化も進む中、高野公園以外にも補修要望は多いため、全てを実施することは難しく、優先順位の高いものから実施しております。 この度補修させていただきましたところを、安全に通行していただきまようようお願い申し上げます。	公園みどり室	R6.12.2	R6.12.5

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44	公園の安全管理について	先日、子どもが千里南公園で釘(3センチ程)を踏み、靴底を貫通して足に刺さりました。1センチほど足に刺さったようで酷く痛がり、一時出血も多く認められた為休日急病に行き抗生剤を処方されました。 その釘は、植栽の土の崩れ防止用の板の固定に使用されていた物で、板と共に釘の先端が真上になった状態で落ちていました。以前から他の公園(さざんか公園や紫金山公園等)でも同様に板が外れ釘が露出しているのを複数確認しており、危険を感じ近寄らない様注意しておりましたが、今回は落ち葉で板や釘が見辛く踏んでしまった様です。 子どもやお年寄りを含む多数の人が利用する公園の、人が歩くような場所の安全管理がしっかり為されていない事が非常に残念です。早急な対策を望みます。	この度はお子様が負傷されたことに対し、深くお詫びを申し上げ、心よりお見舞いを申し上げます。また、ご家族の皆様にも多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。 千里南公園内の板柵につきましては、点検を実施し、取り急ぎ、釘が飛び出ていたものや、朽ちて倒れていたものは補修や撤去を実施いたしました。 安全安心に利用できる公園を目指し維持管理に努めておりますが、今後、施設の安全点検を含め適切な維持管理により一層努めてまいります。 また何かお気づきの点がございましたら、ご連絡いただきたく存じます。 改めて、この度の事故によりご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。	公園みどり室	R6.12.3	R6.12.5
45	市政に対するご意見・ご要望	津雲公園(土管の遊具がある公園)で小学生の娘が遊んでいたところ、カラスに追いかけて頭を突かれたそうです。 その際、自分の荷物を取られそうになって取り返したから狙われたのかもしれませんが、とても危険です。 市で対策はできないのでしょうか。 今までにも何度もカラスの被害を受けた児童の話聞いてます。 子ども達が安全に遊べるように、巢の撤去やカラス避けの対策をして欲しいです。	公園内におけるカラス対策について カラスは子育ての時のみ営巣し、子育ての時期以外は定まった巣を持たないそうです。 また、雛を守るため巣に近づいたものを攻撃する習性がありますが、野生動物のため、むやみに駆除することが出来ません。そのため、巣に卵や雛がいない時期であれば、巣の撤去を行うこともありますが、子育ての時期に巣に近づかないように注意看板を設置するようにしています。 (担当:公園みどり室) 市内のカラス対策について 御連絡ありがとうございます。飲食物を持っている場合、それをめがけてカラスが襲ってくる場合があります。お困りのところ申し訳ございませんが、鳥獣保護管理法の鳥獣保護の観点から、吹田市では野生鳥獣の駆除を実施いたしておりません。 (担当:環境政策室)	環境政策室、公園みどり室	R6.11.22	R6.11.28
46	B42-3。【2024年改正道路交通法】自転車違反に「青切符」「赤切符」。「車は車道を守る自転車を守る法整備」について	10/20に投稿。10/29に市から回答を頂きましたが、提言。 ・吹田警察署のHPが十分でない中、短期間でまとめて頂き、ご苦勞様でした。 ・吹田市の全部局の職員(含む指定管理者)への周知を、市長名または副市長名でされる必要が有ると思います。 ※大阪府警が11月1日に「自転車酒気帯び」早くも赤切符1件。11月13日は、酒気帯び運転で30代の男1人を検挙、ながら運転での警告は123件、イヤホンの使用や信号無視など、警告は全体で1017件。 先月、某市の市職員2人が自転車を飲酒運転で逮捕。懲戒免職のニュースもありました。吹田市のイメージダウンにならないように、また人身事故を惹き起こさないために周知は必要。	職員の服務規律については、定期的に全職員に対して周知徹底をしています。 本年11月22日にも両副市長名による「職員の服務規律の確保等について」の通知文書を発出しており、その中で自転車による飲酒運転等についても言及しています。 引き続き、職員自ら率先垂範して法律等を遵守するよう努めてまいります。	人事室	R6.11.19	R6.11.25

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	南高浜町の柵がずっと壊れたままなことにについて	新阪橋の近く、川沿いの道路の白い柵の一部がずっと壊れたままになっています。住所で言うと「〒564-0025 大阪府吹田市南高浜町22-17」あたりだと思います。 記憶が定かではありませんが、数か月はこの状態のままな気がします。おそらく事故かなにかがあったのかと思うような破損具合なのですが、こういったものはすぐ直されるべきではないのでしょうか？ 黄色いテープがまかれ、「危険」「Danger」など注意看板も貼られているので、市役所ではもちろん把握しているかと思います。しかし何か月も修理されず放置されているのはなぜなのでしょう？危険だと分かっているなら早く直してほしいです。 景観も悪いですし、「割れ窓理論」のように近隣の治安の悪化が懸念され、不安です。	お問合せいただきました白い柵は、吹田市で管理している施設ではございませんので、当該施設を管理しております大阪府茨木土木事務所にご要望内容を報告いたします。 当該道路の件についての問合せ先は下記のとおりです。 問合せ先 大阪府茨木土木事務所 管理課 河川担当 電話:072-627-1121(代表) Fax :072-625-8060 住所:〒567-0034 大阪府茨木市中穂積1丁目3-43三島府民センタービル内	道路室	R6.11.13	R6.11.15
48	ボール遊びができない。	近くに公園が4カ所ありますが、ボール遊びができるところがありません。近所の方に注意されたり、嫌な顔をされてしまいます。子供が2人おりますが、子供達が安全にボール遊びができるところを作ってほしい。最近公園で元気よく子供達が遊んでいても「うるさい!!」と警察に通報する人までいます。子供が遊んで元気な声が聞こえるだけで。外にでて遊ぶな!という事ですか?今の子供達は家の中でしか遊べない。どうか公園でボール遊びができるところを作ってほしい!	現在、公園ではボール遊びを禁止はしていませんが、近隣住居からは、車や家の損傷や、夜中の騒音等の苦情、他の公園利用者からはボールをぶつけられた等の苦情が寄せられることもあり、危険なボール遊び、迷惑なボール遊びは禁止しています。 公園が子供たちにとって安全な遊び場であって欲しいとは思っていますが、近隣住居や、他の公園利用者にとっても安全安心な場所である必要があり、ボール遊びのマナー向上に苦慮しています。	公園みどり室	R6.10.28	R6.11.11
49	片山公園遊具施設の保善の件	片山公園の滑り台の青い階段の部分が破損し、規制線が張られています。 修繕を、今か今かと待っていますが、今朝も散歩中に見ましたが、破損したままになっています。半年以上経過しているのではないのでしょうか？数年前も破損し、長期間放置されてあと、修繕された経過があります。 また、同じような破損です。いつ修繕されるのですか？ また、「年度内には」、などということになっているのでしょうか？ 早急に修繕しています。早急に回答ください。	片山公園の複合遊具につきましては、本年5月に階段部の破損の通報をいただき、養生テープで補修し状況を注視しておりましたが、7月末に危険であると判断し、それ以降階段部分を使用禁止としております。この遊具は過去にも同様の破損があったため、交換部材の仕様について破損しにくい部材を検討し、現在発注中であります。 特殊な遊具であることから交換部材の納期にも時間を要し、年明け2月頃補修の予定であります。部材の納品がされ次第、速やかに実施させていただく予定です。 使用禁止期間も長くなってきていることから、再度応急的な延命措置の検討も併せて行います。公園利用者の方々には御迷惑をおかけしますが、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R6.10.29	R6.11.6

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
50	千里丘の環境について(公園、道路)	①公園について 千里丘中、下の公園について、古い遊具が多いです。空間自体は余っている公園もあり、大型遊具などの導入は出来ないでしょうか？ 子供が公園で遊ぶとなっても大した遊具がなく、大型遊具を求める場合、遠くまで行かないとありません。山田や南千里辺りは新しい遊具のある公園が多いのに、千里丘は古いままです。千里丘は吹田市内でも人口がかなり増えているため、公園の遊具を新設して頂きたいです。 また公園自体も増やして欲しいです。今のままだと共働き世帯が多く中々家では遊べない、公園も小さく遊ぶスペースがないとなると、伸び伸びと過ごせる場所がありません。 山田第二小学校区の生徒にとって、帰宅後友人と集まり、楽しく遊べるような公園が欲しいです。どうぞご検討よろしく願いいたします。 ②新芦屋横断通りの交通量が多く、歩行者の通路が片側しかなく、ガードレールも少なく、とても怖く感じています。両側に歩行者通路を作ることではできなくとも、ガードレールを増やすことはできないでしょうか？ご検討よろしく願いいたします。	①について 吹田市の公園において、古い遊具の更新については、年に1度の遊具点検結果により、修繕や更新の優先度の高い遊具から順次整備を行っているところです。 また、千里丘中、下の地域には小さな遊園が配置されていますが、遊具の設置については安全基準があり、大型遊具を設置できるようなスペースの広い遊園が無い状況です。 また、公園の新設については、市で土地を購入してまで新たな公園整備は計画しておらず、今後土地の寄附や移管、開発事業者の整備等があれば、新たなみどりの創出を図っていきます。 (担当:公園みどり室) ②について 御要望の道路は、歩行者通行空間として、ガードレールが設置されている歩道部分と、路面に緑色で着色された路側帯部分に分けられております。車の出入りがある場所や車のすれ違いができない場所については、ガードレールを設置することができないため、今以上に増やすことはできませんが、一部において緑色で着色された路側帯が薄くなっているため、塗り直しを実施いたします。 (担当:道路室)	道路室、公園みどり室	R6.10.25	R6.11.1
51	千里丘つくし野遊園のボール遊びについて	本日18時ごろに、千里丘つくし野遊園から公園内のネットを飛び越えて、サッカーボールがうちの屋根に当たり、落ちてきた時に車の側面に当たり、車にキズが付きました。確認はしていませんがものすごい音でしたので屋根も割れる被害が出ているかも知れません。うちの防犯カメラに車に当たる瞬間は写っております。さんざん、ボールがネットを超えての遊びは禁止を訴えてきましたが、とうとう、キズがつく事象が発生しました。今回は当事者である中学生がボールを取りに来たため、親に連絡をして賠償をしてもらうようになりましたが、被害者、加害者ともとても気分がよい状況です。このようなことを中途半端にしているのは管理している立場である公園管理課ではないでしょうか？何回も何回も申し上げますが、ボール遊びをしてもよいのであれば、公園外にボールが飛んでいかなない対策をして欲しいですし、禁止なら絶対できない対策をしてほしいです。グレーすぎる今の状況でありますから、このようなことが起きます。今年3月にもボールが車に当たるが発生しております。学校に言っても、看板を設置してもボール遊びは行っており、被害は収まりません。現在考えられてる防犯カメラ設置も有効性は少ないと今は考えます。車に被害が出た以上、そのことを看板に書いて、一旦、この場所でのボール遊びはすべて禁止としてください。近隣の小学校、中学校、高校にこのようなことが起き、賠償問題になっていることを周知していただいても結構です。よろしくお願いします。今までみたいなグレーな回答より、抜本的な回答を望みます。それとものと説明してください。メールだけで終わらせないでください。被害者の立場にたって物事を考えて下さい。言い訳ばかりしないでください。納得できる回答をお待ちしております。	公園は市民にとって必要な施設ではありますが、隣接住民の方が過度な負担を負うべきものでもないと考えております。つくしの遊園のボール遊びの件につきましては、お話しさせて頂きました方向で、これからも対応していきたいと考えております。	公園みどり室	R6.9.10	R6.10.16

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52	高齢者、障害者等のタクシー利便性の向上	私のように細い道が多い地域に住んでいるとタクシー運転手が方向転換に苦労する、宅配便やデイサービスの車の邪魔になる。エンジン車はエンジン音、排気ガスで近隣の方々に気を遣う。また急用でタクシーを使いたいのが運転手不足でつかまりにくいのも大きな問題です。 軽の電気自動車やコンパクト車を導入したタクシー会社にインセンティブとして吹田市が報奨金を支払うなどの特典で小さくて呼びやすい車を増やせないでしょうか。 軽の電気自動車(国土交通省は電気自動車には軽自動車であってもタクシーへの登録を認めている。)はコンパクト、CO₂発生しない、静かと3拍子揃う。また、コンパクトな普通自動車でもセドリックやクラウンよりは良い。コンパクトな車種を採用すると女性の運転手志望が増加し、パート勤務も選択できるようにすればさらに増加すると予想され、運転手不足の解消につながる。 吹田市はニュータウンは別として旧市街は非常に狭い道が多いです。人口も増加する一方でずいぶん住みにくい街になっています。ご検討をお願いいたします。	現時点において本市として、軽の電気自動車に報奨金を支払う等の特典をつける予定はございません。今後市内タクシー事業者様と様々な情報を共有する中で、軽の電気自動車の必要性が増してきた場合においては、本情報を参考にさせていただきたいと考えております。	総務交通室	R6.10.3	R6.10.15
53	B36。植樹柵内の雑草が伸びすぎです。	1)糸田橋人道橋の西側。画像左の植樹柵の除草願います。 ⇒添付画像B36-植樹柵雑草。糸田橋 ・画像右側の植樹柵内は、剪定されており、発注時の指示はどのようにされていますか？。近隣の植樹柵内の除草はされています。 ・現場検査は、されていないのでしょうか？。検査・検収のルールはどのようになっていますか？ 2)糸田橋人道橋の「橋名板」が取り外されたままであり、取り付けをお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	糸田川人道橋の西側の長細い植栽帯の除草については、地元の方がボランティアにて年2回草引きを行っていただいております。2回目の除草は9月22日に作業され完了しております。 橋名板につきましては、設置予定はございません。	道路室	R6.9.13	R6.10.9
54	B36-2。植樹柵内の雑草が伸びすぎです。⇒回答が未です。	9月13日に投稿しました冒頭のタイトルについての回答が、未だ頂いておりません。	この度は回答が遅くなり申し訳ございませんでした。 B36にてご意見のありました、 1)糸田川人道橋の西側の長細い植栽帯の除草については、地元の方がボランティアにて年2回草引きを行っていただいております。2回目の除草は9月22日に作業され完了しております。 2)橋名板につきましては、設置予定はございません。	道路室	R6.10.8	R6.10.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
55	B42。【2024年改正道路交通法】自転車違反に「青切符」「赤切符」。「車は車道を走る自転車を守る法整備」について	下記の内容について、2024年11月1日より施行される事から、市民、車の運転者、酒類の提供者などへの周知が必要。 ・2024年5月17日、国会において改正道路交通法が可決・成立。自転車の交通事故防止を図るため、自転車に交通反則通告制度を適用すること等の内容。 ・政府は、自転車走行中の携帯電話を使用しながら運転や酒気帯び運転に罰則科す「道路道交法」を2024年11月1日より施行することを決定また、これらの違反を繰り返した人には、自転車運転者講習の受講を命令できる道交法施行令の改正も決定し、同日に施行されます。 ・酒気帯び運転に関しては、酒類の提供者・同乗者も。3年以下の懲役、または50万円以下の罰金。こちらは6ヵ月以内に施行。 ・安全の確保:車道を走る自転車を守る法整備も行われ、車道を走る自転車を追い抜く車に対して自転車との間隔に応じた安全な速度で走行するよう義務付け。 ※上記の内容は、吹田警察署のHPに記載されていないように思いますので、市HPへの掲出時は確認を願います。	改正道路交通法については、市ホームページに掲載し、市民の皆様へ周知させていただきます。	総務交通室	R6.9.24	R6.10.2
56	B39。出口町30の「くすのき遊園のブランコ」の早期の復元を要望。	・4月頃にブランコの座面と鎖が撤去され、5ヶ月程が経過。早期に復元・取り付けをお願いします。 ⇒添付画像B39-くすのき遊園のブランコ ・同時期にブランコの座面が撤去された近隣の片山公園のものは、7月に復元されています。 ・今年の酷暑時期も終わりそうです。子供たちも待っています。公園にブランコが無いのは寂しいです。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	くすのき遊園のブランコにつきましては、市民の方からの通報により不良がわかり、令和5年9月に使用不可とさせていただきました。当初はチェーンと座面の取り替えの補修を考えておりましたが、その後、他の補修も必要であることが判明したため、現在業者発注し、本年11月頃補修完了予定で進めております。時間を要し公園利用者の方々には御迷惑をおかけしますが、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R6.9.19	R6.9.30

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
57	公園での野球等 危険な行為禁止について	以前、表題の事に関しお願いした際、下記のようなご回答でしたが、効果的な対策が取られていないようですので、もう一度お願いいたします。 先日、あまり広くも無い公園で、中学生の野球のユニフォームを着た生徒がバットを振っておりまして。この時はお母さんが幼児の手を引いて公園から去って行かれました。その後、同じ公園で、高校生と、その付き添いらしい大人がやはり、バットを振って練習しておりました。この時は他の子どもはいませんでした。もう暗くなりかけており、見通しが良くなく、危険だと感じました。他に、サッカーボールを蹴っているのはよく見ます。注意板の作り直し、その他、対策が必要です。公園の場所は以前申し上げた場所です。 記 <件名>再送 先日質問の LNo.1157 に関して 平素は、本市公園緑地行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。 現在、ボール遊びに対する市の考え方としましては、「球技禁止」とすると、親御さんが幼児としているボール遊びまで禁止だとする声があり、「危険なボール遊び禁止」としています。 他の公園でも、子供たちによる危険なボール遊びに対しては、学校から子供たちに注意を呼び掛けてもらっており、今回も看板の補修と合わせて、今回通報いただきました公園の校区の学校には、子供たちへの呼びかけを依頼させていただきます。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 【私からの返事】 せっかくのお返事ですが、「危険なボール遊び禁止」では却って何のことか分かりません。具体的に「バットなど道具の使用禁止」「サッカーボールをけらない」などの指摘が必要です。「バットの素振りをしているだけでは危険なボール遊びには入らない」と受け取る人がきつというでしょう。指示は具体的がいいと思います。市内全体の学校への注意も必要だと思います。 注意版には野球・サッカーと確か書いてあります。	これまで、公園のボール遊びに対しては、現地に看板を設置するほか、附近の学校にも協力を依頼し、子供たちに啓発を行っておりますが、今後は、学校だけではなく、家庭においても保護者の方からも、公園でのボール遊びについて啓発を行っていただけるような方法を検討中であり、複数の手法で啓発を行うように進めているところです。	公園みどり室	R6.9.17	R6.9.25
58	B31.歩車道境界の樹木の枝葉が交通の視野障害に。	・片山坂の名神南のセブンイレブン(朝日が丘町31-35)駐車場から車道に出る時、歩車道境界の樹木の枝葉が繁茂しており、右側からの自動車が見えません。 ⇒添付画像B31-樹木の枝葉が繁茂で車見えず ・逆に、片山坂を北上走行の車からは、歩行者を認識できません。この歩道は片山小学校の通学路ならびに片山幼稚園への送迎の自転車も多く通ります。 ⇒秋の全国交通安全運動もまもなく始まります。速やかに剪定願います。 ・樹種の剪定時には、メンテナンスフリーおよびコスト意識を考えて頂きたいです。 ※危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	B31にてご要望のありました片山坂セブンイレブン前の樹木の剪定について、9月13日に剪定いたしました。 視界の障害も改善されています。	道路室	R6.9.9	R6.9.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
59	B32。歩道の植樹樹の植物が大きくなり、葉っぱが車の出入りの視野障害に。	・出口町25-18のマンション前の植樹樹(暗渠上)に生えている植物の葉っぱが大きくなり、駐車場から車道に出る時に視野障害になり危険。子供の自転車やシニアカーの場合は更に危険。夕暮れ時には更に。 ⇒添付画像B32-植物の葉が視野障害 ・植樹樹内の市が植樹されている“さつき”は、定期的に剪定されていますが、当該の植物は剪定されずに1.7mほどの大きなかたまりです。このようになる迄には数年間が…。 ⇒道路室は、樹木の剪定発注時の指示は、どのようにされていますか？。契約内容で剪定範囲はどのようになっていますか？ 現場検査は、されていないのでしょうか？。検査・検収のルールはどのようになっていますか？ ⇒秋の全国交通安全運動もまもなく始まります。速やかに伐採願います。 ※危機管理室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。	当該植物については、本市で管理しているものでないため、現地に警告書を設置し、所有者に対し撤去するよう指導いたします。また、一定期間後所有者が判明しない場合、本市にて撤去いたします。	道路室	R6.9.9	R6.9.11
60	B28。片山公園の危険な要改修ヶ所4か所の情報	・8月24日に片山公園にて、夏祭り・盆踊り・出店で多くの子供さんたちが来られます。 ⇒添付画像B28-1。28-2 片山公園の利用者 ・天気予報で強い勢力の台風10号が27日頃に近畿地方を縦断とのこと。 1)市民プール側から公園への坂道途中の横断側溝のグレーチングに自転車のタイヤがはまり込む溝が有り、危険。また溝と集水樹の中には落ち葉が堆積で雨水が流れません。 ⇒添付画像B28-3 片山公園の溝危険 2)片山公園で昨年の井戸掘削工事跡が陥没。カラーコーンが水没。カラーコーンに重しが無く、台風で吹き飛ばされる恐れ有り。 ⇒添付画像B28-4 井戸掘削工事跡危険 3)図書館近くの水消毒タンク設置ヶ所に、破れた土嚢が約40袋。砂がこぼれてほぼ原型無し。 ⇒添付画像B28-5 土嚢が破れて大雨時に機能せず 4)大和大学側の公園入口に設置の看板が、長年の経年劣化で台風により吹き飛ばされる恐れが。 ⇒添付画像B28-5 大和大学側の劣化看板 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)溝のグレーチングの隙間は埋め、土砂・落葉の浚渫を実施しました。 2)カラーコーンの回収を実施しました。 3)タンクの補修工事の際に使用したもので、回収しました。 4)看板の補修を実施しました。 以上、ご連絡ありがとうございました。	公園みどり室	R6.8.23	R6.8.30

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
61	JR吹田駅 JR 岸辺駅のバス 乗り場案内につ いて	JR吹田駅とJR岸辺駅共に北口と南口のバス乗り場があるかと思いますが、自分が乗りたいバスがどちらから出るのか、改札口を出ても案内が無く分かりません。JR吹田駅、岸辺駅ともに昼間は改札口に駅員もいないので聞くこともできません。 JR吹田駅では、JR中央口を出たあとに阪急バスの案内板がありますが、そこが南口であるのか北口であるのかが、JR中央口としか記載が無いので、よそ者には分かりません。JR岸辺駅も、北口南口どちらもバスが発着致しますとの記載しかなく不親切です。 よく乗る吹田市民だけではなく、他箇所から来た人にもわかりやすい案内板が欲しいです。	JR等交通事業者へ案内表示についての要望は共有してまいります。 また、本市の方でも、公共交通マップを発行しておりますのでそちらもご活用頂ければ幸いです。 ホームページ名「吹田市公共交通マップ2024」 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1018489/1009856.html	総務交通室	R6.8.13	R6.8.22
62	B24. 8月1日 【水の日】。1～ 7日【水の週間】 の取組・実施内 容の広報が必要	先日、新聞記事に【水の日】【水の週間】の記載が有りました。 水の大切さや水資源開発の重要性に対する国民の関心を高め、理解を深めるため、政府が昭和52年の閣議了解により定め、平成26年に制定された水循環基本法において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める日として位置づけられました。 ・水道部のHPには期間中の行事の記載が何も有りません。市HPの新着更新情報に取組んでおられる実施内容の掲出が必要と考えます。 ・国土交通省は、水資源:「水の日」・「水の週間」についてR6年度の取組をHPに掲出されています。紹介が必要と思います。 ・後藤吹田市長様におかれましては、7月9日～10日に国土交通省を訪問されていますが、用件を教えてくださいませんか。	水の日、水の週間のホームページ掲載について 本市におきましては、「水の週間」期間中、「水の日」、「水の週間」及び厚生労働省が後援しております「健康のため水を飲もう」推進運動の啓発を、市報すいた8月号での啓発記事の掲載及び吹田市の関係部局間との連携による公共施設での啓発ポスターの掲示にて実施しているところです。 今後も、水の大切さや水資源開発の重要性に対する市民の関心を高め、理解を深める必要があることから、市ホームページでのそれらの啓発や国土交通省が実施している取組の紹介も含め、より効果的な啓発に努めてまいります。 (担当:水道部総務室) 市長訪問について 市長の7月9日(火)、10日(水)の国土交通省への訪問につきましては、同省職員と広く市政に関する意見交換を行ったものです。 (担当:秘書課)	秘書課、水道部 総務室	R6.8.5	R6.8.14
63	北千里駅周辺 の駐輪問題につ いて	北千里駅周辺の駐輪、特にイオン北医療ビル前歩道上は危険渋滞です。高校生、藤白台からの駐輪(長い坂の上、駅ブロックを回り込めぬと駐められぬ不便さ):斯様な不便さを抱えながら通行障害になるので不法駐輪撤去の為に回収されてる。と言っても貴重な税金をかけるのに不納得。そこで提案! 当座! 通行人の比較的小さい(藤白、青山、古江)、歩道幅の広めの歩道の車道沿いに、歩行の妨げにならぬよう斜めに、利用料無料の駐輪場所設定をお願いします。 市政:キメ細かな市政に領く反面、この駐輪問題にも利用者の立場に立った優しい考慮・判断を期待します。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり、医療ビル前の歩道では放置自転車により通行障害の起こっている時間帯があります。この放置自転車の多くはビルの利用者であるため、テナントには利用者の放置自転車による通行障害が起こっている旨を伝え、改善するよう指導をしております。歩道上に無料駐輪場の設置をの件ですが、近隣には利用目的に応じた駐輪場が設置されており、それが空いているにもかかわらず放置する利用者に対しての根本的な解決にはならないと考えます。 自転車を利用する者の責任として、マナーやルールを守り放置自転車のない環境づくりができるよう、今後も粘り強く指導するとともに、利用者のモラルの向上を目指し啓発してまいります。	総務交通室	R6.7.24	R6.8.5

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
64	吹田市内の公園でカブトムシやクワガタ等の昆虫を捕獲してはダメなんですか？条例で禁止されているのでしょうか？	ある記事を読んで、題目のようなことが書かれていたので気になり送りました。	条例で禁止とはしていませんが、夏休みの昆虫採集を楽しみにしている子供たちがいるかもしれません。一人でたくさん捕獲することは遠慮していただければと思います。	公園みどり室	R6.7.22	R6.7.26
65	公園設備の補修、保守について	片山公園のブランコの工事はいつ始めるのですか。 危険表示から数ヶ月以上経過していると思いますが。早急に、子供達が使えようにしてください。 公園で、ブランコが使えないということは、考えられません。 また、この際、拡充の方針を希望します。 広芝公園の案内板が老朽化して機能していません。早急に工事してください。 以上、お忙しいでしょうが、よろしく願います。 この際、吹田市のすべての公園の総点検をお願いします。	片山公園のブランコにつきましては、部材の老朽化のため長らく使用できない状態になっており、ご迷惑をおかけしております。現在、補修のためのチェーンや座面等の部材の取り寄せ中で、今月中に納品予定ですので、部材が届き次第早急に補修いたします。 広芝公園の案内板につきましては、老朽化で内容が見えにくい状況となっております。同公園においては、今年度から大規模工事が予定されていることから、一時的に見やすい内容への補修を行い、工事後に新規の案内板を設置します。 公園施設の点検につきましては、日常のパトロールや市民の方々からの通報により把握しておりますが、定期的な施設の点検を実施することで、公園利用者の安心安全や施設の長寿命化が図れるよう検討してまいります。	公園みどり室	R6.7.2	R6.7.8
66	岸辺駅周辺の自転車置き場について	私の母(68歳)が岸辺駅横にある循環器病センターでパートで働いておりまして、循環器病センターの自転車置き場を利用しています。1日利用で200円程度だったのですが、今年の令和6年7月から1000円に値上げされるとのことで私は驚きました。 最低賃金に近い賃金で働いているのにその時給分くらいを一日の自転車置き場の利用に費やすことになるとは、私は全く非常識だと思います。岸辺駅は改装で建て変わり利用者も多いのに関わらず自転車置き場の数は全く足りていません。 健都の建物のそばには自転車置き場がありますが、こちらも利用者に対してその数は本当に全然足りていません。一時利用も使用したことがあります数も少なく、狭すぎます。 特に高齢の方については、もし3階の置き場に定期契約して停めることが出来ても体力的にも自転車を持って上がるだけで大変です。 電動の自転車の方も多いので。私の母も電動自転車で、以前3階の契約がやっと空いて、停めてみたのですが息切れが大変でやめたんです。 そこに停められなければフレンドマートの置き場に停めるのですが、こちらは時間経過で600円になります。 岸辺駅周辺がどんどん施設が増えて変わってきていますので、駅周辺で自転車置き場を利用される方にもう少し優しい対応をして頂きたいです。 以前は、道路を挟んだ向こう側にも自転車置き場があり一時利用で100円程度で利用できていて助かっていたのですが、健都の工事の時に更地になり、何故か今は空き地のままで草木だけ生え、全然活用出来ていないように見えます。 健都の置き場は停められず、フレンドマートの置き場は高いから循環器病センターで停めてたのですが、1000円にまでなるなんて、流石に駅周辺の利用者に対して酷いんじゃないか？と憤りを感じまして要望を投稿させて頂きました。 どうか、自転車置き場を増やしてください！ 周りには大きなマンションがどんどん立っていて人口密度は増えるばかりで、道沿いの公園は広いのに、利用者の多い自転車置き場では取り合いの状態です。循環器病センターの値上げも非常識です。本当に置き場が少なすぎます、深刻な問題だと思いますのでよろしくお願い致します。	循環器病センターでパートをされているとのことですが、関係者専用の駐輪場は確保されていない状況なのでしょうか。 JR岸辺駅周辺において自転車置き場が少ないことは認識しており、自転車駐車場が設置可能な土地等の確保に取り組んでいるところです。 JR岸辺駅周辺には、市営、民間、公益財団法人が運営している自転車駐車場がありますが電動自転車の定期契約のキャンセルは少ないようです。 市営ではありませんがJR岸辺駅北北自転車駐車場では、1階希望の予約制度を行っているようですのでご活用いただければと思います。(電話番号06-6387-0221) また、電動自転車は非対応となりますが、フレンドマートの線路側にありますECOPOOLビエラ岸辺健都駐輪場という定期専用(1か月2,200円)置場には空があるとのことですので、電動自転車以外で可能であればお問い合わせいただければと思います。(電話番号03-4213-8016)	総務交通室	R6.6.28	R6.7.5

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
67	江坂公園の水	江坂公園では子供がいつも楽しく遊ばせてもらっています。その中で気になったのですが水遊びの水が信じられないくらい汚く、残念でした。これからの時期綺麗な水で遊べると嬉しいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。	江坂公園は、令和4年7月より指定管理者による管理運営を行っております。 いただきましたご要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。 なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおりご案内させていただきます。 指定管理者:グリーンホスピタルサプライ江坂公園 電話:06-6388-8604 メール:esaka-park@ghs-inc.co.jp	公園みどり室	R6.6.19	R6.7.4
68	やなぎ遊園の草刈に関して	やなぎ遊園の近隣に住んでおりますが、雑草が伸び放題で、足元が全く見えないほどです。この状態では、雑草が遊ぶ子供にとって邪魔なだけではなく、足元が見えないため、ゴミや不審物が置かれていても気づかれにくい状態になっています。 また、公園内の雑草が増えたことにより虫が敷地内に入ってくるのと、自宅敷地内の雑草も増加しています。公園内の雑草が増えすぎているため、自宅除草作業を依頼している業者から石垣の除草は困難だと断られたため、自宅の景観も損ねています。安全面・衛生面でも問題があると思います。 今回6月11日にやなぎ遊園で撮影した写真を添付しましたが、近隣の目白公園は雑草が無い状態で、管理にどういった差があるのでしょうか。 定期的(年4回ほど)に、雑草を刈るもしくは除草剤を撒いてほしいです。現在の清掃スケジュールを教えてほしいのと、改善点を提案してください。 納得のいくご回答が無い場合は、面談を希望します。	やなぎ遊園の雑草によりご迷惑おかけして申し訳ありません。 雑草は、普段からあまり利用されていない公園で繁茂している状況が多く見受けられますが、市内の公園の除草頻度につきましては、6月～7月にかけて1回、9月～11月にかけて1回、あわせて年2回を基本に実施しております。 現状の限られた予算では、市内の全公園で除草の回数を増やすことは出来ませんが、やなぎ遊園の状況を注視して、今後、除草回数、除草時期、刈り方などの変更を検討してまいります。 なお、除草剤につきましては、公園を利用する子供や周辺住民に対して健康被害を及ぼすおそれもあることから、基本的に使用しないようにしております。 また、めじろ遊園につきましては、5年前に防火水槽を設置する工事を行った際に一部広場の土を入れ替えたことと、地域のボランティア団体が自主的に清掃や除草を行っていただいております、状況が異なっているものと考えられます。	公園みどり室	R6.6.25	R6.6.27
69	B17-済生会病院・駐車場の北側の東西道路の側溝に土砂が堆積、草がぼうぼう	まもなく梅雨時期。来週26日～31日は連続雨の予報。雨水が、歩道・車道に流れ込みます。 ⇒添付画像-側溝に土砂。⇒添付画像-天気予報-26日～31日連続雨 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本ご要望について5月22日午前中に現場を確認させていただき、現清掃の手配を行なっております。 発注等の都合上、実施にはお時間をいただきますが、速やかにおこなうよう努めてまいります。	道路室	R6.5.21	R6.5.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
70	B14-片山町2丁目の歩道改良工事ヶ所の設計変更の提案	現在、片山町2丁目のグリーンプレイス・眼鏡市場前で歩道の拡幅工事をされていますが、道路の曲がり角のL型側溝の肩の部分に車のタイヤ痕があります。 ⇒添付画像。L型側溝の肩にタイヤ痕 ・[画像下] 車道幅員が狭くなる事から車道の曲がり角を車で通過する場合、対向車がいる場合は大きく曲がれず、後輪左のタイヤがL型側溝に接触の可能性が有ります。 ・歩車道境界の柵を車道側への移設工事後は、運転席側から(左ハンドルの場合は特に)の視認性が悪くなり、物損事故または車両事故の可能性が有ります。夜間も心配。 ⇒[仮案] 曲がり角部分のL型側溝4枚位を直線に近くなるようにして、曲がり角を少し緩やかにされませんか。 ・歩車道境界にある、NTT柱の移設(車道側への根寄せ)の計画は有りますか?。もし無ければ、歩道の拡幅分、NTT柱が歩道内に飛出しの形となります。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	片山町31号線の歩道について、現在、バリアフリー化に伴う整備工事を実施しており、御迷惑をおかけしております。整備内容としまして、歩道の有効幅員を確保するために車道の幅員を狭め、歩道の幅員を広げています。 ご意見をいただいた箇所の曲がり角について、現場を確認しました。自動車が走行する際に歩車道境界ブロックと接触する懸念があるため、曲がりの角度について歩道の有効幅員を確保できる範囲で緩くするよう修正いたします。 また、歩道内にあるNTT柱については本工事で歩道の拡幅分車道側へ移設いたします。 ご意見いただきありがとうございます。	道路室	R6.5.13	R6.5.17
71	片山公園、くすのき遊園のブランコについて	片山公園、くすのき遊園のぶらんこが使用できなくなり、半年前後経ちました。早く使えるようにして頂きたいです。	片山公園、くすのき遊園のぶらんこにつきましては、部材の老朽化のため一時使用できない状態になっております。 現在、補修のためのチェーンや座面等の部材の取り寄せに時間を要しており、7月頃には補修完了の予定です。もうしばらくの間ご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。	公園みどり室	R6.5.1	R6.5.10
72	続97-2。旧・山手公民館跡地の量水器の検針方法、水道料金を教えてください。	旧・山手公民館(山手町1-8-15)は、解体されて現在、更地になっていますが量水器があります。 ⇒添付画像。旧山手公民館の量水器。 ・水道の量水器の鉄製の蓋が外れています。 ・水道の量水器の前のフェンスが破れています。? ⇒添付画像の左上。 ※フェンスは現在、取り替えられています。 Q1: 検針はどのようにされていますか。 Q2: 3月分の検針時の使用量と料金(水道、下水道)を教えてください。 Q3: 検針のお知らせは、どこへ届けておられますか。 Q4: 検針料金の請負業者への支払いの契約は、1口あたりの単価契約or 口数に関係なく年間一括契約でしょうか。 お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくお願い致します。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1: 検針はどのようにされていますか。 A1: 水道メーターの検針は、フェンス下部の隙間から水道メーターの蓋を開け、フェンス上部の網目の間から、目視で検針しております。 Q2: 3月分の検針時の使用量と料金(水道、下水道)を教えてください。 A2: 当該水栓は現在、中止中であり、使用量は無く料金は発生していません。 Q3: 検針のお知らせは、どこへ届けておられますか。 A3: 中止中のため、検針のお知らせは発行されません。 Q4: 検針料金の請負業者への支払いの契約は、1口あたりの単価契約or 口数に関係なく年間一括契約でしょうか。 A4: 単価契約で無く、年間一括契約となっております。	水道部総務室	R6.4.26	R6.5.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
73	公園内で野良猫を飼っている	コーポラス公園に野良猫用の箱を置いて、野良猫に餌やりをしている3～40代の女性がいる。 子供達が遊ぶ砂場を猫のトイレに見立ててフン掃除とかしています。 不衛生極まりない行為です。 早々に撤去と駆除を希望します。	公園での猫への餌やりは、市への届出の有る保護猫活動の団体を除いて禁止しており、関係部署と連携して対処してまいります。	公園みどり室	R6.4.22	R6.5.2
74	交差点の事故への対策希望	関西スーパー佐井寺南が丘店とサニーサイド佐井寺店の間の信号のない交差点でよく事故が起こるので注意喚起やミラー設置などの事故を予防する対策をしてほしいです。 休日の昼間や夕方ごろ、スーパーが混む時間帯に事故が起こってる印象です。 スーパーからの車の出庫口からすぐその交差点があり、左折すると15メートルほどでまた違う信号ありの交差点があるため、信号待ちで道路が混み左側の視界が悪くなることが原因で左側から来る車と直進の車がぶつかっているのではないかと思います。 幸いにも救急車が出るような事故には出会っていませんが、同じような事故が何回も起こるのでこのままでは今後もよく事故が起こると思います。もし歩道の人が巻き込まれたり死人の出るような事故が起こってしまったらと思うと心配なので、どうか対策をお願いします。	本要望にある交差点ですが、優先道路に対しての通行は、直接目視による左右確認が原則であり、急な飛び出しを誘発する恐れがあるため、カーブミラーを設置することはできませんが、交差点内の事故を未然に防止する目的として、注意喚起の垂れ幕を電柱に設置致します。また、道路上に交差点であることを表示するマークが薄くなっているため、あわせて塗り直しを実施致します。	道路室	R6.4.22	R6.5.2
75	公園での喫煙について	佐井寺北公園、屋根と机付きのベンチでの喫煙が多すぎてずっと困っています！ 春休み中は特に多くの子どもたちが利用しているのに、堂々とベンチを占領してタバコの煙を拡散していて本当に迷惑です。 喫煙者の中には子連れの父親のパターンも多く、以前からメガネの同一人物も何度も目撃しています。喫煙しながらタブレットを見て過ごしていていつも長居しています。今日も14時過ぎから約一時間ほど滞在していて近付かないようにしていましたが離れていてもタバコ臭かったです。 常連の喫煙者以外にも二人喫煙者が居ました。全員男性です。 10人以上子供たちが遊んでいるのに狭い公園内で喫煙するなんて本当に迷惑なのですが、どうにかありませんか！？ 周囲の子どもたち(未成年)への配慮は最低限必要ですし、北公園は抜け道があって遊んでる人たちが以外にも未成年や子連れの親御さんも良く公園内を通過しています。煙を避けられない位置のベンチで喫煙されるので本当に迷惑です。 吹田市はスモークフリースティを目指しているのは素晴らしいのに、公園を禁煙に出来ない理由は何なのでしょう？立ち止まっていたら受動喫煙させてもいいのでしょうか？ 公園は全て禁煙！と決めている自治体もあります。吹田市もどうかそのような素晴らしい自治体に続けてください。 今日はお友達と遊んでいたので場所移動することもできず辛かったです。普段なら喫煙者がいる時点で別の公園へ移動していますが、本当に面倒です。 喫煙者が居なくても公園内のベンチ付近や遊具付近にも吸い殻だらけ、赤ちゃんが吸い殻を拾ってしまい誤飲することや火災の原因にもなるので怖いです。本当にどうにかありませんでしょうか？ あとタバコは関係ないのですが、少し前に、北公園の真横に車を停めて北公園の水道の水をバケツに何度も溜めて、水道を占領しながら、路上で洗車している車がいって驚きました。路駐も多い場所ですし、公共の水道で洗車してもいいのでしょうか？	公園内は受動喫煙もポイ捨ても禁止ですが、こういった事例はほかの公園でも散見され、そのたびに看板の設置等、啓発に務めています。洗車の件も含め、看板設置やパトロール等の啓発を行ってまいります。	公園みどり室	R6.4.9	R6.4.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
76	建物前面歩道に不法投棄物	当該場所、吹田市江の木町17-37 リアライズ江坂1Fの東側に不法投棄の家電品や家具類が放置されている。当該場所には不法投棄禁止の張り紙がされてるが、長期にわたって改善されていない。歩道に投棄物がはみ出し通行の妨げになっています。対処出来ないでしょうか。	現地確認をしたところ、家電はなくなっていました。別に本棚の棚を束ねて、道路に置いてありました。 マンションの管理会社に問い合わせたところ、ゴミがあるのは確認しているとのこと。ここはマンションのゴミ置き場の目の前であり、比較的大きなゴミが置いてあり、マンションの住民が置いているのか他の人が置いているのかかわからないとのこと。マンションに行った時に片づけているとのこと。管理会社にはマンションに行く回数を増やすのを検討してもらえるように話をしました。 吹田市道路室の不法投棄の対処としましては、通報があれば不法投棄に張り紙をはり、約2週間後の撤去となります。	道路室	R6.3.12	R6.3.26
77	給水本管の埋設管状況の確認について	下水管の道路内の埋設状況はWEBで確認できますが、給水管は見れないようです。国のデジタル化推進を受けて、近隣の各行政は給排水ともにWEBSITEで確認・調査できるようになってきています。 吹田市も是非対応できるようにお願い致します。	日頃から、水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 お問い合わせの件につきまして、上水道の給水管は個人の所有物であることからその情報は個人情報となり、給水管の所有者ご本人、もしくは所有者の依頼を受けた方であることを、身分証や書類等で確認したうえで情報を提供しています。以上の理由により、インターネットでの情報提供はしておりません。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。	工務室	R6.3.4	R6.3.5
78	ゆりの木公園の看板について	今日お昼すぎにゆりの木公園へ行ったら、喫煙や犬の糞についての看板が全て抜き取られ4枚分が無造作にブランコ横に置かれていましたがそれは市の方が作業されたものでしょうか？ でも木の棒の先は尖っていて危険ですし、そのまま放置されることはあまりないかなと思いました。ちなみに先週木曜日は特に変わりありませんでした。 もうこの件をどなたかが連絡されているかもしれませんが、念の為お伝えしておきます。 週明けは特にポイ捨ての吸い殻が多いですし、看板があっても子供たちが遊んでいるすぐそばで喫煙する人たちもまだまだ多く居ますので、また看板を設置してほしいです！ よろしく願います。	注意看板は吹田市で抜いたものではございません。現地確認し、再設置いたしました。	公園みどり室	R6.2.27	R6.2.29
79	糸田川の汚染について	最近糸田川の水が汚染していて白く濁っています。どこからか汚染水を放出しているのかどうか、その原因を調べてください。	本件は、大阪府に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.2.26	R6.2.26
80	ナンバーのないバイクがゆらら藤白台付近を走っていたことについて	2月14日15時45分頃、府営藤白台12棟から14棟がある駐車場付近でナンバーのないバイクをヤンキー風の若い男2人が乗っていた。 違反なので検挙お願いします。近辺に止めている可能性が高いです。 ちなみに右折で駐車場に入って先で左折していったので14棟の間かかもしれません。	お問い合わせいただいた、ナンバーのないバイクがゆらら藤白台付近を走っていたことについて、吹田警察署へ情報を共有してまいります。	総務交通室	R6.2.15	R6.2.19

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
81	江坂前の迷惑行為に対して	江坂ローソン前の道路で居酒屋のキャッチかと思われる男性2.3名がいつも道路の真ん中で勧誘もせず立っただけでとても人の交通を妨げています。階段が時には止まり、危険性も増しています。 普通に道の端で営業しているなら何も思いませんが、ただただ、道の真ん中でたむろしているだけですとしゃべったままです。 混雑している駅でもあるため、そういった人の流れを止める行為は注意していただきたいです。歩道の半分はその方で塞がっている毎日です。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.2.19	R6.2.19
82	道路上での宗教活動について	最近山田駅や千里南公園付近で、ものみのとう？の方が、本を並べて立ってらっしゃる姿をよく見かけます。子どもたちには、あいさつの声かけ等してくださるようなのですが、本人たちには少し不気味で怖いと感じるそうです。 山田駅に関してはDEWの駐輪場への曲がり角でもあり、通行の邪魔とも言えなくもありません。 信仰は自由ですが、道路に立って活動することは、特に問題ではないのでしょうか？	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.19	R6.1.19
83	電動自転車補助金	電動自転車購入時の補助金はありますか？ 地方は補助金があります。子供が多いこの吹田で補助金はなぜ無いのでしょうか？保育園いれて働かないといけないのにその電動自転車が原付よりも値段が高いです。 低所得には厳しい値段です。早急に検討してください。	電動自転車購入時の補助金について、本市では実施しておらず、今後実施予定はございません。	総務交通室	R6.1.9	R6.1.11
84	片山公園のたまり池について	夏場限定の依頼。 子供が水遊びできるようにたまり池の掃除を行なってほしい。	片山公園の池につきましては、6月から夏場を中心に年7回の清掃を実施しております。水遊びは禁止しておりませんが修景池ですので、池に落ちている落葉や生物、いたずらなどによる池への異物の投げ込みの恐れもあり、安全に子供たちが水遊びできるだけの維持管理は出来ないのが現状です。	公園みどり室	R6.1.4	R6.1.10
85	ピアノ池付近での危険な煽り運転について	2023年12月26日16時頃、ピアノ池付近の市道(一時停止がある側)の府営吹田藤白台住宅1棟付近で〇〇の車が後ろからクラクションを鳴らして煽り運転をしてきた。当該道路は一時停止が必要な道路でこちらは右折、あおり運転の犯人は左折であったが犯人は一時停止もせず、さらに停止線を超えて止まっており、私がナンバーを見ようと止まっているところをじっと凝視してきたものである。 このような運転は一時不停止のみならず煽り運転という厳罰に値する行為なので吹田警察の厳正な捜査の上、検挙をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.4	R6.1.4

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
86	何度も自転車やバイクにガソリンをかけられる被害に遭っています！バイクにかけるとか下手すると人殺しだぞ！	表題の通りです。今回で7回目くらいなのですが、今度は納車したばかりの新車の高級バイク(時価数百万円)のカバー(数万円相当)にガソリンをかけられる被害に遭いました。 以前から何度も自転車にガソリンをかけられそのたびに警察に通報しているのですが一向に警察は動かず犯人は逮捕されません。 それどころか犯行はエスカレートするばかりです。動いていれば今頃捕まっています。 しかも今回の被害は高級バイクです。バイクは当然ガソリンを爆発させて動いているのでガソリンをかけられるとエンジン始動の際に爆発、炎上の可能性もあります。 これはれっきとした殺人未遂罪です。 当然人が死傷すれば故意犯ですから殺人罪となります。 昨日もJAL機が炎上する事故がありましたから知らないでは済まされないでしょう。 ガソリンを携行缶に入れて持ち帰ることは京アニの事件以来できなくなりましたから、犯人は車やバイクを所有していることは明らかなです。 それなら当然バイクにガソリンをかければ最悪引火し所有者である私や通行人などの第三者が死傷することは容易に想像がつきます。 吹田警察の捜査の上、逮捕してください。お願いします。 まさか新車のバイクにやるとは絶対許せません。捜査には全力で協力します。 どんどんエスカレートしているところを見ると今度は放火、最終的に人に火を放つもおかしありませんよ。 早く逮捕して終わらせてください。 もしこれでも吹田警察が動かなければYouTuberとして動画投稿の活動もしているので、証拠動画をネットに拡散させてもらい炎上させて各局でニュースに取り上げてもらいます。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.4	R6.1.4
87	紫金山公園 遊具(ローラ滑り台)について	本日、子どもと紫金山公園の遊具で遊んでおりましたが、ローラ滑り台の 登り階段の踏み台(木製)の劣化が著しく、17キログラムの子どもが登るだけで踏み板がしなっている、所々欠けている部分があり、使用に對して恐怖を感じました。 子どもは保育園の散歩でも皆さんと訪れて遊ぶ公園のようです。高さもある遊具です、命にも関わる事案ですので、確認をしていただけないでしょうか？ 必要時補修をお願いしたいと思います。	公園遊具については、紫金山公園のローラ滑り台も含め有資格者による年1回の安全点検を実施して状態を確認しておりますが、木製遊具は劣化の進行が早く、現場確認したところ、ご指摘のとおり一部劣化が見られましたので補修等の対応をいたします。	公園みどり室	R5.12.4	R5.12.14
88	歩道橋	下高川西詰(芳野町遊園)付近坂道が階段のままで、車イス移動が非常に厳しいです。移動の自由が出来ないです。 豊中市側は早い時期から階段から、スロープ式に変わってます。 何度か吹田市にお願いしてますが、10年前からお願いしまだかなど何度も無視されてます。自転車も坂を通り危険です。車イスも危険です。 市民の自由な移動人権を真剣に考えて欲しいです。	現在ある階段をスロープ(傾斜路)にするためには、縦断勾配を5%以下、やむを得ない場合でも8%以下の勾配にする必要があり、当該箇所の高低差では、縦断勾配を8%以下のスロープにしたとしても延長として50m～60m程度必要となります。また、現地も確認しましたが、隣接地は民有地で建物があること、北側については、多少スペースがありますが、土中に大口径の水道管(基幹管路)が埋設されていることから、スロープの設置に必要なスペースが確保できないため、現状ではスロープの設置は困難です。何卒、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	道路室	R5.12.11	R5.12.14

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
89	散水栓の設置の件	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件です。吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件で、開発にあたって、前もって、新設擁壁の水抜き穴には、生活排水は流さないとの合意書を結んでいます。合意書に定めのない事項も、誠実に協議のうえ解決を図るものをする〇〇(社名)の〇〇社長と結んでいます。しかし、現実には新住民の方から、洗車の水を流したいとのこと。〇〇社長、〇〇建設〇〇取締役から、訴えろといわれる始末です。さらに、〇〇(社名)の〇〇さんからは、建築時の汚水を確認と、散水栓の削除を求めたところ、11月28日に現地確認どころか一気に工事をする始末です。前もって我が家の敷地に水が流れると伝えてのにもかかわらず、平気でしらないとのこと。〇〇社長を訴えろ、汚水の確認もしない始末です。〇〇さんは、吹田市で建築実績が大きく影響力がある企業さんですが、分流地域かどうかもしらないで新築を建てていて、問題はないでしょうか？知らないで、建ててるとなると環境汚染会社です。吹田の環境はもちろん、地球環境に良くないです。道路の側溝に汚水を流すと直接河川に流れます。〇〇さんは、散水栓は設置必須と聞き、外さないとの回答です。ドイツでは、自宅で洗車すると罰金です。各企業SDGsを掲げられています。〇〇(社名)、〇〇建設はSDGsと違うことをされてます。他の地公体では、道路側溝に汚水をながさないでくださいと注意喚起があります。特に、我が家の場合は、道路側溝に流れたものが、一度我が家の敷地に入り込み、また雨水管に流れこみます。せめて、我が家の敷地に流れる地域だけでも、散水栓の設置をなくしていただくように指導、道路側溝に汚水はながさない注意喚起をお願いできないでしょうか。そもそも、分流地域では、道路側溝の水は、直接河に流れます。SDGsと真逆の行為です。一般市民の方は致し方ない面はありますが、開発業者や、政治家の方までも認識がないと思われま。そして、今回の、我が家敷地の排水溝の掃除をお願いします。道路を拡張して、道路側溝を吹田さんが造られ、新築工事をされるたびに我が家に汚水が流れます。よろしくをお願いします。	汚水対策について 当該物件について現地確認をさせていただきました。現在、散水栓の使用目的及び排水設備の計画について事業者へ確認中であり、基準に適合しない場合は指導を行ってまいります。 (担当:管路保全室) 排水溝の掃除について 道路排水に起因する堆積物であれば清掃いたしますが、今回は他に原因があるため清掃出来ません。 (担当:道路室)	道路室、管路保全室	R5.11.29	R5.12.12
90	12月3日朝6時前、府道119号線で無灯火の車が速度違反と信号無視	12月3日朝6時前、北千里駅の府道119号交差点で無灯火の車が速度違反と信号無視をして今宮方面に走り去っていった。 この道路は飛ばす車が多いので監視カメラの設置等をお願いします。 また警察による取り締まり強化も合わせてお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.12.5	R5.12.5
91	歩道舗装のお願い	歩道を舗装していただきたく、ご連絡いたしました。 ちょうど「レストランかもしま」を出てすぐの歩道の切れ目(歩道から車道に切り替わるところ)で、カーブになっているあたりのブロックがせり出しています。昨日、私の母(70歳)が足をひっかけて転びました。その前にも、同じく高齢の女性が転んでいるを知っています。 この付近の道路については、令和6年以降に舗装工事の予定があるとHPで拝見いたしております。しかし、道路幅を広げて快適に通行できるようにするよりも先に、歩行者にとって転びやすい場所を平らにならすなどの危険を減らしていただきたくお願い申し上げます。	御要望の場所を確認させていただき、インターロッキングブロックに段差があり、つまずき転倒の可能性がありますので補修させていただきました。 今後も、転倒の可能性がある場所につきましては、順次、補修作業をさせていただきますと考えております。	道路室	R5.11.20	R5.12.1

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
92	京阪バスのJR吹田から守口市間について	京阪バスのJR吹田から守口市間が12月16日で廃止することになりました。 しかしながら、吹田から上新庄や守口市に行くのは貴重でたまにはありますが利用します。 利用者はたしかに朝夕でも空いてるのですが必要なお客さんがいるのもたしかです。 阪急バスが大阪シティバスが朝夕だけでもいいので引き継いでほしいのと大阪シティバスがやっているオンデマンドバスを吹田市と東淀川区、守口市にもしてほしいです。よろしくお願いいたします。	阪急バス(株)にお聞きしたところ、慢性的な運転手不足のため当該路線を引き継ぐことは困難であるとの回答を受けております。 大阪シティバスについても同様の回答を受けております。 バス事業者につきましては、全国的に慢性的な運転手不足があり、本要望等のご対応が困難であることをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	総務交通室	R5.11.13	R5.11.28
93	南千里駅前広場で無許可で路上ライブをしていたことについて	11月11日16時頃、南千里駅前の広場でギター片手に路上ライブしているおじさんがいました。 無許可だと思われますが、無許可での路上ライブは道路の占有にあたり禁止です。 演奏行為の禁止も明確に張り紙で禁止してください。	公園区域内であれば、道路とは違い、音量や時間帯など、他の公園利用者や周囲の迷惑とならない範囲であれば、ギターを弾くこと、歌を歌うことは禁止しておりません。しかし、程度によっては指導や許可が必要な場合もあることから、注視して参ります。	公園みどり室	R5.11.14	R5.11.22
94	府営住宅3棟花壇への不法投棄について(犯罪です)	府営住宅3棟エントランスにある花壇にチラシが頻繁に不法投棄されています。 回収してもまた不法投棄されていたちごっこの状態です。 数年前までは植木の枝を折られたりタバコの吸い殻を不法投棄されましたが(当然タバコは動植物には有害で特にそのままの状態でも雨が降るとタバコが水に染み出して草花が枯れる原因に)今はその行為者が引越したのか枝を折られたりタバコの不法投棄はありません。 ただいらぬチラシが捨てられているので警察のパトロールや、エントランスへの張り紙等お願いします。	本件は、大阪府及び警察に係る事案ですので、大阪府及び警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.11.20	R5.11.20
95	府営住宅1棟ゴミステーション前への不法投棄について(犯罪です)	11月15日19時24分頃、府営住宅1棟のゴミステーションに住人でないと思われる者が自転車で来て開いていないゴミステーション前にゴミを置いてそのまま不法投棄していききました。そのときのゴミの写真は遠くから撮っています。 犯人は40～50代くらいの男で自転車で市道を山田駅方面に逃走。 警察による捜査、検挙をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.11.20	R5.11.20

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
96	自転車の危険運転に関して	過去に同様の問い合わせも多々あるようですが、自分自身も2週連続で危険な思いをしたため意見させていただきます。 江坂駅や江坂公園周辺の歩道、江坂公園内、及び内環状沿いの歩道上で異常なスピードで運転する自転車に轢かれそうになりました。また、去り際に暴言を吐かれたこともあります。 市としても運転マナーの向上のための啓蒙活動や、または警察と連携しての取り締まり等、対策していただくことはできないでしょうか。 今後も家族ともども、安心して暮らすためにご検討いただけると大変有難いです。宜しくお願いします。	自転車は道路交通法上の「軽車両」に該当し、原則車道の左端を走行することが法律で定められています。また歩道走行が認められる場合についても、歩道の車道寄り部分を徐行し、歩行者優先で徐行しなければなりません。 しかしながら、交通ルールや運転マナーの認知度や遵守意識は依然として低く、一部の利用者による危険な運転が見受けられるのが実情であります。 本市におきましては、吹田警察署と連携して、春秋の交通安全運動期間中の街頭啓発、市内全小学校を対象とした交通安全教育の実施、また吹田警察署では中学校・高等学校・大学及び事業者などに交通安全講習を実施し、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底と運転マナーの向上に取り組んでいるところです。 今後も様々な機会を捉えて、自転車安全利用の推進に努めるとともに、吹田警察署にも本要望を伝えてまいります。	総務交通室	R5.11.6	R5.11.15
97	川岸公園について	このたび公園が綺麗に整備され、毎日気持ちよく使わせていただいております。ありがとうございます。 時々、せっかく植えられ成長を楽しみにしていた植物が抜き取られていて残念な思いをしておりましたら、住民がご自分の好みの植物を植えておりました。 花壇用フェンスも付けられたりして、日に日に公園の出入り口が変貌していきそうです。 その方はご自分の家の前の市道に面した街路樹の麓にも植え込みをされます。 直接、注意したいのですが近所だけに角がたつし、聞き入れてくれる方でないのもわかっているのも、然るべき部所から厳重注意と植物撤去、元に戻すよう指導いただけないでしょうか。 我々の税金で整備された市民みなさんの共有エリアです。 私物化されるのはおかしいです。	無断で公園内で草花を植えている者に対して指導していく旨を、お電話で伝えました。	公園みどり室	R5.11.6	R5.11.14
98	うるさい暴走バイクについて	11月9日20時40分頃、府道119号線でまた違法改造のバイクが爆音を撒き散らして走っていた。 迷惑なので警察による取り締まりをお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.11.10	R5.11.10
99	JR吹田駅近くの噴水の維持管理について	噴水の維持管理についての質問と意見です。 JR吹田駅前の噴水(メロード吹田二番館、駐輪場出入り口の裏)について、いつ見ても水が出ておりません。それどころか、タバコの吸い殻が捨てられていることもあります。 噴水制御盤には電源が入っていますが、異常表示のままです。 吹田市として管理、点検されているのでしょうか？ すぐに修理できないとしても、せめて電力の無駄や故障による事故を防ぐために一時的に電源を切つてはいかがでしょうか。 現在計画されているブーメランストリートの一帯整理の時期でもよいので、ぜひ綺麗に修理して欲しいです。	平素は本市道路行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。 頂いたご意見について以下のとおりご回答申し上げます。 ご指摘の噴水については、排水が円滑に機能しないことによる、道路上排水が発生するなどの問題から運用を停止しております。 また、道路清掃については定期的なパトロールのなかで必要に応じて実施しておりますが、市内全域の範囲では、行き届かないこともあるのが現状となっております。 なお、電源の遮断については機能上可能であるか確認してまいります。 維持管理業務のなかで、街の美観が保たれるよう努めてまいります。	道路室	R5.10.23	R5.11.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
100	放置自転車	以前も送信しました。予想通り岸辺ビエラの吉野家の前付近、放置自転車が益々増えて来ました。本今朝9:30の時点で6台。ビエラの入り口を塞いでしまうほどの数の自転車が停めてあることもあります。強制撤去するなり、何らかの強い方法を実施しないと益々増え、以前の吹田駅前の違法駐輪場状態になります。早く手を打って下さい。景観をそこねています。写真とも撮りました。 ※写真については、公表しておりません。	当該場所は、ビエラの敷地であり吹田市の放置禁止区域には指定しておりません。 施設管理者には、現在の状況を改善するよう協力を求め、改善する意向を確認いたしました。	総務交通室	R5.10.23	R5.10.31
101	府営吹田藤白台住宅5棟周辺(ピアノ池横の公園)での歩きタバコについて	10月12日11時55分頃、府営吹田藤白台住宅5棟周辺のピアノ池の横の公園でリーバイスのトラッカージャケットのようなGジャンを着て下は緑のズボンで眼鏡をかけた50～60代くらいの男が歩きタバコをしていた。 この男の行動からして確か前にも歩きタバコをしていたはずだ。公園内はカラスが占拠しているにもかかわらず公園内を歩いて歩きタバコをする人はこの男くらいだからだ。 この男は府営3棟、4棟方面から出てきたので近所に住んでいると思われる。 運動がてら自転車で北千里駅周辺を巡回していたが、今日だけで3件の喫煙案件だ。 職員の巡回のみでは効果がなくなっているので張り紙の強化などしてほしいが、ピアノ池は最近張り紙が刷新されている。公園内にも近隣住民や通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。 苦情が来ているのでいう文言は非常に効果的です。 前にも言いましたが大阪市内で勤めていた会社のビル前では以前から何をやっても喫煙をやめない小太りの男がいた(私がビル前を通るときに限って吸っていて非常に迷惑だった)のですがビル管理会社に苦情を言ったところ、禁煙の張り紙ではなく、近隣住民や通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙に変わり、その紙が貼られた日からその男が喫煙することがなくなったのです。 吹田市側は張り紙だらけになるのもいかなものかとは思っているかとは思いますが、マナーやモラルが低下するよりは100倍マシです。これを放置するとさらなる治安悪化につながります。 この男についても証拠動画を撮影しているので後ほど提供します。 ※動画については、公表しておりません。	啓発看板につきましては、これまでも掲示場所や文言など、試行錯誤を繰り返しながら設置しており、ご意見いただきました内容も検討してまいります。	公園みどり室	R5.10.12	R5.10.30
102	北千里付近の府道119号でまた暴走族が迷惑をかけています！	10月24日23時35分頃、山田駅から北千里駅に向かう府道119号線で1台のバイク(いつも同じ音なので同じバイク)がブンブンブンとすごい音を立てて走っていました。違法改造していることは明白。こんなのじゃ当然車検も通らないだろうから250cc以下のスクーターバイクと思われる。 うるさいし、本当に迷惑。 吹田警察は私たちの提供する情報を元に、もっとパトロールと取り締まりを強化してほしい。 こんなやつさっさと免許取り消しにしないと同じ奴がまた出てくる。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.25	R5.10.25

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
103	府道119号でスポーツカーがタイヤを鳴らして暴走していたことについて	10月21日11時15分頃、北千里駅～山田駅間の府道119号線の藤白台1丁目交差点から北千里駅にかけてスポーツカーらしき車がタイヤを鳴らしながらものすごいスピードで走り去っていった。 詳細を述べると、信号待ちからブンブン吹かす音がしたので嫌な予感がして動画を撮ろうとスマホを出すと信号が青になってしまい、ものすごいスピードで車は走り去った。北千里方面へ北進していった。 なので動画は撮れなくて、ナンバーは不明。 ちなみに私が自転車で運動を終えたときにもまだ遠くの方でタイヤが鳴る音がしていたので15分以上暴走行為を続けていたことになる。 府道119号では以前から暴走する車が多く危険なので警察に対し取り締まり強化を要望しています。そのためか最近では吹田警察による取り締まりも強化されていて取り締まりのサイレンが鳴っていることも多いですが、吹田警察によるより一層の速度違反の取り締まり強化をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.23	R5.10.23
104	府道119号に並行する市道での速度違反について	10月21日11時25分頃、北千里駅からピアノ池にかけて〇〇の黒色の軽自動車速度違反していた。 私が自転車で追いかけると30キロ出しても追いつけなかったため40キロは出していると思われる。 ここは生活道路で歩行者や自転車の通行も多いので速度違反は非常に危険。にもかかわらず私が30キロ前後で走っていると後ろから煽られることも日常茶飯事。なぜかという、府道119号は取り締まりが厳しいので裏道であるこの道を飛ばしているものと思われます。 この道路では以前から暴走する車が多く危険なので警察に対し取り締まり強化を要望しています。でも、一向に取り締まりをしていない様子だ。 119号だけでなくこちらの方も速度違反の取り締まりをお願いします。またこの車の運転手の検挙をお願いします。 なお、この車は私が撮ったドラレコに映った映像から見るにドライブレコーダーを搭載しているので証拠の押収は容易だと思われます。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.23	R5.10.23
105	深夜に暴走バイクがまたうるさい	10月20日0時15分頃、府道119号の北千里～コーナン千里山田付近でたまたま暴走しているバイクがブンブンブンとコールを切って暴走していて大迷惑。窓を閉めていても聞こえてくる。 本当にうるさいので吹田警察による検挙をお願いします。 この前は警察による巡回のおかげか減っていたのにまたやっています。 吹田警察におかれましては、いつも暴走族の撲滅に協力いただきありがとうございます。 早く複数回の暴走行為で免許にしてください。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.20	R5.10.20

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
106	続-57-2.吹田市HPに『秋の全国交通安全運動』の掲出が必要。	市総務交通室からの回答が10月5日に有りましたが、メールを開くと欄外上に「注意—電子メールの添付ファイルはウイルスに感染している可能性があります。」の表記が有りました。 ⇒添付画像参照 ⇒確認を一度して頂ければ・・・と思います。 ・私のPCには、ウイルスソフト(ウイルスバスター)が入っています。 ・市の9月からの受信メールで添付ファイル付きの5件(PDFファイル)には、上記のような注意のメッセージは有りませんでした。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「電子メールの添付ファイルはウイルスに感染している可能性があります。編集する必要がなければ、保護ビューのままにしておくことをお勧めします。」のメッセージは、添付ファイルがウイルスに感染している、感染していないに関わらず表示されることがあるようです。こちらで当該ファイルをスキャンしましたが、ウイルスの検知はされませんでした。吹田市においては、様々なウイルス対策をしていることから、ウイルスに感染しているファイルを送付する可能性は低いと思います。よろしくお願いいたします。	総務交通室	R5.10.10	R5.10.18
107	続-64. 9月27日掲出の市HPタイトル『【西消防署】ポンプ車操法訓練』	「【西消防署】令和5年度ポンプ車操法訓練を実施しました」…の訓練画像を見て気になった事。 ・放水銃を操作している3人の足元が、安全靴では無く、スニーカーでした。 ⇒添付画像-1。 スニーカーでの放水訓練。 ・忙しい中での訓練、ご苦労様です。訓練といえどもやはり実動に近い安全靴の着用が良いと思います。訓練時の体感が異なります。 ・もしかしたら、消防職員の受験者が見ておられるかもしれません。 ⇒添付画像-2。 街の掲示板に貼られていた消防職員の募集案内のポスターを見ていた学生3人。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ポンプ車操法訓練時の靴の件でございますが、全国消防操法大会 操法審査要綱で操法に支障のないものと定められており、それに準じた靴を着用し実施しております。通常の訓練と異なる点をご理解いただきたいと思います。	西消防署	R5.10.10	R5.10.18
108	ピアノ池に並行する制限30キロの市道がガタガタで補修してほしい	ピアノ池に並行する制限30キロの市道(北千里駅側に向かって左側)がガタガタです。 この前工事をしたようですが、その後の補修作業が稚拙で車道真ん中の両側にふくらみができています。 自転車を通るときはふくらみの上を通行するのは転倒のリスクがあり危険なので車道中央を走行しています。早急に補修をお願いします。	現在、水道部の方で水道管の撤去及び新管を布設しております。 現状の舗装は仮復旧状態であり、本復旧(舗装に凹凸状態がなくなる状態)は令和6年6月～7月と水道部から聞いております。 本復旧まで、かなりのお待ちいただくことになり、ご迷惑をおかけますが、何卒ご理解頂くようお願い致します。	道路室	R5.10.3	R5.10.17

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
109	藤白公園とピアノ池横の狭い車道の危険な右左折について	以前から何度も言っていますが、藤白公園とピアノ池横の狭い(北千里駅方面に右折するT字路)車道ではこの道路に右左折して入ってくる車が、車道中央を超えて侵入してきて右折時に中央に寄っているとぶつかりそうで危ないです。今日も夕方18時くらいに2台侵入して来てぶつかりそうになりました。 しかしマップで車道の幅を測ると5.2m。つまり片側2.6mです。普通車の幅は1.7mなので通れるはず。 相当下手クソなドライバーが運転しているのでしょうか？だとしたら危険だからやめてほしい。 車道の拡幅か、右左折のナビラインを引いてはみ出したり逆走しないよう注意喚起をお願いします。 このままではいずれ大きな事故が起きます。しかもこの交差点は見通しが悪いにもかかわらず一時停止しない車も多いです。	藤白公園とピアノ池横の狭い車道の危険な右左折について 当該箇所における一時停止違反等の交通規制違反については、本市から吹田警察署へ取締りの強化を要望してまいります。 (担当:総務交通室) 車道の拡幅及びナビラインについて 現地にて当該箇所を確認した結果、車道としての幅員は十分にあるため、ナビラインや車道の拡幅を行うことはできません。但し、交差点に進入する車両に対しては、減速を促す注意喚起等を検討してまいります。 (担当:道路室)	総務交通室、道路室	R5.10.2	R5.10.13
110	うるさい暴走バイクについて	10月7日0時30分頃、府営吹田藤白台住宅3棟付近の路上で、バイクがブンブンうるさかった。吹田警察とも連携の上、検挙をお願いします。	本要望内容につきましては、吹田警察署に伝えてまいります。	総務交通室	R5.10.10	R5.10.13
111	江坂公園の遊具について	江坂公園で水が流れている遊具がありますが、水が汚く触らせたくないという保護者が多数います。まだ小さく一歳前後の子どもなんかは水を触らないようにするだけでとても疲れてしまいます。綺麗な水にすることが無理ならば水自体を無くしてほしいです。	江坂公園は、令和4年7月より指定管理者による管理運営を行っております。いただきました御要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。 なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおり御案内させていただきます。 指定管理者グリーンホスピタルサブライ江坂公園 電話 06-6388-8604 FAX 06-6388-8604 メール esaka-park@ghs-inc.co.jp	公園みどり室	R5.10.5	R5.10.11
112	RE:JR吹田駅周辺 の課題について R5.7.6	以下の回答を頂いておりますが、自転車搬送コンベアで小学生や幼児を連れての移動がどれだけ大変か。ご老人が自転車をコンベアに乗せられずにお困りになっているさまをご認識されているかは存じませんが、とても利便性が高いとは言えません。手は打ったので行けないことはないでしょ、ということでしょうか？ 地下道の新設が大変なのは理解できますが、長期的にでも改善を頂ければ幸いです。 〉 御指摘事項の2つ目について JR吹田駅の南北を結ぶ交通(地下道)の利便性(歩行者と自転車)について、回答いたします。歩行者に関しましては、地下道の出入口にエレベーターが設置されています。自転車につきましては、令和2年度に斜路付き階段部分に自転車搬送コンベアを設置しました。現在のところ、歩行者や自転車の利便性は一定確保されていると認識しているため、新たに地下道を設けるなどの予定はございません。 (担当:道路室)	現時点では、利便性は一定確保できていると考えていますが、今後さらなる利便性の向上について、注視してまいります。	道路室	R5.10.4	R5.10.6

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
113	北千里駅周辺での迷惑喫煙について	9月27日午後0時頃、北千里駅近くの公社2棟のベンチで青のセニアカー所持の高齢男がタバコを吸っていた。 ベンチで喫煙など言語道断。多くの通行人を副流煙の二次喫煙に晒している。 公社2棟や4棟のベンチ付近に通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。 また、ピアノ池に新設の禁煙立て看板確認しました。ありがとうございました。	啓発看板による効果が出ることを期待しております。 なお、北千里駅近くの公社2棟のベンチでの喫煙につきましては、広聴事案として、大阪府広報広聴課へも回付しているとのこと。	公園みどり室	R5.9.28	R5.10.4
114	南千里駅前広場での鳩への餌やりと虐待について	9月11日16時35～40分頃、南千里広場に鳩が5羽ほど集まっており、見ると上は白の柄物、下は青いズボンの70～80代くらいの老婆が餌やりをしていた。それだけならともかく、餌目当てに集まってきた鳩を足で蹴ったり追いかけたりして虐待していた。当方、証拠動画を撮影している。 インコを飼っているので絶対許せない。鳩がかわいそうだ。このように餌を与えられた鳥は人間を信用しているのに虐待とはひどすぎる悪行。鳥は見た目以上に知能が高い。知らない人も多いがインコなんかだと嫉妬もするほど知能があるのだ。 これは明らかな動物虐待なので、このような事案が起こらないよう警察の捜査の上検挙をお願いします。 後ほど動画は提供します。 ※動画については、公表しておりません。	鳩の餌やり等につきましては、その行為を規制する法令等がない状況であり、環境政策室として環境美化の観点から対応が限定的となります。関係機関に情報共有いたします。	環境政策室	R5.9.14	R5.9.27
115	南千里のこもれび通りの歩道が狭すぎて危ない。ここはヨーロツパか。	最近、南千里の佐竹台に用事があって行ったのですが、帰りに山田から帰ろうと新小川バス停まで歩いて行ったのですが、この佐竹台6丁目バス停から新小川バス停までのこもれび通りの歩道がとんでもなく狭かった。 しかもこの狭さのところを通る自転車までいて危険極まりない。危ないから自転車は広い車道を走ってくれ。見たところ車道を走っていた自転車は1台しかいなかった。 ほかはみんな5台ほどは歩道を走っており、私をスレスレで追い越していった。 なんでこんなヨーロツパみたい狭いのか。ヨーロツパの街並みを参考にしないところを参考にしてほしい。悪いところを参考にしてもどうしようもない。 歩道の拡張など検討をお願いします。	御要望いただきました件について回答させていただきます。 当該道路の歩道を拡幅するためには、用地取得等が必要となることから、困難と考えております。 自転車につきましては、「吹田市自転車利用環境整備計画」において、当該道路は自転車通行空間の整備(自転車の車道走行を促すために車道左側端に矢羽根の路面表示を設置)を行う路線となっております。 現在、対象路線の整備を順次進めているところです。	道路室	R5.9.19	R5.9.27

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
116	東佐井寺公園(トンネル公園)の樹木伐採について	当方の住宅が公園の前にあります。ボール遊び禁止の公園にも拘らず毎日毎日、当方の住宅にボールが飛んで来ます。車にも壁にも当たり傷がつく事もあります。 以前より、どうにか対策して欲しいとご相談していると思います。なぜ、何の連絡も無しに家の前の樹木を2本も切ってしまったのですか？前にも増してボールが飛んでくる様になりました。車や壁もより一層傷が着く確率が上がりました。なぜこんな事をするのですか？これが吹田市の考えた対策ですか？1市民の1住宅など少々傷ついてもどうでも良いのですか？毎日とてもストレスです。 何故私が声を荒げて毎日毎日、子供達に注意しなければならないのですか？どうか対策を考えて下さい。	今回伐採しました樹木につきましては、樹木健全度調査という専門家による調査の結果、腐食による倒木の可能性が高いとの診断結果が出たため、急遽伐採したのですが、2本の樹木を伐採したことにより、家の前が大きく開けてしまいましたことから、早急に対策を検討してまいります。	公園みどり室	R5.9.12	R5.9.25
117	北千里駅ロータリーのバス停に救急車が止まっていたことについて	9月20日17時15分頃、北千里駅のロータリーのバス乗り場(3番乗り場)前に救急車が駐車していました。 パトカーや救急車等の緊急自動車はバス停に駐車していいのか？一般の人はバス運行時間にバス停の周り半径10m以内に駐車すると違反となるはずだが？ もし救急車が特別扱いされるとしても、現にバスは運行しているからバスの運行の妨げになるはず。10分以上駐車していた。23分くらいにバスが来るようだが25分になってもまだ止まっていた。おそらくバスは救急車の前後に停車して乗降扱いをしたと思われる。 この様子を動画撮影もしているが、吹田北1と書かれた救急車であった。 交通違反であれば担当の消防署に厳重注意、また違反でないならバスの運行に支障をきたすことについてどう考えているのか見解をお願いします。 動画は写真は後ほど提供します。 ※動画及び写真については、公表しておりません。	救急自動車がバス停に駐車することは、大阪府道路交通規則で駐車禁止の規則等の対象から除外されており交通違反ではありませんが、バス乗り場以外に駐車可能な場所がある場合は、可能な限りバス運行の支障がない場所に駐車するよう努めるべきと考えております。ただ、特に緊急性がある救急事案の場合は、バス乗り場付近に駐車する場合がありますこと、御理解のほどお願いいたします。	警防救急室	R5.9.22	R5.9.25
118	府道119号での迷惑なバイクの暴走行為について	またまた迷惑なバイクの暴走行為です。 9月24日23時頃、府道119号付近でバイクの暴走行為が発生しました。ブンブンブン、ブンブンブンという感じのコールの切り方でこの音だけで同じ人物であることはすぐにわかります。最近減ってたのにまたやってます。 吹田警察のパトロールの強化の上、検挙お願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.9.25	R5.9.25

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
119	ゆらら藤白台やピアノ池付近での常習的な速度違反について	ゆらら藤白台ロータリーから藤白台1丁目方面に下る制限40キロの市道と北千里駅方面から来てピアノ池に並行する制限30キロの市道(北千里高校の生徒がよく利用する道路)は、車やバイクの速度違反者が後を絶たない危険な道路である。 まずロータリーの方は抜け道ができてからほぼ利用していないが、利用するときは時速35～40キロほどで下っていても後ろから猛スピードで車が迫ってきてクラクションで煽ってきたり、ときには暴言を吐いてきたりとめちゃくちゃだ。 ロータリーを下ってくる時点で、1丁目の元B-35棟などの府営住宅の住人であることは明らか。このあたりの住人の質は悪い、最悪だ。数年前にも意見しているが400ccくらいのバイクがとんでもなくゆっくり走行していてその後1台の車が猛スピードでバイクを追い越していったことがあった。私も以前、通勤時間帯にこの道路を下っていて自動車からあおり運転を受けて暴言を吐かれている。 ピアノ池の方は私が自転車で時速30キロほどで走っていると追い越されることが日常茶飯事。制限速度が30キロなのにだ。 道路事情についても、子どもを乗せた大人自転車や小学生くらいの子供が単独で車道を走っていたりするので非常に危険。 もともとピアノ池の道路は歩道がなかったこともあり、歩道が狭く自転車の通行に適さない。 さらにロータリーの方は下り坂になっていて特に車が飛ばしている。 警察は点数稼ぎしやすい府道119号ばかり重点的に取り締まりをしているようだが、生活道路の違反も重点を置いて取り締まってほしい。ちなみに余談だが、ピアノ池の方の道路は警察のバイクでさえ速度違反をしている。白線の動きから見ておそらく時速50キロほど。 吹田警察は認めようとしませんが、私のドラレコにはっきり映っている。	ゆらら藤白台やピアノ池付近での常習的な速度違反について、吹田警察署に頂戴したご意見を申し伝えけるとともに、取締り及びパトロール等について要望いたします。	総務交通室	R5.9.4	R5.9.19
120	16日12～13時頃ゆらら藤白台付近での事故?について	いったい何だったのでしょうか?16日の12時～13時(正確な時間は忘れましたが)車がドリフトするようなタイヤが鳴る音がしてその後バーンという音が聞こえました。ゆらら藤白台あたりかと思うのですが、ドリフト族による事故なのでしょうか? もしそうだとしたら危険極まりないので警察による検挙をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19
121	ゆらら藤白台バス停の車道に段差ができていて危ない、自転車で転倒しそうになった	本日、ゆらら藤白台の自販機に飲み物を買いに自転車で行くとロータリーの車道がガタガタでバス停のところに段差があることに気づかず転倒しそうになった。 写真を撮影したが、写真で見ると限り1cm弱ありそうな段差。 危険なので早急に補修をお願いします。	ご指摘いただきました段差の箇所ですが、補修作業を実施いたします。	道路室	R5.9.4	R5.9.12

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
122	佐井寺町のせせらぎの道に設置されている遊具の破損について	せせらぎの道の小川に設置されている手動のポンプが8年前から破損したまま放置されています。 修理していただけないでしょうか。 ご検討よろしくお願い致します。	平素は、本市道路行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。 御指摘のアルキメデスポンプ(手動式ポンプ)につきましては、修理をさせていただきたいと考えておりますが、遊具が古く部品の調達に期間を要するため、今年度末までの工事完了を予定しております。 何卒、御理解の程よろしくお願いいたします。	道路室	R5.7.18	R5.8.27
123	公園トイレについて	公園トイレがLGBTに配慮したジェンダーレストイレになるとYouTubeで見ました。 新宿の歌舞伎町タワーのトイレは問題が頻発し、廃止に動いています。なぜ吹田市ではこのような問題の多いトイレを設置するのでしょうか。今まで特に苦情はなかったようですが、犯罪が起こってからでは遅いと思います。 今の時代、どこのトイレがジェンダーレストイレであるか、すぐに、日本中どころか世界中の性犯罪者に知られてしまいます。 土木課の方が男性の利用が9割と仰っていましたが、女性は不安だから使わないだけです。生理現象であり、女子児童が使う場合はあると思います。 男性も使えるトイレで性犯罪者が待ち伏せしたりカメラが設置されていたり、女子児童にはそんなことは予想もできないと思います。 どうか、女子児童がそんな危険な目に遭う可能性のあるジェンダーレストイレは辞めて欲しいです。	公園トイレにつきましては、公園規模に応じたトイレ規模にする必要があると考えており、吹田市の多くの小規模公園に設置するトイレも、小規模なものにする必要があると考えています。結果、昔からの小規模な公園トイレのように、男女共用のものを基本に選定しておりましたが、現在、多機能便房を除き、男女別トイレへの変更を検討しております。 なお、ジェンダーレストイレについては、まだまだ未成熟で検討の余地があり、基準等も定まっているものではございませんが、ジェンダーレスという考え方は、バリアフリーと同じく、基本的な考え方となっていくものと考えており、今後の動向に注視しなければならないと考えております。	公園みどり室	R5.8.14	R5.8.25
124	ふじのき公園での危険な花火について	8月7日19時30分～45分頃、ふじのき公園で線香花火のような花火をしている集団がいました。 子どもだけならまだしも大人も一緒になってやっているようで非常に危険です。大人が一緒ならやめさせないといけない立場。というか、常識的に考えて公園内は火気厳禁でしょう。もし花火がいいならバーベキューもいいことになります。 このようなことが二度と起きないよう職員の巡回をお願いします。	吹田市内の公園では、以下のようなルールを守れば、手持ち花火などの花火は許可しております。 ・近くに家がないか確認する。(煙やにおいが届かない場所を選ぶ) ・花火の火の後始末をする。(水を張ったバケツの用意) ・火事になるような行為しない。(打ち上げ花火のような危険なもの) ・花火の後始末をする。(ゴミ等は持ち帰る) ・大声を出さない。(夜ですので、近所迷惑になります) 以上のルールを守らない状況が見受けられるようであれば、啓発等を行ってまいりたいと思います。	公園みどり室	R5.8.7	R5.8.15
125	北千里駅周辺での喫煙について	またまた喫煙事案です。 7月24日と26日の18時～18時半過ぎに藤白台のピアノ池の休石に座った60～80代くらいの高齢男が喫煙していた。 公園は禁煙ではないのか？ ここは喫煙している者が多い場所なので職員の巡回強化、合わせて張り紙の強化をお願いします。 休石の上に張り紙をすることも検討ください。	職員巡回について 御指摘のピアノ池周辺につきましては、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まっただけの喫煙行為は条例違反にはなりません。いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室) 公園の管理について 藤白公園のピアノ池周囲の公園フェンスには、多くの啓発看板が設置されていますが、傷んできているものも多く、付け替えを準備しているところです。 以前から休石周辺での喫煙に対する要望をいただいていることから、重点的に啓発看板を設置する予定としております。 (担当:公園みどり室)	環境政策室、公園みどり室	R5.7.27	R5.8.8

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
126	南金田公園樹木剪定の件	家の近所にある南金田公園の件ですが、夏になる前に樹木に多くの葉っぱが茂っていたのですが、5月頃に木の剪定があり、木が丸坊主になっていました。夏の暑い日が続く中、今では子供が遊んで日陰で涼むところがありません。何のために木が植えてあるのですか、夏の日差しを遮ってくれる葉っぱを切ってしまう心境が分かりません。夏が過ぎて木を選定するのは解りますが、行政はいったい何を考えているのか意見を聞きたいです。我々の税金を無駄遣いするのですか？	南金田公園の樹木の剪定につきまして、全体的に樹木が大きくなっており、道路にはみ出している枝や下枝が下がり公園の利用に際し支障があり、また、見通しも悪くなっていたため、5月11日から22日にかけて剪定を行ったものです。 ここ数年の猛暑もさることながら、今年は特に暑さが厳しく、熱中症の危険性も高まっていることから、可能な限り剪定の時期についても配慮してまいります。	公園みどり室	R5.8.1	R5.8.7
127	南千里駅前マルタス広場の禁煙マークについて	以前、まるたす広場での喫煙者が多く、困っているとご相談させていただきました。その際、ご担当の方が他部署の方ともかけあってくださり、禁煙の貼り紙をしていただきました。非常に効果があり、喫煙者が減ったことを実感しています。あれからおそらく1年と何ヶ月も経ってしまいましたが、早急にご対応いただき、本当にありがとうございます。 一点質問なのですが、その際に、市内の地面に印字されている禁煙区域であることを知らせるすいたんの表示を12月にまるたす広場にも施す予定であり、予算をとっていると伺いました。 しかし、まるたす広場にはその表示はまだありません。おっしゃっていた12月はたしかおとしのことかと思えます。その予算はどこへ行ってしまったのでしょうか。 今後も長くまるたす広場の環境が守られるよう、この間の経過と今後の活動予定をご教示ください。	まるたす広場の禁煙掲示に関しまして、令和3年度からの経緯は以下の通りです。 ・令和3年度 お問い合わせにございます喫煙禁止の路面シートによる掲示がまるたす広場の管理者から許可されなかったため、当該掲示を実施できませんでした。路面シートに用いる予定であった予算で、他の箇所の路上喫煙等禁止標示シートの補修を実施いたしました。 ・令和4年度 まるたす広場管理者と路面シートに代わる啓発を協議した結果、看板による喫煙禁止の掲示が許可されたため、当該箇所に掲示を実施いたしました。 ・令和5年度 令和4年度に引き続き看板での掲示を実施しております。	環境政策室	R5.7.21	R5.8.4
128	北千里駅周辺でのバイクの騒音について	8月1日23時06分頃、藤白台の府道119号近くでバイクが爆音を撒き散らして走っていた。音でわかるがたまに暴走行為をしているバイクだ。 吹田警察は何をやっているのか。一時期減ったのにまた暴走行為を行っている。 警察の巡回強化をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.8.2	R5.8.2
129	江の木公園のゴミ、吸い殻のポイ捨て及びゴミ箱の設置場所についての提案	江の木公園の近くに居住しています。 江の木公園のゴミのポイ捨てが多く困っております。 主に、お菓子の空袋 駄菓子やコンビニ、ドンキホーテなどで購入し、公園内で飲食後そのまま廃棄しているケースが頻繁にあります。 また、飲酒される方もおおく、空き缶、空き瓶を遊具、築山上ベンチに放置されて帰られる方も多くおります。たまにガラス瓶の破損なども見られ、小さなお子様には大変危険です。 より捨てやすい綺麗なゴミ箱の設置を提案したいです。 また、公園内照明がつくようになってから深夜の騒音もひどくなっています。 気づいたときにはゴミ拾いしていますが、大変です。警察にも通報する回数が増えています。未成年の喫煙を注意したりしていますが、リスクが感じません。対策をお願いしたいです。	清掃等のご協力、誠にありがとうございます。 江の木公園には現在2か所のゴミ箱が設置されていますが、築山からは離れた位置にあり、そのためにポイ捨てされてしまっているものと考えられます。江の木公園につきましては部分的に再整備の予定もありますことから、ゴミ箱の新設・設置位置について検討してまいります。 江の木公園はその立地から、ゴミや夜間の騒音等、近隣住民の方にはご迷惑になっていることも多いとは思いますが、御理解御協力をお願いいたします。	公園みどり室	R5.7.10	R5.7.24

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
130	万博外周道路	万博外周道路をいつも自転車に乗り、通勤道路として利用しています。自転車専用レーンのセンターラインが消えていたり左側通行などの看板も見かけない為、利用者もよく事故やトラブルになっています。 特にみのり橋南から西に向かっての外周道路が悪路になっています。利用する人達の安全を考慮し、センターラインを引いたりキープレフトなどの看板を作って貰えませんか？	本件は、府道に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.7.21	R5.7.21
131	ピアノ池周辺での喫煙について	7月3日8時10分頃、藤白台のピアノ池で休石に座った高齢の男が2人おり、そのうちの一人が喫煙していた。 公園も近くにあり、迷惑だ。吹田市のモラルはどんどんひどくなっている。 条例を改正し、立ち止まっているかに関係なく、喫煙の禁止、そして前から言っているように禁煙である旨を市の車が巡回して職員自ら広報していただきたい。	歩きタバコについて 吹田市環境美化に関する条例により、路上喫煙禁止地区での路上喫煙を禁止しているほか、環境政策室で喫煙マナーに関する啓発活動を実施しております。今後も引き続き粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナーへの意識醸成を図ってまいります。 また、御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室) 公園内での喫煙について 受動喫煙が禁止であることを、啓発看板により周知してまいります。 (担当:公園みどり室)	環境政策室、公園みどり室	R5.7.5	R5.7.19
132	公園のバスケットゴールについて	日頃より市民サービスにご尽力いただきありがとうございます。小学生の子供にバスケを習わせています。吹田市にはバスケットゴールが設置されている公園が多くとってもありがたいのですが、変わった形のリングなのでまったく練習になりません。また、小学生用の高さのゴールがなく残念です。小学生用の高さのゴールが設置されている山田駅東公園もゴール前に大きな水溜まりができており、晴れた日が数日続いても、水がはけません。通常の形の小学生用バスケットゴールの設置、山田駅東公園のグラウンドの整備を要望します。	公園のバスケットゴールは、あくまでも遊具であり、スポーツ施設ではないため、既存の形状でご利用いただきますようお願いいたします。 また、山田駅東公園の広場は、大雨時の川の氾濫を防ぐために、広場に水をためる構造となっており、他の公園と比較し乾きにくくなっています。他の公園広場でも、スポーツグラウンドや校庭とは違い暗渠排水がないこと、雨天後の利用制限を行えないことから、広場が荒れて、どうしても水たまりが出来やすくなってしまいます。グラウンドのような維持管理を行うことは出来ませんが、状況を見て土を補充するなどの整地は行ってまいります。	公園みどり室	R5.7.7	R5.7.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
133	JR吹田駅周辺の課題について	・JR吹田駅周辺の活性化 ・JR吹田駅北と南の交通利便性の悪さ(自転車・徒歩) ・JR吹田駅地下駐輪場の利便性の悪さ(地下に降りるのに吹田駅と直結していない) ・JR吹田駅地上に一時駐輪場がほぼない(特に子供用荷台を付けた自転車) 上記の不満は、これまでも問い合わせがあるようJR吹田駅周辺の市民の課題として共通認識があると思われるが具体的な対策が何一つ出てきていない。 具体的な対策とスケジュールをご教示いただきたい。	御指摘事項の1つ目について 商店街等の活性化については、JR吹田駅周辺だけでなく、本市独自の各種補助金等による支援の実施を継続し、令和5年度につきましても、それらの補助金を利用した各種イベント等が実施される予定となっており、にぎわい創出の一助となっているものと認識しております。 また、大阪府におきましても、商店街店舗魅力向上支援事業など、新たな視点を取り入れた商店街活性化のための取組を行っている状況です。本市も大阪府と連携を行うことで、さらなる支援を実施できるよう努めているところです。 (担当:地域経済振興室) 御指摘事項の2つ目について JR吹田駅の南北を結ぶ交通(地下道)の利便性(歩行者と自転車)について、回答いたします。歩行者に関しましては、地下道の出入口にエレベーターが設置されています。自転車につきましては、令和2年度に斜路付き階段部分に自転車搬送コンベアを設置しました。現在のところ、歩行者や自転車の利便性は一定確保されていると認識しているため、新たに地下道を設けるなどの予定はございません。 (担当:道路室) 御指摘事項の3つ目について 地下駐輪場と駅の連絡については御不便をおかけしているところですが、通路を繋げることは構造上困難なこともあり、現在のところ地下における動線を確保する予定はありません。 (担当:総務交通室) 御指摘事項の4つ目について JR吹田駅については自転車駐車場の不足が見られるため、片山保管所(メロード吹田東側)を改築し、一時利用の自転車駐車場を来年春頃オープン予定です。 (担当:総務交通室)	地域経済振興室、総務交通室、道路室	R5.6.26	R5.7.6
134	公園について	いつも市民の為に健康や精神的安寧につながる自然の多い公園を市内に多く管理していただき感謝しています。公園について、お願いがございます。 ①早朝の桃山台公園などで、池のフェンスを乗り越えて釣りをされている方々が複数名いております。保護されるべき生き物が、釣り針などで傷ついたりの可能性もございます。巡回も難しいかと思いますが、例えば、時間設定のテープなどで1時間に1度程度、公園内の釣り禁止をアナウンスするようなことはできないでしょうか?多少なりともフェンス内に入り釣りをを行う人たちへの抑止力になると思うのですが ②公園の腹筋ベンチを椅子と間違えて、寛がれる人たちが多くおられます。そのため腹筋ベンチがあるにもかかわらず、断念する機会が多々あります。腹筋ベンチのそばに、「腹筋用であること」を示す掲示物などを置いていただくことは可能でしょうか?	桃山公園は、令和4年7月より指定管理者※による管理運営を行っております。いただきました御要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。 なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおり御案内させていただきます。 指定管理者グリーンホスピタルサブライブ桃山公園 電話 06-6832-5480 FAX 06-6832-5480 メール momoyama-park@ghs-inc.co.jp ※指定管理者とは、市から公園等の公共施設の管理運営に関する権限を委任された者のことです。	公園みどり室	R5.6.30	R5.7.6

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
135	北千里駅の公 社に毎日立っ ている不審者につ いて	この男はそのときからそこに住んでいるようで誰彼構わず喧嘩を売っ てくる輩です。吹田警察の巡回の上、注意等お願いします。 通勤時間にまたトラブルになっていけませんから早めに対処お願い します。 またこのような問題行動を起こす者の府営住宅や公社からの退去命 令が出せるように規定の改正をお願いします。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情 報提供させていただきます。	市民総務室	R5.6.19	R5.6.19
136	暴走族がうるさ いんだけど！	6月16日23時55分頃、府道119号付近で暴走族がブンブン爆音を 吹かしているうさかった。親にも認められなかったからみんなに見てほ しくて気持ち悪い暴走行為してうざいんだよ、さっさとくたばれ。暴走行為 しかできないくせに。悔しかったら警察にでも入って白バイ隊員にでも なってみろ。そうすれば好きなだけバイクに乗れるぞ。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.6.19	R5.6.19
137	山田のコーヨー での不審者に ついて	6月15日18時20分頃、山田のコーヨーで60～70代くらいの男がぶ つかってきただろ、年寄りだからと思って舐めてんのかと絡んできた。 私はカートを押していて少し当たっただけだし、そんな剣幕で怒鳴るよう なことをしていない。 私は、私はここの株主だけど文句あるのかとその男の2倍くらいの声で 怒鳴ると男はどっかへ消えていった。 最近、本当にコーヨーの客は変なのが増えた。 その男も少し触れてからすぐに文句を言ったならまだわかる、しかし男 はその後私を何度か見て確認しているし、私の見た目や体格で判断した ことは簡単にわかった。もし私が180cm100kgだったなら文句を言っ てこなかったであろう。文句を言ったら言い返されて逃げたことから、言 い返されるとは思っていなかったのだろう、このような男は下から出て 謝ったりすると格下とみなしてさらに煽ってくるから厄介だ。路上なら二 度と会わないだろうからひとまず謝って走って逃げるのも手だが、毎日 利用するスーパーではそうはいかない。 この男の吹田警察への通報をお願いします。そもそも年金の支給日くら い大人しくしとけ。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.6.19	R5.6.19
138	片山公園駐車 場	片山公園駐車場のラインがほとんど消えていて、駐車スペースがわかり にくくなっています。ラインの引き直しはしていただけないのでしょうか？ よろしくお願いいたします。	現地調査いたしましたところ、区画ラインがほとんど消えてしまっている ことが確認できたため、駐車場を管理運営している事業者に、改善の要 望をお伝えいたしました。事業者からは6月末にライン引きを実施する予 定との報告を受けましたので、今しばらくお待ちください。	公園みどり室	R5.5.30	R5.6.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
139	千里南公園の園路がバリアフリーになっていない2	4月4日に頂いた回答への再質問です。 ●南千里公園の園路について >千里南公園のカフェレストラン(飲食店)は特定公園施設に該当しないこともあり、建築時には園路のバリアフリーまでは至らなかったものです。 カフェを設置するスペースを確保するために園路を工事し、進路を曲げています。これは園路の改築に当たります。園路は特定公園施設です。従って、園路をバリアフリーにする義務がありました。 この解釈についてご見解をお聞かせください。 ●バリアフリーより遊具の更新を優先する理由 >遊具の更新以外には、園路を含め改築を行っているものが少ないため、基準に適合していない公園が数多く存在 遊具の更新は義務でも努力義務でもない筈です(劣化して安全性に問題があるなら撤去すればよいことです)。カフェの設置も同様です。 努力義務であるバリアフリーよりも、義務でも努力義務でもない遊具の更新・カフェの設置を優先する法的根拠をお示しください。 ●ガイドラインが策定されたのは2008年 >令和4年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が改定されたことも受け、現在、基準やガイドラインの適合状況等を調査しているところです。 園路に対するバリアフリーの義務・努力義務は、2008年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が策定されたときから特に変わっておりません。 つまり吹田市は15年間、公園のバリアフリーの状況を調査してこなかったということでしょうか。であればそれは何故でしょうか。	1.園路工事は園路の一部区間ではありますが、バリアフリーの義務がある園路の改築であったと解釈することは、可能であったかもしれません。 2.遊具更新、カフェ設置及びバリアフリーは、それぞれ個別の課題であり、法的根拠により優先順位が決まるものではないと考えます。なお、園路を含めた公園施設の管理において、遊具は予防保全的な管理をする必要があるものですが、遊具更新の補助金交付の条件として、既存遊具の撤去と更新遊具の設置を合わせて行う必要があり、撤去のみを先行していないものです。 3.これまで調査を行ってこなかった理由があるわけではございません。しかし、バリアフリーも特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときには基準に適合させる義務がありますが、義務が発生するまで待つのではなく、バリアフリーのための改築を進めていくため、今回バリアフリー状況調査を実施したものです。	公園みどり室	R5.5.10	R5.5.23
140	目黒体育館から末広公園に続く遊歩道の雑草について	ここ数年、この時期になると毎年2メートル級の雑草が植えられる様になり虫被害、通るのも不快、見通しが悪く自転車や歩行者が曲がって入ってくる時など全然見えないので危険。家にもたくさん虫や蚊が入ってくるようになった。雑草を無くして欲しい。	当該箇所につきましては、市民の皆様方と協働で公園を維持管理していくためのボランティア(緑あふれる未来サポーター)制度に基づいて、市民の方に清掃・除草・花壇管理活動等を実施していただいているものでございます。 2メートル級の雑草と記載いただいている植物は、タチアオイという花であり、サポーターの方が植えたものです。現地確認したところ、たしかに視認性については、支障があると判断したため、出入口付近(1mくらい)は視認性を確保するため、植えない、もしくは背丈を短く剪定するよう依頼したところでございます。 また、虫や蚊については、この草花が起因するものとも言いきれませんが、同じくご要望を頂いている旨をサポーターの方に申し添えたものでございます。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R5.5.17	R5.5.23

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
141	府営住宅3棟での不審者について	5月10日17時35分頃、藤白台の府営住宅〇〇棟の集会所付近でたまに見る〇〇代くらいの〇〇の男がバットを手にして歩いていた。 この男はこの棟に住んでいる住人でほぼ間違いはない。 朝、エントランスの花壇で不審な行動をしていることもあるので警察等の巡回をお願いします。 数年前は早朝に巡回していただきポストにパトロールしたとの紙が投函されていた。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.5.11	R5.5.11
142	万博外周での歩行者の危険な通行違反について	数年前から要望しています。 万博外周の自転車道は歩道や車道と完全に分離されていて普通自転車以外通行できない、いわば高速道路の自転車版のはずですが、歩道が狭いためか歩行者、特にランナーが外周を走ることが多いです。バス車内から見ると自転車の間を走っていて目立つし、交通の面から大変危険です。 GW中も毎日のようにランナーが自転車道を走っています。吹田警察は何をやっているのですか。 違反取締りをしてください。車なら高速道路に歩行者が立ち入っているようなものです。もし高速道路に歩行者が立ち入れば110番通報を受けた警察官がすぐに歩行者の確保に向かうでしょう。 吹田警察と連携して取り締まり、また大きな交差点付近には交通整理をする警備員もいるので交差点で歩行者は自転車道を歩かない、走らないよう警備員の方から注意をお願いします。 ちなみに10年以上前からこの状況なので特に夜の場合歩行者との事故防止のため、私は車と一緒に車道を走っています。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.5.8	R5.5.8
143	北千里高校の自転車の運転が相変わらずひどすぎる	北千里高校の自転車の運転がまた以前のようなひどさになっている。 北千里高校の生徒が女性と事故を起こしてから少しはマシになったもののまた3列や4列で並走して車やバイク、他の自転車や歩行者の邪魔をしている。 今日も駅までいくと対向車線全部が北千里高校の自転車の集団で埋まっていた。本当にひどい。 これでは指導しているとは到底言えない。 普通は1列、違反だが許しても2列までだ。 事故後意見を伝えたと2列以下になった生徒がほとんどだったのに、また3列以上になっている実態だ。 もう北千里高校の先生を北千里からピアノ池方面に向かう道路に配置して注意してもらえないでしょうか。 以前も言いましたが、私もこの生徒を避けるためにハンドルを切って単独事故を起こしケガをしたことがあります。 当の生徒は逃げました、もう20年以上前のことです。 20年以上前から何も変わっていない。 これは北千里高校の伝統のようだ。 北千里高校生の自転車といえば昔、後ろから追いかけて速度計で測ってみると25キロほど出しており原付と遜色ないほどの速度で走っていた。若いから体力もあり飛ばす年頃だから余計危ない。 本当にこの状況では大事故を起こしかねないので至急自転車の交通法規について全生徒を対象に講習などをお願いします。	北千里高校の生徒の自転車運転がひどい件について、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えらるとともに、再度、生徒への通学、帰宅時における自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。	総務交通室	R5.4.17	R5.5.2

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
144	北千里駅ロータリーの道路の凸凹について	4月9日早朝の清掃活動時に北千里駅ロータリーのタクシー乗り場あたりの車道の真ん中付近に凹凸があり、コケそうになりました。いつの間に陥没したかわかりませんが、危ないので補修をお願いします。	現地確認を行ったのですが、場所を特定できなかったため、具体的な場所を教えていただけないでしょうか。 写真等があれば送付いただけると場所を特定しやすく助かります。	道路室	R5.4.14	R5.4.21
145	千里南公園の園路がバリアフリーになっていない	千里南公園のカフェ(バードツリー)の前などの園路が砂利道になっていますが、バリアフリー化する義務があります。 ----- ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) 第六条 施設設置管理者等は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは～移動等円滑化の～条例～に適合させなければならない。 ●都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 2-2-1 園路及び広場 (1)園路及び広場の基本的な考え方 出入口及び駐車場から特定公園施設及び「主要な公園施設」に至るまでの経路を確保し、当該経路を移動等円滑化する必要がある。 各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路を移動等円滑化するとともに、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、他の経路についても可能な限り移動等円滑化することが望ましい。 (3)通路の基準 ④ 表面等 ◎通路の路面は、滑りにくいものとする。 ○通路の路面は、平坦で固くしまっている仕上げとする。 ----- つまり、カフェを設置した(改築)ときに公園をバリアフリーにする義務があり、具体的には“少なくとも”南西と北東の入り口と駐車場を結ぶ園路はバリアフリーにする義務があります。 以上を踏まえた上でお尋ねします。 ・カフェの設置時に法律を守らず、バリアフリーにしなかったのは何故でしょうか。 ・千里南公園をバリアフリー化するのはいつでしょうか。 ・バリアフリーの義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 ・片山公園も砂利道で(増設又は改築していないのであれば)バリアフリーの努力義務を満たしていませんが、努力義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 ・努力義務を満たしていない公園はいつバリアフリー化するのでしょうか。	●カフェの設置時に法律を守らず、バリアフリーにしなかったのは何故でしょうか。 →バリアフリー新法では、12種類の公園施設(以下、「特定公園施設」という)について、都市公園移動円滑化基準(以下、「基準」という)が規定されています。公園管理者は、特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときに基準に適合させる義務があり、また、この時を除き基準に適合させる努力義務があります。千里南公園のカフェレストラン(飲食店)は特定公園施設に該当しないこともあり、建築時には園路のバリアフリーまでは至らなかったものです。 ●千里南公園をバリアフリー化するのはいつでしょうか。 →カフェレストラン(飲食店)建築時には園路のバリアフリーまでは至りませんでした。バリアフリーに努めなければならないことは認識しております。そのため、令和5年度に舗装工事の予算を計上しており、令和5年度中の施工を予定しております。 ●バリアフリーの義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 →市内の公園は開設以来相当年数経過している個所も多く、遊具の更新以外には、園路を含め改築を行っているものが少ないため、基準に適合していない公園が数多く存在しています。詳細な個所数については現在調査中であります。 ●片山公園も砂利道で(増設又は改築していないのであれば)バリアフリーの努力義務を満たしていませんが、努力義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 →上記回答と同様になりますが、令和4年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が改定されたことも受け、現在、基準やガイドラインの適合状況等を調査しているところです。 ●努力義務を満たしていない公園はいつバリアフリー化するのでしょうか。 →市内の公園では、広場や園路等の老朽化が進んでいるものの、遊具を除き更新が進んでいない状況です。そのため、特定公園施設の新設、改築や、魅力向上事業に合わせて、バリアフリー化を進めていく予定としています。	公園みどり室	R5.3.20	R5.4.4
146	北千里駅周辺での歩きタバコについて	4月3日10時35分頃、北千里付近の府営吹田藤白台4棟から3棟に向かう通路で上は茶色、下は黒の高齢男が歩きタバコをしていた。もはや職員の注意では効果は薄くなってきた。付近の府営住宅エントランスや回覧で喫煙案件を白日の下に晒し、禁煙の周知徹底をお願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.4.4	R5.4.4

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
147	公園のベンチを 防災用ベンチに ...	住宅街にある公園や遊園内のベンチを防災用かまどベンチに変えて いかれたら、どうでしょうか。 それと学校や公民館等に設置されているAEDを24時間、いつでも使用 できるようにしたらどうでしょうか？現にされているところもあります。(自 治会で)	公園内のベンチについて 市内のいくつかの公園では、かまどベンチを設置している公園はございます が、吹田市地域防災計画において、公園等は避難所として指定されていないこ とから、現在は新たなかまどベンチ設置の予定はございません。今後、公園等 にかまどベンチが必要との計画がなされれば、設置を進めていくことになる と考えております。 (担当:公園みどり室) 学校のAED使用について 教育委員会が市立小中学校に配備しているAED機器は、「当該校の児童・生 徒及び教職員(隣接の市立幼稚園の園児を含む)」及び「保護者その他の施設 利用者」への使用を主な目的としています。 設置場所については、各学校で決定していますが、全ての学校が校舎内に 設置しており、夜間のAEDの利用については、防犯上の問題から現状では困 難です。 (担当:保健給食室) 公民館のAED使用について 市の地区公民館にはAEDを設置しておりますが、施設内に設置しております ことから、開館時間中でのみの使用となります。 御提案のとおり、通年、24時間の使用を想定した場合、開館時間外におい ても対応できる体制整備や、施設内における配置上の課題、その他防犯対策 やセキュリティ上の課題を解消する必要があります。 また、必要な時に機器の不具合で使用できないといった事態を避けるた めにも、施設の開館中に施設管理者による点検が可能な体制で運用して おります。 施設外に設置することも考えられますが、盗難やいたずらなどによる被害 も想定されることから、現時点において御要望には添いかねます。 (担当:まなびの支援課)	公園みどり室、保 健給食室、まな びの支援課	R5.3.16	R5.3.28
148	バス停のデザイ ンについて	この要望は阪急バスに伝えないといけないのか分からなかったのです が、市の方にもお伝えさせて頂きます。 最近吹田市はマンションなどの開発が著しく街も高い建物が増えて特 に岸辺駅辺りは発展してきて凄く嬉しく思っていますが 近くのメインの 産業道路がまだ物足りなさを感じ キレイな道路には見えない中、バス 停が昔ながらのデザインで傾いているものまでありオシャレではなく何だ かなあ、です。 バス停だけでも乗り降りされる方の毎日のワクワクにもなるのではない かと思いますので、新しいオシャレなものにしていただけないでしょ うか？よろしくお願いします。	当該箇所付近のバス停は阪急バス株式会社の所管となります。本要 望につきましては、バス停の管理者である阪急バス株式会社に伝えてま いります。	総務交通室	R5.3.22	R5.3.23

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
149	豊津公園の喫煙はいかがなものか？	いつも豊津公園の前を通り帰宅しますが、公園の喫煙コーナーに付近のサラリーマン等が群がり、多くの人が喫煙をして公園内や公園の道路にまでタバコの匂いが充満してます、豊津公園という公共の場で、子供達も遊び、また赤ちゃん連れも来ている公園なのにこんな状況でいいのでしょうか？吹田市も1日状況を見て規制すべきではといつも感じています、道路脇を通るだけで、すごいタバコの匂いですよ。	本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域(地下鉄江坂駅周辺など市内9カ所)については私有地を除き、路上喫煙禁止地区としております。 たばこの煙により、不快で辛い思いをされている中、心苦しいところではございますが、御指摘にあります豊津公園喫煙所周辺は現在、路上喫煙禁止地区等に指定しておらず、喫煙所外で通行の妨げにならない場所で立ち止まり、吸い殻入れを使用する喫煙は可能となっております。 豊津公園喫煙所につきましては、江坂駅周辺を環境美化推進地区及び路上喫煙禁止地区に指定する際、地域の皆様方と調整のうえで設置した経緯があり、ポイ捨て行為等の抑制に繋がっていると考えておりますので、撤去する予定はございません。 歩きタバコや路上喫煙の相談は多々いただいております、当室の職員で都度現場確認を行い、啓発看板の設置や違反者に対し指導を行っております。御指摘の豊津公園周辺につきましては、不定期とはなりますが継続的に巡回してまいります。	環境政策室	R5.3.2	R5.3.20
150	南千里駅周辺での歩きタバコについて	2月15日17時30分頃、上は茶色、下はグレーの高齢の男が南千里駅の駅前広場で歩きタバコをしていた。 市職員との連携の上、注意、指導、張り紙の強化(看板設置)などお願いします。 最近は寒いのか歩きタバコが減ってきている。 いつも多かった北千里駅近辺ではほとんど見かけない。 このまま撲滅していきたいです。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の南千里駅のまるたす広場につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.2.27	R5.3.13
151	車やバイクの府道119号での暴走について	最近静かになっていたのに迷惑な暴走行為がまた発生しました。 3月10日23時と23時50分頃、北千里から山田駅に向かう府道119号でバイク1台とマフラーを改造した車1台が暴走していた。 バイクは23時頃、車は23時50分頃に暴走していた。 春になりツーリング等の季節になるので、吹田警察の取り締まり強化をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.3.13	R5.3.13
152	自転車の交通安全教育	東京都は自転車安全学習アプリ「輪トレ」で学ぶ機会があります。 スマホやタブレットで交通安全の学習ができるアプリを吹田市でも提供して欲しいです。	東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」について課内で周知するとともに、スマホやタブレットで交通安全の学習ができるアプリの導入について検討いたします。	総務交通室	R5.3.3	R5.3.8

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
153	紫金山公園 (北)の管理について。	これは私の卒業式後の話なのですが、紫金山公園にて当時私は中学生で卒業式を終え、その中学校では毎年紫金山公園で写真を撮り友達や先生方と写真を撮るといのが恒例であり、昔から代々の卒業生方もそうしていたのですが私の卒業式の時もやはり高齢の方々がゴルフをしていらっやあって、それもいつものように公園の敷地内を独占し大きく使っていて多くの人が写真を撮る中、高齢の方々が顰めた顔をしてきたり、ある男性の方に関しては脅迫してくる方もおられて、その日はあまりいい気分ではありませんでした。 まず、この紫金山公園は主に球技自体禁止であり、「ゴルフ、野球、サッカー禁止」と明記されているのですがゴルフをされている高齢の方々は普段からゴルフをされていて毎日朝早くからお昼過ぎぐらいまでゴルフを行い、少しでもゴルフの邪魔になると感じた際には怒鳴ってきたりこちらを顰めてきます。お昼過ぎはこの地域の小学生や中学生とお子さんが多い公園であり、土曜日や日曜日などは朝早くから遊びたい子もいる中ゴルフをし譲り合いの気持ちがない方達が占領しているので、朝から小さなお子さんなどを見ることは以前よりなく。この問題は私が小学生の時から疑問に思っていたことなので市役所の方で対応できるようであれば、看板を書き換え直したり注意喚起をする。それでも改善されなかった場合には公園の規則を守れない方を見つけた際、公園への出入禁止などを求めます。 今年も卒業式を迎える卒業生が私と同じ思いをしてほしくないの、中学校の先輩としてもそうですし公園周辺の方々や市街からお越しいただく方々が広々と使い譲り合いの気持ちを持って、気持ちよく過ごせる公園になることを祈っています。ご検討のほど宜しくお願いします。	吹田市の公園では「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。」が禁止されています。公園でよく見る「ゴルフ、野球、サッカー禁止」の看板は、市民の方からこれらの球技は危険・迷惑との要望に基づき設置されていますが、一方では、公園は禁止事項が多すぎるとの意見もよく聞かれます。 公園利用者の方がお互いに譲り合いの気持ちを持って、他の方に危険・迷惑と感じさせない使い方をしていただければ、啓発看板がなくても気持ちよく過ごせる公園になると考えております。 今回要望いただきました件につきましては、公園は市民のものであり、規則を守れないということを理由に出入り禁止にはできませんが、利用者の方がお互い気持ちよく使えるよう看板の設置等、啓発を行ってまいります。	公園みどり室	R5.2.22	R5.3.3

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
154	吹田市の下水 工事における改 善が必要な情 報提供	画像-1 北消防署前交差点から南へ100mのところで、行われている下水道工 事の立て看板の文字が「古い下水管を新設しています」が2枚(2/15撮 影)。私には理解不能です。 重機やダンプカーも入っており、市下水道部の職員・監督・作業員・消 防署の方が何も気付かれないのが不思議。文言が正しければ市民が理 解出来る文言に変更されたら・・・ 画像-2 西の庄交差点から西側へ入ったところで、大雨洪水対策工事が行わ れていますが、工事がされていないのに府道(片側1車線)のセンターラ イン上にパイロンが7個有ります。 主要幹線道路でバスやダンプカーなど大型車両も通ります。現在は設 置されていませんがこのような事が無いように願います。 画像-3 西の庄交差点の府有地内の工所用仮設照明灯が昼間も点灯(1/31撮 影)。無駄です。 画像-4 山手町3-34の道路に下水道工事の立て看板「工事予告」が昨年から 設置。工事期間が令和4年～令和5年2月28日。 2/8現在、工事の様子が見えません。看板が右向いたり、左向いたり 動きます。看板の枠の通行人のケガ防止用の黄色いカバーも外れ掛け ています。道路は、幅5m-対面通行で工事期間中は通行止めの予感 が。車の通行量も比較的多く。工事が何日から着手されるのか、施工業 者名は判読困難。電話番号の記載も有りません。⇒記載されたし。 看板の仮外しまたは、工事期間の再周知が必要。 ※写真については、公表しておりません。	1. 画像-1について 本工事は新たに汚水管を敷設するものです。 御指摘のとおり「古い下水管を新設しています」は誤りであり「下水道 管を新設しています」に変更しました。 今後このようなことが無いよう受注者への指導を徹底します。 2. 画像-2について 御指摘の内容については、通行する車両に対し工事で設置している覆 工板への注意喚起のため、工事看板とともにカラーコーン(パイロン)を 設置しておりました。 今後も、既存道路の交通状況や道路の広さ、また工事で必要となる占 用帯のスペース等を踏まえ、適切に施工時の保安処置を実施していき ます。 3. 画像-3について 御指摘のとおり、作業終了後に照明が付いたままの状態となっており ました。今後このようなことが無いよう受注者への指導を徹底します。 4. 画像-4について 本工事は、令和4年11月16日に本体工事、令和5年2月16日に附帯工 事が完了しましたので、令和5年2月21日に工事看板を撤去しました。 御指摘のとおり、工事看板の取り付け方が悪く、黄色いカバーも外れ 掛けており、記載内容も不十分でしたので、今後このようなことが無い よう受注者への指導を徹底します。	管路保全室	R5.2.21	R5.3.2
155	ねむの木公園	最近歩き始めた息子と小学生の息子と日曜日の午後ねむの木公園に 遊びにいきました。 高校生くらいの男子10数人くらいでサッカーをしていてぶつくと怖 いので公園の端の方で遊んでいました。 すぐく端にいるのに自分達だけしかいないかのように端から端まで走っ てきて小さい子がいる真横でボールを蹴っていました。 自転車の練習をしにきた他の家族連れも諦めて端におられました。 高校生くらいの男子があそべるところはすくないと思いますが最近の日 曜日午後は毎回そのグループのため諦めてかえります。 ねむの木の広場は広いので半分くらいに仕切りをしたり何とか大きい 子と小さい子がそれぞれ楽しく遊べるようにならないか願っています。	公園は自由利用で、お互いに譲り合って使っていただくのが原則です が、公園の使い方は、年齢や趣味嗜好によって様々であり、どのよう にすれば小さな子供から大人まで、それぞれが楽しく利用できるのかが課 題となっています。 ニュータウンは公園の量的には恵まれていることから、ひとつの公園 の中で棲み分けるのも一つの手ではありますが、地域で大きな公園と小 さな公園(遊園)で棲み分けるのも一つの手であり、今後検討が必要と 考えています。	公園みどり室	R5.2.6	R5.2.15

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
156	北公園 犬のノーリードについて	北公園での犬のノーリード！最近一段とひどくなりまるで無料ドッグランです。飼い主のマナーの問題ですので役所に言うのは違う気もしますが、特に夕方！うちの子は他人に迷惑かけないから！ではありません、こんな方々がいる限り犬飼いはマナー悪いとレッテルをはられるほうのみにもなっていたきたいのですが… 咬まれた！ノーリード犬に！な話をここ2ヶ月で3度聞いてます。北公園！犬散歩禁止でいいと思いますよ。対処は看板のみで、ノーリード飼い主が鼻で笑っているのみのお飾りにすぎません なんとかしてください！！	令和5年2月9日(木)の17時頃から18時頃に、吹田警察生活安全課の刑事2名と共に千里北公園を巡回し、犬の散歩者に散歩マナーの啓発を行いました。 この巡回で、ノーリード状態の犬と散歩していた方に、口頭指導を行いました。 その他複数名の散歩者に聞き取りをしたところ、散歩者は16時に多いとの情報を得ました。 相談者に上記のことを報告し、再度巡回を行うことを伝えました。 (後日、再度巡回し、ノーリード状態の犬と散歩していた方に文書指導を行い、他の方々に啓発パンフレットを配布しました。)	衛生管理課	R5.2.6	R5.2.10
157	千里中央駅前喫煙所閉鎖のお願い	千里中央駅前の喫煙所を閉鎖願います。 副流煙で市民や歩行者が非常に困っています。受動喫煙で健康被害も受けています。 パン屋のがみのすぐ近くにある喫煙所です。人が多い場所に喫煙所など不要です。感染も助長します。 喫煙所があってもあるきタバコも吸殻ポイ捨ても減りません。市内路上全面禁煙にしてください。よろしく願い申し上げます。	本件は、豊中市に係る事案ですので、豊中市へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.2.6	R5.2.6
158	吹田駅の自転車地下道について	吹田駅にある自転車用の地下道ですが、お年寄りや幼児を乗せた自転車度が度々登りきれずに止まっているのを見かけます。特に幼児を乗せている場合は転倒すると非常に危険です。 電動スロープよりも、お年寄り子どもも乗せ自転車も利用できるエレベーターの設置が望まれます。是非ご検討願います。	貴重なご意見ありがとうございます。 JR吹田駅にある自転車用の地下道については、自転車用のコンベアを設置して欲しいというたくさんの要望や署名を受けて、令和2年度に地下道に整備した経緯がございます。 現在のところ、自転車用のコンベアに加えて、お年寄り子どもも乗せ自転車も利用できるエレベーターの設置は難しいと考えております。今後、地下道の改修等が必要となった場合は、併せて検討させていただきます。	道路室	R5.1.16	R5.1.30
159	公園での喫煙について	今日14時すぎから幼稚園終わりに園のお友達とゆりのき公園で遊んでいると、遊具に近いベンチに後から来た自転車の若い男性がタバコを吸い出し、近くには園児たち10人ほど十園児の下の子とさらに近所のちいさいお子さんが数人いてほとんどの親子が受動喫煙したと思います。 我が子に受動喫煙させたくなくて早めに切り上げ帰る準備をしましたが、遊具側から段差を降りて広場の方へ離れてもタバコ臭くて迷惑でした。 引越して来て以降、吸い殻がちらほら公園内に落ちていて芝生や葉っぱも乾燥しているのでこの時期特に危ないなと感じていましたが、この時間帯のしかもわざわざ子供たちがいる場所での喫煙者を吹田市では初めて見たので驚きました…。今すぐに公園内を禁煙にはできないとしても、受動喫煙を防ぐ義務が喫煙者にはあるので最低限の注意喚起の掲示はして頂けませんか？園児だけでなく小学生も多く利用する公園です。どうかよろしくお願い致します！	ゆりのき公園の状況確認を行いまして、喫煙に関する注意看板の設置を検討してまいります。	公園みどり室	R5.1.18	R5.1.30

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
160	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(5)	(1)11/21(月)の質疑は11/16(水)の市長の回答に対する質疑にもかかわらず、12/5(月)の回答を土木部総務交通室が回答したとのことです。そもそも、11/16(水)の回答は、私が市長より回答頂くようお願いしたものであり、市長名の鏡を付けて回答されていたので市長が回答して下さったと思っていますが、市長が回答したという認識で間違いはないですか？(方が無いとは思いますが、市長名の鏡を付けて市長が回答したかのように装い、だましたということはないですよね。) (2)11/16(水)の市長の回答に対する11/21(月)の質疑に対して、12/5(月)の回答を土木部総務交通室が回答したとのことです。市長の回答に対する質疑ですから、市長に報告されていて、その内容を市長は把握されているということではないですか？ また、今回の質疑および回答も、市長に報告され、その内容を市長は把握されているということではないですか？ (3)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、可能な限り200mに近い場所が周辺環境や事情等を考慮したうえで、2km離れた駐車場でもOKですか？ (4)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、可能な限り200mに近い場所が周辺環境や事情等を考慮したうえで、10km離れた駐車場でもOKですか？<(3)(4)は前回と同様の質問ですが、前回も記載させて頂きましたが、OKかどうか回答して頂き、OKでなければその理由を回答してください。> (5)200m以内という上限値を設けていながら、「原則」を付けることで上限値を撤廃して好き勝手に運用していることを問題視しており、市は好き勝手に運用していないことを明確に示して頂きたいです。200mと定めたのには意味があり、200m以内なら駐車場に通える距離つまり車有者が駐車場を借りようと思う距離だからだと思います。「200m」の意味を市が示せたらうで、初めて「原則」の運用ができると思います。200mの意味の解釈なくして原則の運用はないです。原則で好き勝手に運用できるなら200mと定めた数字に何の意味も持たないです。前回・前々回と同じ質問ですが、市は300mとか2kmとかでなく「200m」という数字を記載している意味を、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？ (6)「原則200m」と記載することで、特別な事情がある場合等に例外的に対応するようにしています。」との市の回答です。今回の事業については、構想段階から駐車場が不足することを市民から指摘していましたが、構想段階なので正式に決まった計画ではないとの開発室の説明でした。駐車場を200m以内に確保できないことが判っていて、かつ正式な計画でないなら、事業地内に駐車場を確保する計画に見直せば済んだ問題です。市はそのような指導することなく許可した、「例外的に対応」しなければならない「特別な事情」とは何なのか教えてください。(回答には、少なくとも今回何が「例外的」だったのか、何が「特別な事情」だったのかの2点に触れた回答をしてください)	(1)について 11月16日付の市長名による回答につきましては、吹田市文書管理規程第28条第1項により、「発出文書は、市長又はその他の機関の長の名で発するものとする。ただし、内容によりこれによることが適当でないもの又は通知、事務連絡等で軽易なものについては、副市長、部長、課長等の名で発することができる。」と規定されていることから、市長の名で発したものです。 なお、地方自治法第158条第1項及び吹田市事務分掌条例の規定により、市長の権限に属する事務を各部に分掌させていることから、当該回答におきましては、吹田市としての回答に相違ありません。 (担当:市民総務室) (2)について これまでの「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(1)~(4)」内で回答した開発事業に伴う駐車施設に係る協議につきましては、市長より業務権限を委譲されていることから、土木部総務交通室が回答しております。なお、他室課には本件について指導権限はございません。 (担当:総務交通室) (3)及び(4)について 事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (担当:総務交通室) (5)について 基本的に200m以内での駐車場確保を求めています。「原則200m」と記載することで、特別な事情がある場合等に例外的に対応するようにしております。 (担当:総務交通室) (6)について 事業者の「意見書」の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたいという意向(特別な事情)を尊重し、例外的に区域外駐車場を事業区域から700m離れた駐車場で許可したものです。 (担当:総務交通室)	市民総務室、総務交通室	R5.1.16	R5.1.25
161	北千里駅周辺での歩きタバコについて	1月8日の清掃活動の報告です。 まず、駅前宝くじ売り場裏、オアシスの下の100均の前の府道119号近くの自転車置き場の横のスペースにタバコの吸い殻が多すぎる。 あとロータリー右側はいつ見ても吸い殻が10個以上落ちている。 アルカ前を右折したところの中央分離帯もいつもゴミが多い。最近ではマシだが本来ここは車の往来が他に比べて多く、また多車線で危険なので掃除しないことになっているが、あまりにひどいので掃除している。 ペットボトルや化粧品のパック、レシートなどがポイ捨てされている。 箕面市の国道423号のように道路に監視カメラでもつけたらどうか。監視中の看板も立てて。さすがに吹田なら予算あるでしょう。 引き続き吸わせない、ポイ捨てさせない対策をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.1.10	R5.1.24

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
162	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(4)」	11/21(月)の意見に対して、12/7(水)に文書を郵送で回答を頂きましたが、聞いている内容に対してちゃんと向き合った回答がほとんどなく、全く質問と違う外れな回答であり、理解できません。前回の市長の回答に対する質疑なので、市長が確認し市長の責任のもと回答を送付されたと思いますが、質問に対する回答をお願いします。市民総務室長も回答を転送するだけでなく、質問に対して回答できていなかったら、回答を是正するよう市長に指導して貰えますか。質問に対する回答頂きたく、同じ質問を補足し再度質問します。 (1)まずもって、12/7(水)の回答は、前回の11/16(水)の市長のご回答に対する11/21(月)の質疑の回答です。12/7(水)の回答は、市長が確認し市長の責任のもと回答を送付されたということで良いですか？ (2)計画の段階では契約書の提出は求めず、完了検査前に契約書を提出して貰うということですが、完了検査前の契約書を提出して貰う時点で所定の台数の契約書が提出されなかった場合、市はどのような措置をするのでしょうか？(前回質疑と同文) (3)所定の台数の駐車場を確保できるまで、不適合として完了検査不合格とするということでしょうか？(前回質疑と同文) <(1)(2)に対する市の回答が、「完了検査は、事業区域外駐車施設設置完了届提出後、実施します」です。全く質問と違う外れな回答で、意味不明です。> (4)2番目の回答にある「条例施行基準」は公開されていますか？ホームページアドレスがあれば教えてください。なければPDFで送付して頂けますか？ (5)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？(前回質疑と同文) (6)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、10km離れた駐車場でもOKですか？(前回質疑と同文) <(4)(5)に対する市の回答を改めて記載しませんが、回答になっていません。OKかどうか回答し、OKでなければその理由を回答してください。> (7)市の回答に「可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可している」と記載しながら、別項目の市の回答では、事業者の「周辺住民に駐車場を残したい」という意向を尊重して遠方の駐車場賃貸計画で許可しています。市の2つの回答は相反しており、事業者に付度した行き当たりばったりの運用のようです。2つの「」の相反する回答のどちらが正しい回答ですか？ (8)市長は「原則200m」の「原則」と「200m」をそれぞれどのような意図や意味があると解釈しているのか、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？(前回質疑と同文) <「原則」があることで、もはや法的には距離は意味をなさないということ聞いています。その解釈を教えてください。また、300mとか2kmとかでなく「200m」という数字を記載している意味があるのか聞いています。その解釈を教えてください。> (9)「市民が迷惑駐車を懸念している」というデメリットをないがしろにして、そのことよりも原則を破ってまで事業者の利益を優先する理由を教えてください」という質問の市の回答が、事業者の「周辺住民に駐車場を残しておきたい」という意向を尊重して許可したという回答でした。「市民が迷惑駐車を懸念している」というデメリットには全く触れないという、都合よい回答です。つまり市長は、市民の迷惑駐車への懸念よりも、事業者の利益を優先して遠方の駐車場でも許可したということではないですか？ <回答には、少なくとも「市民の迷惑駐車への懸念」に対する市の考えを記載して下さい>	(1)12月5日に回答した開発事業に伴う駐車施設に係る協議につきまして、市長より業務権限を委譲されていることから、土木部総務交通室が回答いたしました。なお、他室課には本件について指導権限はございません。 (2)契約書を含めた区域外駐車場設置完了届の提出が認められなかった場合、完了検査を実施しません。 (3)契約書を含めた区域外駐車場設置完了届の提出後、完了検査を実施するため不合格等の処置は実施しません。 (4)下記URLをご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1020337/1009980.html https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1017980/1010245.html (5)事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (6)事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (7)可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しておりますが、周辺環境や事情等を考慮して200m以上での例外も認めております。 (8)条例に「200m」と記載することで、200m以内での駐車場確保を求めています。「原則200m」と記載することで、特別な事情がある場合等に例外的に対応するようにしております。 (9)区域外駐車場を事業区域から700m離れた駐車場で許可したことは、事業者の「周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」という意向を尊重したものです。事業者の利益を優先するものではありません。 また、本開発事業は敷地内12台、事業区域外11台の駐車場が確保されていることから「市民の迷惑駐車への懸念」は無いものと考えます。	総務交通室	R4.12.23	R4.12.28
163	街灯の設置依頼	西松屋吹田青葉丘店の横にある道が夜中になると真っ暗で何も見えない。 自転車のライトをつけていても歩行者を発見しづらく、とても危険な為街灯の設置をお願いしたい。	街路灯の設置については、設置希望場所周辺の住民様の同意を得ること及び自治会様から申請書、設置希望場所を明示した地図を提出していただく必要があります。 申請書については、道路室にお問い合わせいただければお渡しできます。 申請書受理後、お時間はかかりますが現地調査をいたします。 現地調査の結果、必ずしもご希望に添えるとは限りませんので予めご了承ください。 また、設置が可能となった場合、電柱のない場所には吹田市にて柱を建てますが、それに伴って道路が狭くなり、歩行者、車いす、自転車、自動車等の通行に支障が出る可能性もありますので、併せて自治会様、周辺住民様の同意を得ていただきますようお願いいたします。	道路室	R4.12.19	R4.12.27

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
164	まちなかりピング北千里前の横断歩道に信号設置のお願い	いつも暮らしやすい街づくりをありがとうございます。 まちなかりピング北千里ができて近隣の子供達はさっそく毎週のように通い、本に触れる機会が多くなり、親子ともどもポジティブな声をたくさん聞きます。 北千里駅側からまちなかりピングに行くには、ディオス(イオンの横)をつきぬけ、まちなかりピングの目の前にある横断歩道を渡る方が大半です。 しかし、この横断歩道には信号がありません。 イオン駐車場の出入口でもあり、車の往来もそこそこあります。 もともと横断する人は多かったですが、まちなかりピングができ、子供達だけでの横断がさらに大変増えました。 ぜひ、子供達が安全にまちなかりピングを使用できるよう、信号の早急な設置を検討いただきたいです。	信号機設置については吹田警察署の所管となりますので、本要望は本市から吹田警察署に伝えてまいります。	総務交通室	R4.12.19	R4.12.27
165	岸部中第2公園での喫煙について	岸部中第2公園を子どもとよく利用します。 1日1時間程度しか利用しませんが、その一時間の間に公園を喫煙所として利用する人をよく見かけます。 また至るところに吸い殻が落ちていたり、酷いときは公園に設置されている机にタバコを押し付けた状態で放置されているなど。 また頻繁に見かけるピンクの自転車に乗った年配の男性は、歩道近くのベンチに座って20分近く喫煙し、地面にやたらと唾を吐きかけています。子どもが近くに来てても喫煙をやめようとしません。 公園の看板には“迷惑行為はやめましょう”とあります。喫煙も迷惑行為であることを明確に喫煙者に認知させるべきではありませんか？	公園では、健康増進法により受動喫煙を防止する必要があることから、喫煙者の方に認知していただけるよう啓発看板の設置を行ってまいります。	公園みどり室	R4.12.12	R4.12.21
166	街路灯が昼間も点灯	大和大学前の南北道路で、街路灯No.612-0903が数か月前から昼間も点灯。 ⇒添付画像参照。 以前、街路灯の点検の入札案件を見た記憶が(不確かです)。点検はいつされましたでしょうか。自動点滅器の点検の項目は有るのでしょうか。 ※写真については、公表しておりません。	昼間の点灯について、自動点滅器を所管する関西電力に連絡しました。 また、街路灯の点検については複数年度に分けて実施しており、当該場所については、来年度の点検実施を予定しています。 自動点滅器自体の点検項目はありませんが、市職員においても毎週2回、市内全域をエリアで区切り道路全体の状況のパトロールを行い、不良箇所を発見次第、対応しております。 エリアによっては半年に一度程度になる箇所もありますので、不具合箇所につきましては、ご指摘いただければ対応します。	道路室	R4.12.12	R4.12.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
167	北千里駅周辺に警察官が配置されていることについて(お礼)	北千里駅には最近の治安悪化の対策のためか、リソな銀行前やロータリーのお店の前に警察官が立つようになった。すばらしいことなのでぜひ続けてほしい。 また12月に入り年末に向け、治安は特に悪化すると思われるので、引き続きのパトロールをお願いします。 寒い中立っている交番の警察官には敬意を表したい。本当にありがとう。 どこそ吹田署のように犯罪被害に遭っても被害届すら受理しない、仕事をしない警察官とは違い、北千里交番のように本当の意味で市民の役に立つ警察官が増えてほしいと思う。 市民の血税で警察組織は運営されているのだから、ちゃんと治安維持の努力をしてほしいが、今回の対策はいいと思う。 これにとどまらず今後は北千里駅やその他吹田市内の駅の特に朝7時～9時くらいのラッシュ時に警察官をホームに配置するなど、さらなる治安改善に全力を尽くして欲しい。 駅構内や電車内で他人に喧嘩を売る輩が増えているので、その対策も急務だと思われる。 特に鉄道事業者と連携して東海道新幹線のように、各鉄道会社の車両の車内に1人は警備員を乗務させるのも有効であろう。 警察官ならばなお効果的だが、予算と人員の面で無理だろうと思うので警備員でもいいと思う。要は犯罪させない抑止力が必要なのだ。 海外の特に大きな駅では治安維持対策で警察官が配置されているのは常識である。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。 また、大阪府警察のホームページにも本市と同様に「ご意見・ご要望・苦情」を伝えるサイトがございますので、参考までに御案内させていただきます。	市民総務室	R4.12.12	R4.12.12
168	府営〇〇住宅敷地内で杖を振り回す危険行為について	12月6日18時08分頃、府営〇〇住宅〇〇棟から〇〇棟に向かう敷地内通路で高齢の男が杖を振り回す危険行為が発生しました。 私が自転車に乗って走っていたところ前を歩いていた男は最初は普通に杖をついて歩いていました。 しかし、しばらくして追い越そうとすると、なんと杖を横に振り回してきたのです。 振り回す前は向かい側から女性が歩いてましたから、普通に歩いてましたが、その後私が追い越そうとすると後ろも見ずにブンブン杖を振り回し接触しそうになりました。 私が「あぶねーよ」と怒鳴っても男は知らんふりをして振り回しつづけていました。 〇〇棟の1階駐輪場方面に入って行ったので、〇〇棟の住人だとは思いますが、特定はできないので〇〇棟から〇〇棟すべての自治会で議題に上げていただき、回覧で周知ください。	本件は、府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできません。 議題に挙げ、回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R4.12.7	R4.12.8

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
169	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(3)」	11/3(水)の意見に対して、11/16(水)にメールで回答文書を送りましたが、回答されていない事項もありさらに疑問も生じたので、再度意見させて頂きます。 日本は法治国家で、法律を守る必要があります。あいまいな法律の記述に対しては解釈を常識で判断するものだと思います。それでも常識が別れる場合など常識で判断できなければ裁判所等が判断することになるのだと思います。法律がおかしいと思うなら法律を改正して運用することだと思います。 200mという距離は自家用車を乗りに行こうという限度として妥当な距離だと思います。なので200mという数値を決められたと思いますが、700mも離れた自家用車の駐車場を借りようとは誰も思わないと思います。市長は700mも離れた駐車場を借りることが市民の常識的な範囲だと思いますか？原則200m以内に確保しなければいけない駐車場を、原則の3倍以上の700m先の駐車場でOKというのは、常識を外れているとも思えないです。原則200m以内で許容される範囲は249mまで、250mでOKなら300m以内という規定にしているです。まして700mは原則を大きく超える距離だと思います。 疑問点は以下のように市長が11/16(水)に回答された①③⑤の3点についてです。 ①計画の段階では、契約書の提出は求めておりません。「事業区域外駐車施設設置計画書」を確認することで許可しています。契約書につきましては、完了検査前に「事業区域外駐車施設設置完了届」に添付し、提出していただいております。 ③吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準にも記載されておりますが、「200m以内」とは「原則」であり、例外は認めております。 ⑤違法駐車に起因する事件が起きた場合におきましても、事故の責任は関連する方の責任となりますので、市が責任を負うものではありません。これについて、以下の(1)～(7)についてご回答をお願いします。 ①の市長の回答についての以下の疑問について回答をお願いします。 (1)計画の段階では契約書の提出は求めず、完了検査前に契約書を提出して貰うということですが、完了検査前の契約書を提出して貰う時点で所定の台数の契約書が提出されなかった場合、市はどのような措置をするのでしょうか？所定の台数の駐車車を確保できるまで、不適格として完了検査不合格とするということでしょうか？ (2)マンションが建つてしまえば、駐車場が確保できなくても、後の祭りです。建築物は撤去しない限り30年は残置されるでしょう。本来事業地内に設置しなければならない駐車場です。建築前の許可する段階で駐車場が確保されていないと、法律で定めている意味がないです。計画の段階で駐車場の契約書の提出を求めないのはなぜでしょうか？ ③について前回の質疑で「原則200m」の市長の解釈をお聞きしている部分がありますが回答されていませんので、再度質疑させていただきます。 (5)以降は追加の質疑です。 (3)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？ (4)「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でOKなら、10km離れた駐車場でもOKですか？ (5)利用価値のない遠隔用地でOKとできる法律なら、最初から「25%以上の2分の1以下の台数」は確保しなくてもいいと言っているのと同じです。それなら法律を「事業区域外の場所については事業地からの距離を指定しない」と改正してから、事業者に許可をだせばいいのではないのでしょうか？(そまてして事業者に付与する意味はわかりませんが、法を守る観点からは正しい対処法だと思います。) (6)市長は「原則200m」の「原則」と「200m」をそれぞれどのような意図や意味があると解釈しているのか、市民に分かりやすく具体的に教えて貰えますか？ ⑤について、マンション近接道路に、片面が青少年クリエティブセンターと空地、もう一つの片面が住宅地となっている街路があり、そこは駐車禁止の指定がない道路です。片面が住宅でなければ路上駐車を非常にしやすい環境です。しかも駐車禁止でないため迷惑駐車の容易さが更に助長されます。そのような環境のため、「違法駐車」でなく「迷惑駐車」が増えることが目に見えていることを問題視しています。迷惑駐車が増えれば当該街路を使用するしか自宅に駐車できない私は迷惑を受けます。ましてや事故のリスクまでも近隣住民に負わされるのは耐え難いです。700m離れた駐車場に誰が車をとりに行くのでしょうか？目の前に駐車が容易な街路があればましてやです。それでも市長は700m離れた駐車場を借りることが、吹田市民の常識だとお考えでしょうか？ (7)とめやすい路上駐車できる街路があり大規模マンション建設により迷惑駐車が増えることを判っているが、市民からそのことを諫言されながら、原則200m以内に確保しなければいけない駐車場を、原則200m以内を守って行政手続きするだけで市の責任が免れるところを、あえて原則を守らず700m先の駐車場でOKとしては、市長の責任は免れないと思います。市民が迷惑駐車を感念しているというデメリットをないがしろにして、そのことよりも原則を破ってまで事業者の利益を優先する理由が分かりません。その理由を教えてください。 ※今月上旬だと思いますが調べて貰えはりますが、消防車3台・警察・救急車がサイレンを鳴らして、当該道路の近隣住宅に駆け付けたことがあります。夜間に赤いライトをつけた緊急車両が停車された光景の中で、住宅の2階に梯子をかけて意から救急隊員が救護活動されようとしていました。その時も当該道路の当該住宅の近くには2台の路上駐車がされており、消防車等の緊急車両は、路上駐車車両の間に停車して活動されていきました。これがもしもっと緊急を要する火事等だったら、もしもっと路上駐車されていたら、と思うとぞっとする光景でした。	(1)について 完了検査は、事業区域外駐車施設設置完了届提出後、実施します。 (2)について 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準では、計画書の提出を定めておりますが、計画段階での駐車場契約書提出を求めるものではありません。 (3)及び(4)について 事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。 (5)について 現在の条例で運用上の問題はないと考えております。 (6)について 事業区域外駐車場を200m以内で探すことを基本としておりますが、周辺環境や事情等を考慮して200m以上での例外も認めております。 (7)について 「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可したものです。	総務交通室	R4.11.22	R4.12.5
170	府道吹田箕面線付近の不適切な下水道工事および誘導について	千里山竹園1ー25から27付近について 1.工事後、白線が工事前よりずれて引かれており、路側帯が狭くなっている。 歩行者の安全を損なうものであり、迅速に工事前と同位置に引き直していただきたい。 2.工事期間中の誘導が不適切 片側通行時、車と歩行者を同時に同じ車道に誘導していたため、誘導に従った私は車と接触しかけた。歩行者の安全を無視した誘導は今後やめていただきたい。	1.本工事は老朽化した水道管の更新工事であり、掘削、埋戻しに伴い一時的に舗装と路面標示共仮復旧を行っております。 工程としまして本管工事が完成後に舗装本復旧工事を行い、完成後に路面標示の本復旧工事をしていきます。なお、路側帯等路面標示につきましては令和4年12月2日に完成を予定しております。 完成まで御不便をおかけしますが、御理解の程よろしく願いいたします。 2.この度は不快な思いをおかけしましたこと、お詫び申し上げます。 交通誘導につきましては、交通状況を十分留意した安全な誘導を行うよう、受注者へは正指導いたしました。	工務室	R4.11.21	R4.12.2

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
171	交通事故	佐竹台1-5-10ライオンズ南千里佐竹台グランハート前から佐竹台小学校に降りる階段がある横断歩道についてです。 何度となく相談してきましたが、もう我慢なりません。真剣に話し合いの場を設けていただきたいです。 ついに我が子が轢かれかけました。 何度も危ないと指摘してきました。 迷惑駐車の後ろから車が飛び出してきたとのことです。 子供の看板を設置したくらいですから市としても危険だと認識してるはずです。 迷惑駐車の一斉摘発と信号設置を早急をお願いします。 マンション前でガードレールが何度も当たっているのを見ます。 危険だと認識しているのに放置している状況で事故が起きたら市の責任だと思います。	迷惑駐車の一斉摘発と信号設置について、要望箇所の道路は駐車禁止の路線になりますので、違法駐車を取り締まりを所管である吹田警察署へ要望してまいります。また、信号機の設置についても所管である吹田警察署へ要望してまいります。	総務交通室	R4.11.17	R4.11.28
172	滑り台の老朽化と仕様が危険	江坂町2丁目染の井公園、染の井南公園の滑り台が老朽化している、あちこち錆びていて子どもが手を切ったら危険です。さらに、仕様が古いため滑り台の角度が急すぎる、階段の幅が広く隙間が開いているため登る時に落ちてしまう、頂上の柵も子供が容易に通れるため転落してしまう。うちの子や近所の子もこの滑り台で何度も危険な思いをしています。危ないのでも隣の豊中市まで行き安全な遊具で遊ぶようにしています。 小さい子でも遊べるようなプラスチック製で安全な遊具に更新して欲しいです。	要望いただきました滑り台につきましては、点検を実施いたしました。また、染の井南遊園の滑り台は、他にも滑り面破損の通報をいただいております、点検と併せて修繕を実施いたしました。 なお、公園等の遊具は、遊具点検の結果をもとに計画的に更新、修繕を実施しており、染の井公園、染の井南遊園の滑り台につきましては、更新の時期は未定ではありますが、遊具の更新の際には、周辺状況や、公園面積等から現在の安全基準にそった遊具を選定いたします。	公園みどり室	R4.11.21	R4.11.28
173	深夜の北千里駅周辺でのバイクの暴走行為について	11月19日午前2時23分頃、藤白台3丁目の府道119号周辺でバイクがうるさく音を立てて走っていた。 最近バイクの暴走行為も警察が取り締まっていて減ってはきているが、引き続き取り締まりを強化してほしい。	本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.21	R4.11.19
174	剪定について	駐車場の横の草を刈ってもらいましてありがとうございます。 きれいになり大変助かりました。 で、びっくりしたのですが車のワイパーの上に何個も小石がのっていたので恐らく草刈りの時だろうと思います。 何かしらの養生対策をして頂きたいです。 前回も同じようなことがありました。よろしくお願いします。	ご迷惑をおかけして申し訳ありません。 業者に確認をしたところ、飛び石防護のネットはしていましたが、飛んでしまっているとのことです。今後は除草の仕方を含め検討をし、飛び石等が無いように努めて参ります。	道路室	R4.11.17	R4.11.17
175	吹田市内での立ち小便行為について	11月11日16時13分頃、宮重書店向かいの空き地(アイワホーム)で上はグレー、下は茶色の60~80代くらいの男が立ち小便をしていた。 当方、証拠動画を撮影している。 軽犯罪法違反となるので警察による捜査、検挙をお願いします。	本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.11.14	R4.11.14

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
176	双子ベビーカーを使用している移動について	こんにちは。双子の男の子を子育て中の母です。1点気になることがあります。先日、スポーツ選手の大山加奈さんのInstagramで双子ベビーカーでバスに乗る投稿を拝見し、阪急バスは双子ベビーカーで乗車できるのか気になりました。双子ベビーカーは横幅もあり、重量も重く、とても1人ではバスに乗れません。かといって電車では行けない場所もあります。タクシーを使う手もありますがただでさえお金のかかる双子育児、また2人を同時に抱っこするのもにも限界がありチャイルドシートの設置されていないタクシーに乗せての移動はできません。なぜ、多胎児は公共交通機関を使うのにも気をつけて利用しないといけないのか。バスが気軽に使えるといいのになと日々思っています。双子ベビーカーでバスを利用できるのか、また利用できる場合は運転手の手伝いが必須なので手伝って頂けるのか、ご回答お願いします。	双子ベビーカーの阪急バス乗車について、阪急バス吹田営業所に問い合わせしたところ、ご利用できるとのことでした。また運転手の手伝いが必要な場合は申し出ていただければお手伝いさせていただきますとのことでした。なお、吹田市のコミュニティバス「すいすいバス」でも同様の対応をさせていただきます。	総務交通室	R4.11.8	R4.11.11
177	北千里高校の生徒の自転車運転がひどい(事故を起こしても変わらない)	9月1日、ついに北千里高校の生徒が北千里駅前の道路で歩行者と事故を起こしました。 高校生はスポーツタイプの自転車に乗っていたようで数分後、警察と救急車が来て救急隊が被害者の女性に話を聞いて、警察は事故を起こした高校生に話を聞いていました。 その様子を撮影していました。 この道路は普段から高校生が並走して走る危険な道路として有名ですが、抜け道代わりに使う地元の車も多いです。 この件で北千里高校の自転車マナーも少しは良くなるかと思いきや、全く変わっていません。 北千里の生徒が事故を起こしてしまったという責任を高校および吹田市はどう取るのか、これは会見モノですよ。 未だに3、4列で並走して車の進路を妨害しているところから見ても事故を起こしても何の教育もしていないようですね。 この件に関する学校からの説明を求めます。	北千里高校の生徒の自転車運転がひどい件について、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えるとともに、再度、生徒への通学、帰宅時における自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。 また、大阪府広報広聴課にも頂戴したご意見をお伝えいたします。	総務交通室	R4.10.27	R4.11.9
178	吹田市江の木町2-1前の交差点の白線が無い	飲食店やドラッグストアなどに囲まれた人通りと交通量の多い交差点ですが、ずいぶん前から白線が消えてしまいほとんどありません。危険ですので白線を引いて下さい。	吹田市江の木町2-1前の交差点の白線について、横断歩道については吹田警察署、交差点内の矢印等については大阪府茨木土木事務所の所管になります。そのため、本市から吹田警察署、大阪府茨木土木事務所に塗りなおしの要望についてお伝えします。	総務交通室	R4.11.1	R4.11.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
179	佐井寺南が丘公園のトイレについて、回答No.5662に対する追加の質問	先日、佐井寺南が丘公園のトイレがあまりにも汚くて清掃、建て直し検討のお願いをしました。週3回の清掃を増やすことは難しい、建て直しもすぐには無理そうですが、公園利用者がもっと綺麗に使うようにトイレ入口にポスターを掲示するなど、もっと綺麗に使うよう促してほしいです。先日はバリアフリーのトイレは使えたものでは無い程汚かったです。バリアフリーの意味がありません。 建て替えの適切な時期とはいつでしょうか？バリアフリーのトイレを利用しようとした時、昼間でしたが暗いので灯りを付けたかったのですがスイッチの位置もわかりませんでした。 50年以上経過しているトイレの公園がどこの事かわかりませんが、利用者の多い公園は経過年数だけではなく、利用者が綺麗に使うよう促していただき、早めの建て替えを検討頂きたいです。公園は遊具も新設させ綺麗なトイレがあんなに汚いのは残念でなりません。	要望いただきましたとおり、せつかくのトイレですので、利用者の方には綺麗に使っていただけるよう、啓発ポスターを設置いたします。 また、建て替え時期については、現在において決まった順番はありませんが、市内にある公園トイレ57箇所のうち、佐井寺南が丘公園よりも古いトイレは28箇所あり、経過年数や老朽化状況を基本に利用頻度等も考慮に入れて、更新の時期を検討することになると考えております。	公園みどり室	R4.10.24	R4.11.4
180	北千里駅周辺の歩きタバコについて	10月30日9時05分頃、府営吹田藤白台4棟駐車場から藤白公園に向かう道で上は薄い青、下はグレーで白髪の高齢男が歩きタバコをしていた。 最近、北千里駅付近での市道や府営住宅付近での違法喫煙が後を絶たない。 これもすべては安易に人口を増やして治安を悪化させた吹田市の行政の失策である。 4棟あるいは5棟の住人と思われるので4棟及び5棟の自治会の回覧で当該行為を周知いただき、また議題にも上げてください。 よろしくお願いいたします。	御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただいております。 回覧で周知を行い、議題に挙げるかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。	市民自治推進室	R4.10.31	R4.11.2
181	JR吹田駅北口の駐輪場について	JRの吹田駅の一時的利用の駐輪場が地下にしかないのが非常に不便なので、早急にどうにかして下さい。重たい電動自転車に子供を乗せた状態では、自転車の電動レールが上手く乗せられるか不安で怖くて地下道へ行けません。地上に停められる駐輪場も近くに見当たらないので、子供と出かける時は遠回りになるのを覚悟で阪急千里山まで行っている状態です。 子供がいない時に自分だけで試しましたが、登りのレールが乗せづらく力もいるため、1人の時でも地下の駐輪場利用が億劫です。 御年寄で上手くレールに乗せられずよろめいている人もしばしばみかけます。そして昼の時間帯だと地下の駐輪場がいっぱいで停められず困り果てることも。 自転車の数に対してそもそも駐輪場が足りてないのだと思います。 料金が2倍3倍でもかまわないですし、少し駅から歩くことになってかまわないので、地上に駐輪場を作ってください。	JR吹田駅前周辺自転車駐輪場に関しましては、本市といたしましても自転車の利用台数に対し、自転車駐輪場が足りていないと認識しており、JR吹田駅前周辺の自転車駐輪場整備に向けて、地上に新たな自転車駐輪場設置のため準備を進めているところです。 JR吹田駅北北自転車駐輪場をご利用の際、お子様を乗せた状態での搬送コンベアのご利用は、大変危険です。管理人までお声掛けいただきますと、出場時のサポートをいたします。	総務交通室	R4.10.20	R4.10.27
182	千里山駅での歩きタバコについて	10月17日16時35分頃、阪急千里山駅付近の千里山駅前東自転車駐車で上は緑、下は黒の中年の女が歩きタバコをしていた。 市職員や管理人の巡回、注意をお願いします。 また該当場所には通行人から多数の苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。	ご指摘の阪急千里山駅付近の歩きタバコについては関係機関に情報提供させていただきました。	総務交通室	R4.10.19	R4.10.26

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
183	阪急吹田駅前の国道479号でバイクが信号無視をしたことについて	10月21日17時34分頃、阪急吹田駅前の国道479号(阪急吹田東口交差点)で2人乗りのスクーターが信号無視をしていた。 さらに運転していた若い男は後頭部にヘルメットをかけており、頭からヘルメットを外した状態で運転していた。 2件の違反となります。 特に信号無視は逮捕もある悪質な違反です。 吹田警察においては当該運転手の特定、検挙をお願いします。	警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.24	R4.10.24
184	佐井寺南が丘公園のトイレについて	今日10/16、子供を連れて佐井寺南が丘公園に行ったのですが、公園にあるトイレがすごく汚かったため子供を連れて入れるには不衛生と思いました。整備、清掃をおねがいしたいです。 広い方が使いやすいと思い、車椅子マークのある方を使おうとしたところ、うんちが散らばっており、入った時に誰かが踏んだと思われる靴跡もあり、すごく汚くなっていました。 トイレ自体も古そうで、匂いも臭く、このトイレは定期的に点検や掃除はされてるのでしょうか？されているのであれば、どのくらいの頻度されているのでしょうか？小さい子供も使用するトイレなので整備、清掃していただきたいです。 古そうなので、可能であれば建て直しも検討していただきたいです。	市内の公園トイレは週2～3回の清掃を実施しており、佐井寺南が丘公園につきましては日常的に利用者の多い公園であることから、週3回の清掃を実施しております。これ以上清掃回数を増やすことは困難で、利用者の方には綺麗に使用していただきたいと考えております。 また、公園トイレは50年経過するような古いトイレもあり、今後建て替えを進めていく予定です。佐井寺南が丘公園のトイレは平成9年に設置されたものであり、適切な時期が来れば建て替えの検討を行います。	公園みどり室	R4.10.17	R4.10.21
185	北千里交番の警察官が交通違反をしたことについて	10月19日14時35分頃、北千里駅の駅ロータリーに入るところで歩行者として渡ろうとしていたが左から来た大阪府警の原付二種が無視して進行、その後左折で緊急車両出入り口に入るときに一時停止をしていなかった。 2件の違反になります。 吹田警察としては当該警察官の特定、指導、および違反切符の交付をお願いします。 交通違反を取り締まる側の警察官が違反とは何事か。 しかも非番ならともかく公務中に警察のバイクで堂々と違反している。	警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.20	R4.10.20
186	阪急山田駅構内通路での喫煙について	10月18日19時45分頃、山田駅のモノレール改札を出てDew阪急山田に向かう通路の右側(バルコニーみたいなところ)で中年男がタバコを吸っていた。 当然駅構内(通路はDew山田の管轄?)なので禁煙である。 最近は本当にひどい。 吹田市のモラルはどうなってるんだ。 モノレール駅員やDew阪急山田警備員の巡回、禁煙の張り紙の等対策をお願いします。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.19	R4.10.19

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
187	千里けやき通り歩道脇の雑草の草刈りについてのお願い	毎朝、けやき通りの歩道を散歩しているのですが、歩道脇(北公園から北千里高校の前あたり)の雑草が生い茂り、歩道が狭くなって危険を感じます。 この道は自転車の通行も多いので、自転車と歩行者が接触しそうなこともあり、特に子供や高齢者には危険が伴いますので、早急に草刈りをお願い致します。	府道に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
188	北千里駅周辺のバイクに乗りがらの違法喫煙について	10月16日16時20分頃、北千里駅近くの府営藤白台3棟の駐輪場で青い原付に乗った高齢の男がタバコを吸いながら運転していた。 道交法違反と条例違反のダブルで違反である。 防犯カメラ等の精査の上、検挙をお願いします。 北千里駅周辺は本当にモラルが低下している。 道路や駅、電車内などでガンをつけたなどと誰彼構わず喧嘩を売ってくる輩や煽り運転をする輩、違法喫煙する輩や騒いでゴミをポイ捨てる若者と本当にひどい。 このままでは吹田は輩の街かと思われますよ。	府営住宅及び警察に係る事案ですので、大阪府及び吹田警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
189	違法改造のバイクがうるさい	10月16日23時頃、府道119号の藤白台1丁目交差点付近でまた例のバイクによる暴走行為が発生しました。 9日の早朝に暴走していたバイクと音やコールの切り方が良く似ているので同一人物と思われます。 パトロール強化、警察の取り締まりをお願いします。	警察に係る事案ですので、吹田警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
190	北千里駅での不審者について	10月16日18時40分頃、北千里駅前のいこい飯店前のベンチに座っていた白いズボンを履いた40～50代くらいの男がマスクもせずに睨みつけてきた。 何か文句を言いたそうなヤバい目つきであった。 北千里交番の警察官のパトロール強化をお願いします。 このままでは吹田が現在のニューヨークのようなヤバい街になってしまいます。	警察に係る事案ですので、吹田警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.17	R4.10.17
191	公園での鳩に餌ばら撒き	千里南公園の南西口出入口側近に車を停めて、鳩に餌を握り拳でばら撒く高齢男性が毎週現れてやっています。私が目を向けると、動作は小さくしつまんて巻く状況です。 TVでも良く苦情放送を見たことがありますが、まさか同ような事象が目の前でなされている事にびっくりしました。車の写真も撮っております。TV局に行った方がいいですね。	鳩の餌やりにつきましては、以前にも要望を受けたことがあり、現地調査および看板設置等の啓発に努めております。今後も、機会を捉えて啓発に努めてまいります。	公園みどり室	R4.10.3	R4.10.12

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
192	南千里駅前広場でのボール遊びなどの危険な禁止行為について	南千里駅前広場が本当にひどいです。 ここは吹田か？と思うほどの民度。 10月3日17時頃、南千里駅前広場では禁止されているサッカーをする親子や縄跳びで遊ぶ子供数人、そして自転車で間を縫うように駆け抜けたリ、ボードのようなものに乗って遊んだりやりたい放題です。 子どもだけでなく大人までもが禁止と書かれた看板の目の前でやっています。 市職員等の巡回の上、注意をお願いします。 南千里にはニュータウンプラザがあるので職員はすぐに来れるでしょうからぜひお願いします。	南千里駅前広場は、通常の駅前広場ではなく公園であるため、広場で遊ぶことを禁止していませんが、お互いに譲り合って利用していただくように、啓発を行ってまいります。	公園みどり室	R4.10.4	R4.10.12
193	子供の遊び場について	10ヶ月の男児の親からの意見です。子育ての環境として優れているという観点から、現在の住まいを選びました。思っていたとおり、周りには同世代の子供を育てている家庭も多く満足しています。 ただ、子供の多さに対して、公園などに子供用の遊具が少ないか或いは古いものが多いように思います。以前住んでいた江坂は充実しており、江坂公園の再開発もされるようですが、南千里周辺の高野台公園などは今後子どものために整備される予定はないのでしょうか。 個人的には今後整備されると吹田市の発展にもつながると考えております。	公園遊具につきましては、既存遊具の更新を計画的に行っており、老朽化の進んだ遊具から順次更新を行ってまいります。一方、遊具に限らず市内の公園施設は老朽化が進んでおり、今後は公園ごとの遊具の再配置や機能分担等も含めて更新を検討する必要があると考えております。 ニュータウンは江坂等の市南部と比べて、公園の数も多く、広々とした広場が多いことが魅力の一つではありますが、計画的な更新により、魅力的な公園が維持できればと考えております。	公園みどり室	R4.10.5	R4.10.12
194	早朝、北千里駅周辺でのバイクの暴走行為について	10月9日5時20分頃、府道119号の北千里駅前交差点付近でまた例のバイクによる暴走行為が発生しました。 速度超過に信号無視、違法改造とやりたい放題です。 当該バイクは今宮方面に北進。なお、その前に今宮方面から山田駅方面に南進していました。その後北千里駅方面に戻ってきた感じです。 動画を撮影しておりましたので後ほど提供します。 最近、深夜に警察が取り締まっているからか時間帯を変えてやっています。 引き続き夕方～深夜、早朝にかけてパトロールの強化をお願いします。 この前は5時40分頃に警察のバイクが3台ほど府道119号でパトロールしていました。ありがとうございます。 ※動画については公表していません。	御指摘の北千里駅のイオンの横のベンチ付近につきましては、既に周辺に看板を貼っておりますので、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	市民総務室	R4.10.11	R4.10.11
195	府道119号でバイク数台が暴走していたことについて	9月28日17時36分頃、藤白台の府道119号の北消防署交差点でバイクが3台ほどコールを切りながら暴走していた。 当該バイクは北千里方面に向かって走って行った。 ちなみにバイクは座席の後ろに背もたれをつけて族車風になっていた。 吹田警察との連携の上、検挙をお願いします。 最近警察のパトロール強化もあり爆音を出すバイクは減ってきています。 パトロールありがとうございます。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.10.3	R4.10.3

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
196	深夜にまた暴走バイクが走っている	9月26日0時頃、また同じバイクが藤白台3丁目付近の府道119号を暴走していた。 最近、警察が取り締まってるからか、このバイクは以前のような爆音は出すこと少なくなったが、それでもたまに深夜にとんでもない音を出して走って行くバイクがいる。 暴走族も増えたという記事があったのでこのような違法行為をする輩を撲滅してください。 このままでは吹田は輩の街だと思われますよ。 吹田警察さん、駅や電車内で不審者が絡んでくる等の事案も含め吹田市の治安をなんとかしてください。	本件は、警察署に係る事案ですので、警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.9.26	R4.9.26
197	雨天時の青山幼稚園前交差点の冠水につきて	雨天時の青山幼稚園前交差点の冠水につきて、対応をお願いしたく、以下に説明させていただきます。 吹田市青山台の青山幼稚園前の交差点の北側(特に、4つの区画のあるうちの北東角・・・小さな公園のある側、およびグラウンドのある北西角)の道路が、雨天時に道路が冠水します。車が通るとものすごい水しぶきが上がり、バイクや自転車は転倒するリスクがあるくらい(私も自転車でこわい思いをしました)、短時間でもきつく雨が降れば、すぐに池のように水が溜まってしまいます。すぐ近くに幼稚園や小学校があるので、通園・通学中のお子さんが危なくていつも気がかりです。雨が止んで翌日でも、なかなか水がひかず、おそらくどこにも排水溝のような水がはき流れていくところがないためではないかと思います。安全上の観点から、早急なご対応をご検討下さいますよう宜しくお願い申し上げます。	9月5日に現地確認を行いました。現地確認の結果、こでまり公園の南西の角地にあります集水桝が土砂等でつまっていることが原因であると判断し当該桝とそのまわりの側溝を清掃する旨、浚渫業者に9月6日に作業指示を行いました。作業日調整の結果、9月20日に当該箇所の浚渫作業を行うこととなりました。 当現場については土砂のたまりやすい地形であることが確認できましたので、冠水を未然に防ぐため定期的に道路パトロールを行うこととします。	道路室	R4.9.1	R4.9.20
198	公園施設について	ありきたりの遊具ばかりを作らないで、子供の想像力を伸ばす公園を作って欲しいです。 参考にして欲しいのは、川崎市の夢パークです。市とNPO法人が運営していますが、市として実現出来る努力をお願いします！ 担当の方が、夢パークのサイトを見て、感動して欲しいです。 子供がドロドロになって、皆で助け合って自然の中で、思いっきり遊んでいる。ぜひ実現して欲しいです。	川崎市の夢パークは、テレビのドキュメント番組で放送されていたものだと思います。公園みどり室でも視聴した者がおり、川崎市のホームページを確認したところ、公園施設ではなく青少年施設のようなようです。 公園管理者としましては、普段から多様な世代の、多様なニーズに関して、多くの要望や苦情が寄せられており、公園の魅力向上に取り組んでおりますが、公園施設としての設置は困難と思われます。 (担当:公園みどり室) 吹田市教育委員会地域教育部青少年室では、「子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいびあ)」や「青少年クリエイティブセンター」、「自然体験交流センター」などの施設を設置しており、その他各種の青少年健全育成のための事業を展開しています。 「川崎市夢パークのような公園の設置」の御意見につきましては、関係部局と情報を共有し、今後の担当業務を推進する上での参考とさせていただきます。 (担当:青少年室)	公園みどり室、青少年室	R4.9.12	R4.9.16

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
199	阪急千里線の北千里駅構内で他人に喧嘩を売る迷惑行為について	9月12日〇〇時〇〇分頃、北千里駅〇〇番ホームの〇〇(〇〇号車)の一番前側乗車位置(〇〇号車〇〇番ドア?)で電車を待っていたところ、左に立っていた〇〇の男に絡まれました。 私が証拠の顔写真をとるとな撮ってんだと激高。 〇〇分発の列車の車掌を呼んだがこの男は他でもトラブルを起こし慣れているのか駅員の前では大人しくなり、何もしてないの一点張り。 私が駅員がいないときになんやコラ、覚えとけよなどと絡んできたと言っても何もしてないという男の言動を鵜呑みにし、そのまま駅員は去っていった。 2年前にも北千里駅で危険人物から脅迫行為を受けて警察を呼んでいます。また危険人物が発生しました。 この男は会社に遅刻すると言っていることからいつも同じ電車に乗っていると思われるので、第二の被害者を出さないために警察への情報提供をお願いします。 私たちは北摂の治安部隊です。週に1度吹田市内でボランティアで見回り、清掃活動もしています。 また市内での迷惑行為や違法喫煙を徹底的に通報し治安維持に貢献しています。 例えば古江公園でのゲートボールの件も解決したのは私のおかげなんですよ。 あれから1面全部の占領はされていませんし。 このような行為は断じて許せないので駅構内でこのような行為に及んだ男を徹底的に追い詰めます。写真は後ほど提供します。 ※写真については公表しておりません。	警察に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。 なお、写真の警察への提供につきましては、被撮影者本人の承諾がないことから、控えさせていただきます。	市民総務室	R4.9.13	R4.9.13
200	吹田徳州会病院の前の歩道について	吹田徳州会病院前の歩道をよく利用するのですが、双子用ベビーカーだと通りづらく、いつも車道を車が来ないタイミングでベビーカーを押して走っています。 歩道に葉が生い茂っているのを刈る、あと歩道の幅をもう少し広くするか、なにかしてもらえませんか。 いつも困っています。よろしくお願いします。	①除草について この度は御連絡いただきありがとうございます。 現場の確認を行い、御指摘の場所が空地であれば土地所有者へ定期的な除草など空地の適正管理の依頼を通知いたします。 (担当:環境政策室) ②歩道の拡幅について 現地を測量した結果、歩道を拡幅するための十分な幅員がないため、歩道拡幅は困難であると考えます。 (担当:道路室)	環境政策室、道路室	R4.8.30	R4.9.9
201	阪急山田駅前南駐輪場の施設整備について	日頃通勤で使用している阪急山田駅前南駐輪場について、夕方から夜間と朝方、ゴキブリが多く発生して、手すりやスロープについていたりして大変不快です。 私も含め皆さんお金を払って利用しているので、施設整備はしっかりしていただいて、施設の害虫駆除に必要な対応をしていただけないでしょうか? 受付のシルバー人材センターの方をお願いするのも筋が違いますので、こちらにかかせていただきます。 返信につきましてはいつ頃着手するかについてもお知らせいただけますと幸いです。	施設内に発生した害虫に関し、現場調査により周辺の下水マンホールが発生源であると特定いたしました。その後、関係部署と連携をとり駆除を依頼し、9月7日(水)に下水マンホール内に薬剤を散布いたしました。 今後も、市営自転車駐車場を快適にご利用いただけるよう施設整備に努めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。	総務交通室	R4.9.5	R4.9.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
202	江坂駅広芝横断歩道橋の整備について	江坂駅の広芝横断歩道橋ですが、誰かが小走りすると大きく揺れ、非常に危険を感じます。いつ作られたもので、建て替えはできないのでしょうか？子どもは揺れにびっくりして手すりをつかんで止まってしまう程です。 また、よくゴミが落ちていてどのくらいの頻度で清掃されているのでしょうか？たまに下水道臭い匂いも江坂駅に充満しているときがあります。	本件は、国道に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.9.9	R4.9.9
203	南千里駅前広場での飲酒について	8月1日17時40分頃、南千里駅前の広場で灰色の服を着た高齢男が飲酒していた。 銘柄はのどごし生であった。 この場所はたまに喫煙や飲酒をしている迷惑者がいるので苦情が出ている旨の啓発看板の設置等お願いします。	南千里駅前にございます公園の管理する広場におきましては、飲酒自体を禁止は出来ませんが、コロナ禍において飲酒による夜間の騒音や、ゴミの散乱等の苦情がありました際には、啓発看板の設置を行っておりますことから、迷惑防止の啓発看板について、確認してまいります。	公園みどり室	R4.8.4	R4.8.25
204	松の木	自宅の前の松の木がかなり伸びています。 木の幹がとても細く強風が吹くと揺れが激しくて、家の方に倒れてきそうな気がしてかなり恐怖を感じております。伐採、もう少し切ってもらななどお願いできればと思います。 高齢の母に代わってメールさせていただきました。よろしくお願い致します。	現地の松に関しましては2年前に剪定を実施しており、現状より高さを落とすことは難しいです。また、樹木健全度調査を実施しており、問題がある樹木については処置をしております。	道路室	R4.8.19	R4.8.23
205	北千里駅周辺での歩きタバコについて	8月5日20時05頃、北千里からピアノ池に向かう道路のピアノ池付近で上下黒の40～50代の男がタバコを吸いながら歩いていた。 この道路は本当に昼夜問わず歩きタバコが多すぎる。 当該道路には新たな啓発看板(近隣から苦情が出ているなど)の設置をお願いします。 もはや巡回だけではたちごっこ状態だ。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の公道につきましては、新たな啓発看板の設置を検討させていただきます。	環境政策室	R4.8.8	R4.8.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
206	山田駅構内での喫煙というとてもない事案が発生	8月5日16時00頃、山田駅のコンビニがあるところの近くの駅通路で上は赤の白のストライプ、下は灰色で黒のジャンパーを羽織った高齢の男が喫煙していた。 今回の案件は公道ではなく、なんと駅構内の喫煙であったため動画撮影をし、エスカレーターを上がった先の北千里行き改札で駅員に動画を見せて申し出た。 駅員はまたみかけたら注意するとのことだった。 ここは阪急電鉄の駅であり公道ではないが、ここで吸っているということは近くの公道でも吸う可能性が非常に高い。 そして私たちの要望もあってか山田駅ロータリーには禁煙の看板が非常に多くなっている。 駅周辺にも張り紙を増やし、駅構内でも吸わないよう吹田市からも啓発活動お願いします。 電車内での喫煙を注意されて高校生に暴行したホスト並ですよ、この高齢男。 まさか駅で吸うなんて信じられない。 吹田市のモラルはどんどん落ちていきます。行政が介入してなんとかしないと終わりますよ。 昔はJRなどの駅に喫煙所があってそこで吸ってる人は10年以上前ならありましたけど、そのときでも駅構内で吸ってるのなんていませんでしたよ。 これは本当にやばいです。	御連絡いただきありがとうございます。 いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.8.8	R4.8.22
207	事故後の修復について	千里丘西公園まえ阪急バス千里丘清水バス停で数か月以前に発生した死亡事故によるフェンス破損ですが、未だ修復せず児童公園前でもバス停でもあり通る度に不快を感じずの人が私だけでなく多いはずですが、いつまで減状のままなのかと・・・	今回ご指摘いただいております、交通事故に起因する道路施設の破損は、事故を起こした当事者が修繕するものです。 本件については、事故当初、当事者と連絡がとれず、やむを得ず本市にて、柵の一時撤去等の初期対応を実施したものです。 現在、事故当事者に対し、令和4年9月末までに修繕を行うよう、度重なる指導を行っているところであります。 ご不便をおかけいたしますが、今しばらくご辛抱のほどよろしくお願い申し上げます。	道路室	R4.8.15	R4.8.22
208	道路面に表示してほしい	場所は山田東3-25小川自治会駐車場南端に位置する防火水槽の吸水口前。この前にしょっちゅう駐車され、自治会としまして困っています。よって駐車禁止区域の道路面にゼブラゾーンを表していただきたい。お願い致します。	防火水槽吸水口前に表示されているゼブラゾーンについては、本市で塗り直しが必要か検討します。なお、迷惑駐車については、吹田警察署にも情報共有したところ、「交差点内は駐停車禁止のため取締りの対象になるので、駐車車両については連絡頂ければ対応します。」との回答を頂いております。	総務交通室	R4.7.29	R4.8.15
209	北千里駅周辺での歩きタバコについて	7月31日19時頃、藤白台のピアノ池の近くの府営5棟付近でタバコのおいがした。 付近にはリュックを背負った登山帰りのような中年男だけがマスクをせずに歩いていた。 その男が吸っていたと思われる。 付近には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 啓発看板につきましては、景観の観点からたくさん貼ることができませんので、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R4.8.1	R4.8.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
210	北千里駅周辺での煽り運転について	8月9日18時53頃、北千里からピアノ池に向かう道路のピアノ池を左折して府営藤白台1棟の駐車場に入るところで、歩道に上がるために自転車で車道中央に寄って停止したところ、後ろから来た〇〇の車の運転手がクラクションを長押しして煽ってきた。 この男は左折時にもクラクションを鳴らして煽ってきたものである。私が煽ってんじゃねーよボケと怒鳴ると男はそのまま逃走。 運転していたのは40代くらいの男。おそらく眼鏡をかけていたと思う。 煽り運転はれっきとした犯罪であり、厳罰化しているので警察の捜査の上、検挙をお願いします。	警察に係る事案ですので、吹田警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.8.10	R4.8.10
211	片山保育所前の水道工事での掘削後の仮舗装に数センチの段差があり、危険	昨年の12月頃に水道管の埋設工事をされて、その後追加工事が有るとの事で仮舗装のままです。既設路面より数センチ低く段差が有り、危険なので路面の平滑化願います。⇒添付画像-1 1)片山市民プール前でもあり、幼児や児童の利用も多く、夏期での草履ばきでは足の怪我が。また幼児のブレーキ無しの自転車もよく見かけ、段差での転倒の恐れも有ります。⇒添付画像-2、3 2)片山保育園前でもあり、送迎での自転車の利用も多く、前輪上に子供用のイスがある事から前方の視野が狭くなり段差が有る事による転倒の恐れが有ります。また夏祭りが行われています。⇒添付画像-4 ・今年4月に東大阪市で親子3人乗りの自転車が幼稚園に向かう途中で転倒、3歳の子供がトラックにはねられて死亡事故も。 ⇒添付画像-5。名古屋市中で今年、道路掘削後の仮舗装箇所の道路の沈下による段差で自転車の方が4針の怪我の事故。 ※片山保育園・片山市民プール・公園みどり室・道路室・危機管理室(安心安全まちづくり宣言)に供覧願います。 ⇒添付画像-6。この時の水道工事では、カラーコーンの設置無し。ガードマンが不在です。利用者の安全確保が必要。 ※写真については添付しておりません。	御連絡をいただいた箇所での段差を確認しましたので、一部必要な箇所を補修致しました。 当該部分を含め仮復旧部分につきましては、引き続き経過観察を行いつつ、必要な部分には補修を行います。	工務室	R4.7.27	R4.8.9
212	草刈りについて	古江台1-27-8の裏の斜面の草刈りをお願い致します。 数年前に土砂崩れがあり、法面工事をして以来一度も草刈りが行われず、草が生い茂り見た目も悪いです。 本日は、法面の下の排水溝に沿って1mほどの、草刈りは行っています。 今後法面についても 定期的に草刈りをお願い致します。 まずは、早急に法面の伸び放題に生い茂った草刈りをお願い致します。 宜しくお願い致します。	裏の法面が崩れた際には、大変ご迷惑をおかけいたしました。 復旧後は、種子吹付を行い法面の定着を図るため、草刈りを行わずにきたものですが、令和元年度の工事完了後、今年度で3年を経過するため、草刈りの実施について調整を図らせていただきます。	公園みどり室	R4.7.21	R4.8.3

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
213	道路の件	昨年からの耐震水道工事と称して道路の表面がガタガタで自転車等での通行が不便な所があります。主だった道は補修していますが少し離れた道は以前より悪路です。いつ綺麗な道路になるのでしょうか？又応急処置で治しているのでしょうか、補修の仕方が適当でとても悪いと思います。早く治して下さい。	工事跡を自転車等での通行の際には、ご不便をおかけしています。 本市水道部では、令和4年3月末までの工期により、耐震化を伴う水道管の更新工事を行いました。その工事跡の道路本復旧工事を令和4年度第3四半期の契約にて予定しています。 また、通行の際にご不便を感じておられる場所を特定のため、ご連絡いただければと思っています。 工事完了まで、いましばらくご不便をおかけしますが、御理解の程よろしく願いたします。	工務室	R4.7.21	R4.7.29
214	豊津公園	豊津公園に池があるのですが、池の水が泡立って大変汚いです。暑くなると子供達が水遊びをしたりしているのですが、衛生上危ないのでは…と気になりますが、掃除などはされないのでしょうか？大変良い公園なので、水が綺麗ならなあと思います。	豊津公園につきましては、夏場を中心に年7回の清掃を行ってはおりますが、あくまでも修景池であり、池の中で遊ぶことを前提とはしていません。 殺菌ができる設備も備え付けられておりません。 夏場は水が泡立ったり、見た目にも汚く見えることがあるため、定期的な清掃等を行ってまいります。	公園みどり室	R4.7.20	R4.7.26
215	公園利用での危険を守る対策をどうかお願いします	公共の場です「むらさき公園」で心無い行為をする特定の人物があり、いつか誰かに危険が及んでしまうのではないかと先々の不安が絶えません。 公園で禁止しておりますゴルフを実際のボールを使用して60-70mくらいの長距離(むらさき公園の端から端まで)を行っている特定の人物がおります。 山田地区、高野台地区に有ります大きなむらさき公園では毎日の様に沢山の子供達が元気に遊んでおります、お年寄りも散歩をしています、ペットの散歩や安全なスポーツ等でも賑わっています。 吹田市公園みどり室さんへ看板設置強化の依頼をしました、その後迅速な対応を頂き公園各所8枚くらいの「ゴルフ危険」、「ゴルフ禁止」の看板の設置をして頂いた事には大変感謝しております。 それにより看板設置前は数名ゴルフをやっていた人物がいましたが特定の1人を除いては看板設置効果によりゴルフを辞めて頂けました。特定の1人だけは警察をも完全無視するかたちで現在も1週間にも数回もゴルフを行っております。 今でも特定の人物によるゴルフ禁止行為が毎日の様に続いております。 その都度警察官が厳重注意に来て特定の人物を職務質問して注意を促しているのですが、全く反省の色も無く警察官が厳重注意した翌日には懲りずにまたゴルフを行っている次第です。 このままではこの素晴らしい大きな公園で子供達、お年寄り、散歩など様々な方が危険行為にさらされ安心してこの公園を利用する事が出来ません。 しかもかなりの広さの面積を1人で占有して禁止危険行為を行っているので危なくて、近寄ることも出来ず子供達も公園で遊べる場所が無いのが現状です。 いつか飛んできたボールで大けが又は死亡などあってはならないです。それからでは完全に手遅れです。 この特定の常習犯の人物を完全排除させる意味でも吹田市独自の条例等で罰則ルールを設けてもらうことは出来ないのでしょうか。 もし市としても罰則ルールなど設ける事がどうしても出来ないのであれば、逆にこの先どの様な対策を講じて頂くのかも疑問です。 特定の常習犯を完全排除出来るかはわかりませんが、簡単に思いつく事としては市による巡回による厳重注意くらいしか思いあたりますが、警察官の厳重注意を完全無視している様な人物ですので、たぶんそれも効果は全く見込めないとはいえますが、特定の人物を排除する為には警察及び市による巡回での厳重注意を何度でも行うしかないのでしょうか？ 誰もが幸せなよりよい暮らし、安心安全で暮らせる様心から願っております。 現場となる公園は「むらさき公園です」山田下交差点から100m南千里よりの右手の大きな公園です。 公園が2分割されていますが、大きい側も小さい側も両方で危険行為をおこなっております。 特定の人物は40代の男性1人だけです。(毎回警察の厳重注意を振り切る同じ人物の常習犯です) 禁止行為は主に平日、土日の17時台ー18時台ころに多く行っています。	公園みどり室では、パトロールのための人員が確保できないことから、通報に対して早急な対応ができず申し訳ございません。また、警察からの注意に対しても改善されない方に対して、市職員等から注意では効果が得られないと考えられるため、対策に苦慮しております。 また、一部の公園利用者によるマナー、モラルの対する苦情、要望は多く寄せられておりますが、公園内での禁止行為について都市公園条例等で罰則を定めることは、様々な検討も必要であり直ちに改定することは難しいと考えております。 注意看板の増設と定期的なパトロールを引き続き行って参ります。	公園みどり室	R4.7.12	R4.7.26

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
216	ももの木公園に設置された柵について	桃山台2丁目のももの木公園のしげみに入れないようにするための柵が先日突然設置されたことについてです。 設置理由としては、毎週木曜日にゲートボールをされているご年配のグループのうち、男性二人が毎回その場所で放尿すること。 お仲間がどんなに注意されても止めないために柵を作るよう市にお願いしたと、そのお仲間の女性ご本人から聞いております。 聞いた時はよく内容が飲み込めなかったのですが、実際柵を見て驚きました。子供達が秘密基地のように入り込み、とてもよく遊ぶ場所だったからです。 大人の男性が放尿している場所と知らずに、子供達が遊んでいたことにも、そんな非常識な人間のために税金を使って柵を作り、更には何の罪も無い子供達の遊び場所を奪われたことにもたいへん憤りを感じます。 張本人は特定されているのですから、放尿を止めさせるよう警告し、汚した場所を洗浄させ、柵を撤去させる等の対処は出来ないのでしょうか？ ももの木公園では、毎日たくさんの子供が元気に遊んでいます。 柵を作った場所は、秘密基地にしたりおままごとをしたり子供の大好きな1角なのです。 非常識な二人の大人のために、そんな場所を奪われるのはどうなのでしょう。	一部の公園利用者のマナー・モラルに関する苦情要望は多く、公園管理者としても対応に苦慮している状況です。 今回の件につきましては、要望者の意向に沿う形で対応したのですが、大人では死角にならない程度の高さに樹木を剪定し、併せて啓発看板の設置を行うような対応策に変更することを検討し、早期に柵の撤去をしてまいりたいと考えます。	公園みどり室	R4.7.12	R4.7.25
217	バイク(原付2種スクーター)がピアノ池横の歩道を走っていたことについて	7月19日15時30分頃、ピアノ池に並行する道路(右に府営1棟、5棟がある道路)で原付2種(ナンバー4桁は〇〇)が歩道を走っていた。 そのバイクは右折しておそらく府営5棟方面に入っていた。 そのことからおそらく府営5棟周辺の住民と思われます。 道路交通法違反であるため警察の捜査の上、検挙をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 なお、大阪府警察へも情報提供をいたしております。	市民総務室	R4.7.20	R4.7.20
218	岸辺駅の通路について	岸辺駅から健都側に続いている通路ですが、窓が少ししか開いていないし換気もなくサウナ状態です。 国立循環器病センター、市民病院に行く人が通るところなので、網戸をつけて窓を開けるか、扇風機などをつけて空気を循環させるかしてほしいです。 この時期のあの通路は気温が高すぎて本当に危ないと思います。	御要望いただきましたJR岸辺駅から健都側に続いている南北自由通路ですが、軌道敷の上に設置されているため、現状では少しの隙間しか開けることができません。 網戸の設置や扇風機等による空気の循環については、鉄道事業者との協議や予算の確保が必要となるため、すぐの対応は困難ですが、今後も利用者のご意見等を踏まえて、対策を講じるかどうか引き続き検討してまいります。	道路室	R4.7.4	R4.7.15

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
219	公園占有について	バス停佐竹台6丁目の所にあるむらさき公園?? 有料グラウンドではない所。 広場で少年野球をしていて公園の広場としてあそべません。とくに土日の朝この時期暑いので朝子供と遊ぶうとおもってもユニホームを着た少年野球チームが占有している状態です! ボールは飛んでくるし監督の方であろう方達がバイクで公園に入ってきてとても危険です。 お金を取って野球などしている以上、占有許可等取っているのでしょうか? 怪我や事故があった場合どうするのでしょうか? 人数が多いのでこちらから本人達に聞くのがこわいです。よろしくお願いします。	少年野球チームに対し、現状の利用方法について苦情があることをお伝えし、「公園での危険行為は禁止であること。」「公園広場は独占利用しないこと。」「公園内はバイク走行禁止であること。」を指導いたしました。	公園みどり室	R4.6.30	R4.7.12
220	自転車用ヘルメットに関する意見	豊中市では、道路交通法の改正に伴う自転車用ヘルメットの着用努力義務化(全年齢)をホームページで発信しています。 吹田市では、市報で周知を図って下さい。 また、警察等と連携して市内の高校や大学へ、生徒学生へのヘルメット着用の周知を指導して下さい。	自転車用ヘルメットの着用の努力義務化について、自転車マナーアップ強化月間にあわせて市報へ掲載することや市ホームページに掲示し、広報してまいります。	総務交通室	R4.7.7	R4.7.12
221	北千里駅付近でバイクが暴走している(その2)	6月25日2時30分頃の深夜に北千里駅周辺の府道119号線で数台のバイクがブンブンとコールを切りながら走っていて本当にうるさかった。 1時間前にも市の方に通報したが、同じバイクが暴走していた。改造しているの音でわかる。 いつも同じ輩が暴走していることはバイクの音から明らか。 また北千里駅周辺で迷惑な暴走行為だ。 近くにはスピード違反が多く、警察の取り締まりで有名な府道119号(北消防署方面～北千里駅方面)があるのでそこを走っていると思う。音からして相当スピードも出ているようだ。 警察との連携により検挙をお願いします。 前回通報した時は、その後警察の取り締まりにより見なくなったと思ったら最近またやっています。 取り締まり・検挙をしないと台数・人数が増えてもっとひどいことになるので早めの取り締まりをお願いします。	深夜に北千里駅周辺を暴走するバイクについて本市から所管である吹田警察署へ伝えたと、取り締まりを強化すると回答がありました。	総務交通室	R4.6.27	R4.7.11
222	北千里駅周辺でウーバーイーツのバイクに煽られたことについて	7月10日18時頃、北千里の公社1棟からピアノ池の向かう制限30キロの市道を自転車で走っていたところ、後ろから来た黒いビッグスクーターのバイクがクラクションを鳴らして煽ってきた。 白線の動きから私は35キロは出ているのだから煽られる理由などない。 その男はリュックを背負っており、黒いテープを貼っていたが形からウーバーイーツの配達員と推測される。 配達員が煽り運転など言語道断である。 その日の夕方に北千里駅周辺に配達に行ったウーバー配達員を特定し厳重注意、また警察への情報提供をお願いします。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.7.11	R4.7.11

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
223	自転車通勤推進企業に関する意見	豊中市は、「自転車通勤推進企業」の宣言企業です。 市内の企業に自転車の活用を呼びかけるためにも、吹田市として参加する事を検討して下さい。	吹田市では、吹田市自転車利用環境整備計画中間見直しの中で「自転車通勤の促進」を掲げています。そのなかで市内の企業や工場等と連携し、自転車通勤の促進の協力依頼を進めることを検討いたします。	総務交通室	R4.7.4	R4.7.8
224	中之島公園の整備	雑草などをゴミ袋10枚とか量を決めて抜いてくれたチームのグラウンド使用料を一回無料とかにすればどうでしょうか？無料券の発行。雑草だらけで困るのでボランティアに頼らずに出来るのではないかな。	1)グラウンド使用料の措置について 中の島スポーツグラウンド使用料の減免については、「受益と負担の公平性の確保」のために基準を統一化した、「吹田市立の体育施設の使用料の減免に関する要項」で定められているため、減免要件に当てはまらない場合は、減免をすることができません。 (担当:文化スポーツ推進室) 2)中の島公園の除草について 中の島公園の除草につきましては、委託業者による草刈りが6月末に実施予定になっております。 なお、中の島公園に関しましては、民間事業者による指定管理者制度の導入を予定しており、除草について、より良好な維持管理を目指してまいります。 (担当:公園みどり室)	文化スポーツ推進室、公園みどり室	R4.6.20	R4.7.4
225	北千里駅周辺での歩きタバコについて	6月20日13時40分頃、藤白台のピアノ池から府営5棟に向かう道で向こう(府営5棟方面)から上は白と青のストライプ、下は黒の服を着た高齢の男が歩きタバコをしていた。 当該男は連れの女性と2人で歩いており、歩きタバコをしながら道路を横断してピアノ池沿いの車道端を歩いていた。 本日2件目の違法喫煙案件だ。 いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。 特に最近では、有志の通報をあざ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。 通報してもいたちごっこの状態である。 私たちは不当にタバコの煙を吸わされない権利がある。 当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の啓発看板につきましては、今後検討させていただきます。	環境政策室	R4.6.20	R4.7.4

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
226	佐竹公園について	市民が、日々、くつろぐことができ、また自然と触れ合える、市内の多くの公園の整備や管理にご尽力いただき誠にありがとうございます。 さて、今回、佐竹公園の景観について、意見を記させてもらいます。 佐竹公園は、公園の中や外も静かな空間で、ウォーキングや散歩、物思いに耽る人たちなど、市民になくてはならない空間になっていると思います。 また元々、歴史的にも古くからある地形で、ゾウの化石も発見された地域にある公園で、子供達に取っても自然ばかりでなく、歴史への想像力を掻き立てさせるような場所だと思います。 ただ、そんな佐竹公園なのですが、最近、違和感のある景観を目にしました。 公園の傾斜の草が刈り取られ、草刈りアートのように大きく「佐竹公園」と3D文字のように浮かび上がっていました。 公園が佐竹公園であることは、入り口の石他に刻まれています。 なのに、それ以上に、不自然に草を刈り取って3D文字のように表示させてまで、名前をアピールする意味や必要があるのか教えていただきたいのです。 自然公園だからこそ、人間の手入れや保護が必要であることは理解しています。 しかしながら、佐竹公園の3D文字のような草刈りアートは公園の雰囲気にとぐわなような気がしてなりません。 また公園の中の伐採後に残った切り株の断面に、花が植えられていました。 芸術的で美しいものではありませんが、いささか自然公園の雰囲気に、こちらも似つかわしくない、前衛的すぎる表現のような気も致しました。 前述しましたように、自然公園だからこそ、職人さんやボランティアの方々の日々の手入れが必要であると思います。 しかし時として、職人さんやボランティアの方々の好意故、自然を利用して行き過ぎた表現やサービスに行き着いてしまっては仕方ないと思います。 そうならないようにも、公園を管理する市の方には、景観の専門家や識者の方の意見も踏まえた上で、不自然な景観についてはチェックするような体制をお願いしたいと思います。	佐竹公園の樹木を刈り込んで作られた文字は、樹木の枯死により一時期は文字として読めなくなっていたものですが、地元からの要望により平成27年度に復活させたものです。また、佐竹公園は遊具がなく、自然的な要素の多い公園ではありますが、地元ボランティアの協力も得ながら維持管理しております。 お寄せいただきました意見のとおり、景観への配慮は必要なものでありますが、現状においては、地元の意向が反映された形になっているものと考えております。	公園みどり室	R4.6.23	R4.7.4
227	北千里駅付近の府道119号で深夜にバイクがうるさいことについて	また暴走バイクがうるさい。 7月4日2時45分頃、吹田市藤白台の府道119号線付近でバイクが数台暴走しておりうるさかった。 これでこの1か月で3回目だ。 警察は何をやっているのか。さっさと取り締まれよ。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.7.4	R4.7.4
228	横断歩道の信号設置希望	吹田市山田西4-1-20付近にローソンが出来ましたが(旧コス千里山田店)、店舗と駐車場との間の横断歩道の信号が片側のみしかありません。(至南千里側は信号なし、至北千里側も信号があるが縦3列の旧型でわかりづらい。)ローソンが出来た事で信号無視で横断する方が多く、更に信号がわかりづらいので大変危険に思います。運転していても怖いのです。早急に両側に歩行者信号を設置していただきたいです。	要望内容について、本市から所管である吹田警察署へ伝えたところ、「至北千里側の旧型を従来の歩行者用灯器に変更し、至南千里側についても同様のものを新設します。なお、設置時期については今年度内(令和5年3月末)を予定しています。」と回答を頂いております。	総務交通室	R4.6.20	R4.6.29

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
229	府道119号を深夜に暴走しているバイクがうるさい	6月24日0時30分頃、6月25日1時30分頃の深夜に数台のバイクがブンブンとコールを切りながら走っていて本当にうるさかった。 近くにはスピード違反が多く、警察の取り締まりで有名な府道119号(北消防署方面～北千里駅方面)があるのでそこを走っていると思う。音からして相当スピードも出ているようだ。 警察との連携により検挙をお願いします。前回通報した時は、その後警察の取り締まりにより見なくなったと思ったら、最近またやっています。 取り締まり・検挙をしないと台数・人数が増えてもっとひどいことになるので早めの取り締まりをお願いします。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.6.27	R4.6.27
230	ピアノ池に並行する道路がガタガタです。	いつもお世話になっています。数年前からピアノ池に並行する道路(府営5棟が右側に見える道で一時停止のあるところ)の左側がガタガタで二輪で通るときに振動がすごいのですが、補修工事ともしないのでしょいか？ 特に下りだと左側に路駐があるとそのガタガタ道を通らざるを得ないしスピードも出ているので余計振動が来ますし車体にも悪いと思います。	当該道路のピアノ池・藤白公園側において、水道部による管工事が予定されており、令和5年度に工事を行い、令和6年度に舗装を本復旧する予定となっております。なお、舗装が一部めくれているといった応急的な補修につきましては随時道路室にて行っております。	道路室	R4.6.10	R4.6.24
231	北千里駅周辺での喫煙について	6月20日13時20分頃、北千里駅の東第二自転車駐車場において上は白、下は黒のスーツ風の服を着た高齢の男が座り込んで喫煙していた。 当方、自転車を止めるところだったので急いで動画撮影を行った。 動画には自転車で隠れてわかりにくいですが、タバコの灰を携帯灰皿に落とす様子が映っている。 動画は後日、市の方に提出する予定である。 18日にも喫煙案件があったばかりなのにまた喫煙案件の発生とは嘆かわしい。 いったい吹田市のモラルはどうなっているのか。 特に最近、有志の通報をあざ笑うかのように頻繁に喫煙案件に遭遇する。 当該場所には近隣から苦情が出ている旨の張り紙と巡回の強化をお願いします。 ※動画については公表しておりません。	ご連絡いただきありがとうございます。 ご指摘周辺の北千里駅周辺における喫煙につきましては、関係機関と情報共有させていただきました。	総務交通室	R4.6.20	R4.6.24

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
232	道路の路面に溝が出来て危険	出口町25地先の道路のつなぎ目(横断歩道と並行)に溝(幅・深さが3Cm。長さ5m)が出来ています。 ままチャリのタイヤがはまる大きさです。万が一転倒した場合危険です。 交通量も比較的多い道路で、園児や児童の自転車も通ります。夜間は更に危険度が増します。速やかに改修をお願いします。 ⇒添付画像参照願う Q:吹田市では、道路のパトロールをされていると思いますが、最近はいつされましたでしょうか？ ※通行人の談「この溝は10年、もっと以上になるのでは？」…との事。 ※写真については公表しておりません。	現地にてご要望の溝を確認いたしました。おそらく道路表面の排水を水路へ流すための溝だと思いますが、穴が詰まって機能していない状態であり、つまり危険性がありますので、溝を埋めるような補修を行います。	道路室	R4.6.21	R4.6.24
233	末広公園野球宴会	数年前、娘一家が公園近くに引っ越して来ました、当時4才だった。 孫娘と三輪車で土日に公園に行くと、少年野球の団体が TENT をグラウンドに張り、グラウンドを半分独占してバットを振り回していました。 警官に出動して戴きその後コロナ禍で二三年現れませんでした、世の中旅行もスポーツも規制緩和に成った途端現れました。 多分練習再開に向けた話し合いだと思いますが、白昼児童公園に TENT を張り設営大勢で酒盛り。 多勢に一人では自信がないので吹田警察に応援をお願いします。 びっくりしたのは彼等が設営した TENT テーブル等々を公園横の物置に収納して帰ったことです。 収納庫には自治会の名前が明記されています。 ふざけるな！！ 公園のゴミ箱に生ゴミ、不要になった生活用品、古着、古新聞、アダルト雑誌を捨てるのは善良な市民でしょうか？ 青少年にスポーツを教えるならば勝ち負けよりスポーツの楽しさルールを教えるべきだとも思います。 フルマソン完走憶えていません。 四万十ウルトラ×4 サロマ、飛騨高山、白山白川郷、八ヶ岳野辺山、完走、目標80才で高知龍馬マソン完走 是非ルールを守って少年少女にスポーツの楽しさを教えてあげて下さい。	団体には、他の公園利用者や近隣の迷惑とならないように、公園でのルールについて指導させていただきます。	公園みどり室	R4.6.13	R4.6.23

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
234	古江公園で高齢者がゲートボールをして占領していることについて	この前吹田市は苦情が出ていないから他から利用申し出が出た場合は中止するとか言ってましたが、証拠出ました。 この前古江公園で市内の保育園か幼稚園の子供が15人ほど公園で遊んでいましたが、例のゲートボールの老人が占領していたためか、横の草むらで遊ばせていました。これは占領が行われていた決定的な証拠です。 ゲートボールの老人側は園側が利用したいと言ってこなかったとか言うのでしょうか、こんなもん理由になりません。占領する側の単なる言い訳です。 子供ですから当然いろんなところで遊びたいでしょう。だから公園に来ているのです。見たところ3歳児くらいなので裏の崖は危ないし、草むらに砂のあるところではか遊べないでしょう。私もゲームセンターで筐体を占領している者でトラブルになったことがあります、そいつの意見も同様でした。 つまり誰かが代われと言ってこなければ、文句が出なければずっと退かないのです。そして代わるように言うとは喧嘩になります。 普通は占領していて利用したくても、占領する奴は頭のおかしな人ですから普通は関わってトラブルになるのを恐れて注意なんてしません。 普通は後ろで座って待っている人がいれば数回遊んだら何も言わずに退くのがマナーです。注意ではなく利用の申し出だと思いかもしれませんが、こういう輩は言われること自体が注意、喧嘩を売ったとみなします。現に私もそれでゲーセンで喧嘩になって警察沙汰になりました。 特に園側は幼児を連れていて相手が老人と言えども多数いるので万が一、園児に危害を加えられれば責任を取るの園側です。 もちろんそうなれば保護者から監督責任問題で、もし園児がケガでもすれば裁判に発展するでしょうから保育士はトラブルを避け、何も言わないのが当たり前です。市側がこんなこともわからないのでずっと電車で通るときに団体がいないか見てましたがついに団体が横で利用できずにいるのを見ました。 当然、老人側が半分使わせていればこのような事案にはならなかったでしょうが、例の団体は一面全部使っていました。これでわかりましたね。多数で占領して文句が言えないようにして好き勝手していたということが。 まあ時間帯も平日の朝で多数人があまり利用する時間ではないし、夕方みたいにバイクで乗り付けるヤンキーもいないですからね、そういうところはちゃんと徹底しているところがさすがですわ。夕方だとバドミントンやらやってるの见ますが全部占領しているのなんて見たことがない。こんなの論外だ。 誰からも文句が出なければ(極論ヤクザみたいな奴が多数で占領して誰からも文句出なかったからって言うようなもの。普通は注意しない) 何をやってもいい、こんなの自由の国アメリカですらありません。 この団体の一面全体の占領禁止をお願いします。利用させるなら半分までにしそれが守れないなら利用禁止にしろ。	ゲートボールをしていた方々や、近隣の保育園には声をかけさせていただき、お互いに気持ちよく利用できるよう、調整を図らせていただきました。	公園みどり室	R4.6.10	R4.6.21
235	歩道の植栽伐採について	先週マンション横の歩道の植え込みを伐採してもらいましたが、植栽周りの雑草がほとんど刈られていません。イネ科やヨモギが伸びきって歩道に張り出して邪魔なものがそのままになっています。 業者にどういふ依頼をしたのでしょうか？ 歩道の邪魔にならないよう、景観が保たれるように整理してくれるようお願いしたいです。 プロの植木屋が作業しているのなら刈るべき雑草は分かるはずです。今回の業者は雑だと感じています。	剪定と除草の時期が違うため雑草が残った状態になっています。剪定は6月頃、除草は7月頃に入ります。除草を早くしてしまうと梅雨の時期にすぐ伸びてしまうので時期を見ながら除草をしています。御迷惑をおかけしていますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。	道路室	R4.6.20	R4.6.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
236	スケボーパークの設置願い	いま小学生の息子がスケボーにハマっています。しかしスケボーができる場所が、大阪府で見ると堺市より南に、気軽にスケボーができるスケボーパークが多くあります。私の住んでいる周りは万博や、吹田スタジアムと素晴らしい施設はあり、広いスペースはありますが、「スケートボード禁止」の看板が掲げられてるのがほとんどです。 オリンピック効果もあって、スケボー人口は増えてますが、なかなか堂々とできる場所がないようなら思います。 子どもたちが楽しく遊べるスケボーパークを万博や、吹田スタジアム付近で設置していただけないでしょうか。 まずはイベント的に一時的に設置して、参加状況を調査した上で、常設を考えてみてほしいのではないのでしょうか。	本市では、令和4年度から令和5年度の2か年で、市の今後のスポーツ施策及びスポーツ施設のあり方や方向性を示す「吹田市スポーツ推進計画(施設整備方針)」の策定に着手しております。 同計画策定にあたり、スケートボードをはじめとする各種アーバンスポーツ等についても、市民アンケート等により実態の把握を行い、他市事例等も参考に今後のあり方や方向性の検討を進めてまいります。 いただきました貴重なご意見は、今後のスポーツ施策の参考とさせていただきます。	文化スポーツ推進室	R4.5.30	R4.6.7
237	児童公園について	家のまわりに小さい公園がいくつかあり、歩けるようになった子どもを自由に歩かせたいと思い公園へ連れて行きますが、雑草が伸びていて範囲も広く、安全に歩いたり遊べる場所が少ない。これからの季節は蚊等も発生してくるのできれいに整えて欲しい。	市で除草を実施している公園等につきましては、年度当初の入札で業者が決定してきております。これから現場の除草作業にかかり、6月中旬から7月末までの間に、すべての公園の作業を終了させる予定となっております。 なお、遊園と呼ばれる小さな公園では、自治会で除草を実施していたいている箇所もあり、除草の要望があれば個別に伝えさせていただいております。	公園みどり室	R4.5.25	R4.5.31
238	豊津歩道橋の管理につきまして	新御堂筋の豊津町北交差点および垂水町西交差点上にかかる豊津歩道橋がハートのフン、埃などで長期間不衛生な状態です。 清掃作業をしていただけないかと思い、メールいたしました。 添付の地図では場所が分かり難いかもしれませんがご確認ください。 ※写真については公表しておりません。	国道に係る事案ですので、大阪府茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.31	R4.5.31
239	公園の整備	北千里駅周辺に居住している者です。 公園の整備についてですが、東京オリンピックや千葉で開催されたXGAMEの影響もあり、スケボーに興味を持つ子供が増えている様になります。 実際、私の子もスケボーをしたいと希望しましたが、近隣では出来るような場所はなく、公園でやろうにも、その公園がスケボーを許可している公園なのかも判別が付きません。 現在、深北緑地公園まで子供を連れていっていますが、親子連れで大変にぎわっています。 吹田市だけでなく北摂でスケボーパークはないように思います。 例えば、千里北公園などは十分に検討の余地があるように思えます。 若者や家族連れも集まり、活気が出ると思います。 是非、検討をお願いします。	吹田市内の公園では基本的にはスケートボードを禁止していませんが、「ベンチや手すり等を破損させるような利用」「夜間等の騒音が発生するような利用」「他の公園利用者に危害が及ぶ恐れのあるような利用」については苦情も多く、技を目的とするようなスケートボードの利用は禁止しております。 一方で現在、千里北公園の一層の魅力向上を図るため、官民連携による公園の再整備・管理運営を検討しております。令和4年度に市民参加型ワークショップの開催、社会実験の実施、市民意見の募集等を行った上で、公園の目指すべき姿を策定し、令和5年度に事業者公募・選定、令和6年度に再整備・管理運営開始を目指しております。以上の検討を行う際には、スケートボードパークの設置についても可能性を検討させていただきます。 なお、大阪府においては、服部緑地や二色の浜公園で指定管理者からスケートボードパークの設置が提案されていると聞いております。	公園みどり室	R4.5.23	R4.5.30

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
240	千里山のフェニックスの着生桜について	千里山霧が丘15付近に立つフェニックスには桜が着生しており、毎年花を咲かせます。しかし、この春には根元から伐採されており、花は咲きませんでした。幸い、その後また新しい枝を伸ばして葉を茂らせているようです。 このようにヤシに着生した桜や梅はわりと珍しいもので(よそでも例はありますが)、寄生ではなく着生なのでヤシの木に害もありません。そこで、伐ってしまうのではなく、なるべく保存の方向でご検討いただけませんか。	UR都市機構に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.27	R4.5.27
241	UR片山公園団地の高層棟の消火・救急活動で気になる事	2年前にURで火災発生、1人が死亡・3人が負傷されました。URの高層棟(C4棟-11階。C6棟-8階建て)の消火・救急活動時には、はしご車は片山公園内からの活動になると考えます。 ⇒添付画像-UR火災-2020年8月9日 ・片山公園への進入口は、4カ所ありますが、はしご車が進入可能なのは、1-市民プール側。2-図書館の西側からの2カ所です。 3-図書館の東南側からは、公園内に小川が有り通行不可。4-大和大学の裏門側には、固定式のバリアードが有ります。 Q1:上記の1と2は、道路上に公園の樹木の枝が道路の中程まで伸びており、はしご車の進入は可能なのでしょうか？ ⇒添付画像-0~4 Q2:昨年、片山公園内で道路の掘削工事が行われましたが、救急車・消防車・はしご車などの活動に支障が有りますが、公園みどり室とは事前協議のルールの有無?。& 事前の通知があったのでしょうか？ ⇒添付画像-0、1、4、5参照 ※その他の関連施設に、片山市民体育館や市民プールの機械室が有ります。 ※写真については公表しておりません。	UR片山公園団地には、敷地内に一定の消防車両進入路とはしご車の活動空地があり、火災時における消防活動は、当該団地の敷地内での活動となりますので、はしご車等を片山公園に進入させることは想定しておりません。 掘削工事につきまして、工事責任者である本市水道部工務室から事前の届出があり、消防活動に支障がないものとして把握しておりました。 市域内の道路工事等における事前協議のルールといたしましては、吹田市火災予防条例において、工事責任者が消防に届け出るよう定めており、消防活動に支障が無いように事前に協議しております。 今後におきましても、迅速で的確な消防活動に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	警防救急室	R4.5.17	R4.5.25
242	からす 退治	マンション前の公園内の木に「からす」が巣を作り、公園で遊ぶ子供や散歩する老人を襲ってきます。襲われた人は私が聞いただけでも10人以上です、これ以上被害者が出ないよう、至急対応願います。	マンション南側に隣接する春日東遊園のカラスの巣につきましては、先週に他の方からも撤去の要望を受けており、現地確認を行ったところ、巣の位置が高く撤去が困難であるため、注意喚起の看板を設置することに対応しております。 カラスの巣につきましては、要望を受けた時には撤去するようにしておりますが、巣の位置が高く撤去が困難な場合や、巣の中に卵や雛がいる場合は鳥獣保護法で保護対象となることから、6月頃の雛の巣立ちまでの間は、注意喚起の看板設置で対応するようにしております。	公園みどり室	R4.5.23	R4.5.25

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
243	JR吹田北口の再開発と片山商店街の活性化について	大和大学の誘致および総合大学への発展はとても喜ばしく思います。グリーンプレイスも時々利用させてもらっていますが、吹田駅北口からグリーンプレイスへ行かないとな～んにもありません。 以前はメロードにも適度に休憩出来る喫茶店があったりしましたが、結局メロードの1階はもはやぼぼぼパチンコ屋に占領されています。 美容室・歯医者には通わせてもらっているのですが、それはとてもありがたいのですが、今回のコロナで外に出歩くのはとても怖いのですが、家で籠もってじっとしているのももう飽きました。 その前に現状のあの駅の状態とそこから片山町をメインとする片山商店街があの状態でも本当にこれからも市民が来るとお思いですか？ 市報を拝読しても市議会だよりには一向にこの辺のことは議題にならず、結局市議のみなさんはイオン側(反対側)をメインと考えられているので、北口の事はどうでもいいんですね？ よくこうやって意見を書くと自宅に訪問されたりすることがありますが、日中はいないので来られても困ります。 絶対にメールで回答をお願いします。	1)商店街の活性化につきましては、商店街を構成する事業者が主体的に取り組まれているものと考えています。吹田市としましては、商店街が実施する活性化の取り組みに対して補助を行うなどの側面的支援を行うことにより、商店街の活性化に努めています。引き続き商店街と連携し、商店街の活性化の推進を図ってまいります。 (担当:地域経済振興室) 2)JR吹田駅北口地区については、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す「吹田市都市計画マスタープラン」において、JR吹田駅周辺として、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指す方針としています。 (担当:都市計画室)	地域経済振興室、都市計画室	R4.5.6	R4.5.24
244	府道119号を深夜に走っている違法改造バイクについて	5月22日午前1時頃、府道119号を違法改造バイクが走っているのを見た。 最近また走っていることが多いので警察のパトロールの上、検挙をお願いします。	吹田警察署に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R4.5.23	R4.5.23
245	自転車専用レーンについて	産業道路等にある自転車専用レーン 正直利用されている人はいません。夜、帰宅時に歩道をこちらは歩いているのに、後ろからきた自転車のせいでいけないといけない。 で、あげくの果てにはその自転車に乗っている人から「じゃま！」とか「っち！」とか悪態をつかれます。 中にはイヤホンをしてスマホを両方の手で持ちながら、走行している人もいます。歩きスマホは以前からイライラ・ストレスの原因となっていました。もうそれを乗り越えてなんか「バカなの？」と思うこともしょっちゅうです。 警察の方と協議していただいて、このあたりの注意・指導・なんなら赤切符などなんらかの罰則は出来ないものなののでしょうか？ 直接本人に言えば、予想もしないトラブルになったりすることもありますので、そこは「権限」としてしっかりと指導していただくよう、吹田市と大阪府警(吹田署)との連携を望みます。	自転車専用レーンにつきましては、自転車運転者に対して看板を設置するなどして専用のレーンを走るように啓発を行っております。 自転車の交通マナーにつきましては、本市といたしましても課題と認識しており折に触れ、啓発を行っているところです。吹田市のホームページはもちろんのこと、4月には春の全国交通安全運動にて吹田警察署、地域団体と連携して啓発を行ってまいりました。本市を所管している吹田警察署におかれましては、危険な自転車運転者に対する指導、取り締まりも実施されております。 今後も、吹田警察署や関係機関と連携しながら自転車の交通ルールやマナーについての啓発を引き続き実施してまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。	総務交通室	R4.5.6	R4.5.20

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
246	続・吹田市は、一方通行の道路に「車両通行禁止」の巻付け看板を電柱に掲示。	4月11日に吹田市に投稿しており、4月22日に吹田市総務交通室の回答は『「車両進入禁止」の看板が適切だと考えられますので取替を行います。』でしたが、1か月が経過していますが、未だに改善されていません。 ・現地は一方通行路であり、道路交通法と異なる表示をしている事から速やかな撤去が必要と考えます。 ・交通標識が整備されており、この区域は行き止まりの地域でもあり交通量も非常に少ないです(1時間に1台位?)。必要性に疑問が有ります。 ・この道路への入口に設置されている標識「一方通行・車両進入禁止」には、「自転車は除く」の補記がされています。 ⇒添付画像-1 ・吹田市が掲示している「車両通行禁止」の看板には、「自転車は除く」の補記がありません。 ⇒道路交通法では『自転車は「軽車両」と位置づけられており、自転車も車両通行禁止・一方通行の標識に従うこと』になっており、近くには吹田市営の駐輪場も有ります。市民に間違った情報を与える事になります。 ・吹田市が設置している近くの「一方通行」の看板も同様に。「自転車は除く」の補記が必要と考えます。 ⇒添付画像-2 ・看板に表記の吹田警察署の名前は、借りておられる事から、吹田警察署の信頼度低下にもなります。 - Q1:交通量(車・人)が非常に少ない道路に今回のような巻付け看板の取付けの基準の有無。有れば基準の名前を教えてください。 ⇒添付画像-3	看板の取り替えについて、時間を要してしまいましたが、令和4年5月16日(月)に取替を行いました。 巻き付け看板は道路標識の補助的役割で設置しており、通行する方に見やすいように大きな文字で書かせて頂いており、吹田警察署とも協議した結果、看板のスペースの関係上「自転車を除く」は省略して表記しています。 巻き付け看板の取り付けについて基準の有無はございませんが、市民等より要望があれば課内で検討し取り付けを行っている次第です。	総務交通室	R4.5.11	R4.5.20
247	今里筋線(地下鉄)の延伸に関する意見	地下鉄を井高野駅から、国立循環器病センター(JR岸部、阪急正雀)経由で万博記念公園まで延伸する計画を関係機関と協議して欲しいです。ウクライナ侵攻で、地下シェルターの重要性が高まっている今なら、多くの市民の同意が得やすいと考えます。	本市では、これまで地下鉄今里筋線の延伸について、井高野駅からJR 岸辺駅までの区間を中心に大阪府・大阪市と協議を行いながら検討を行ってまいりました。その結果、事業採算性の確保が難しいことや地下線路の導入空間である都市計画道路に未整備区間があること等、延伸を進めるにあたっては様々な課題があることが明らかになっております。 こうした検討においては、公共交通として必要となる機能だけでなく、実現性についても十分に考慮する必要があることから、引き続きJR 岸辺駅周辺での企業進出や民間開発の活発な動きのほか万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に伴う新たな交通需要につきましても注視してまいります。	計画調整室	R4.5.6	R4.5.12
248	公園に蜂の巣あり	春日南公園の滑り台の下に蜂の巣があり、蜂が行き来しています。砂場と滑り台の隙間です。	春日南遊園の蜂の巣は、他の方からも通報があり、既に撤去済みです。ご連絡ありがとうございました。	公園みどり室	R4.4.21	R4.5.11

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
249	吹田市は、一方通行の道路に「車両通行禁止」の看板を最近掲示。	電柱に取付けの巻付けシート看板に「車両通行禁止」の表示が。 ・場所は、阪急電車豊津駅の東側道路です。現地確認の上、善処されました。 Q;この看板の取付は、道路室の職員ですか?、それとも業者ですか?。 ※写真は公表しておりません。	「車両通行禁止」の看板については、総務交通室で取付けました。 なお、現場の状況を鑑みて「車両進入禁止」の看板が適切だと考えられますので取替を行います。	総務交通室	R4.4.11	R4.4.28
250	続2・片山2丁目市道(片山町21号線)での水道工事での要望・疑問	出口町(JR研修センター～片山公園～片山保育園)にて水道管の埋設工事を昨年行われました。工期が12月末となっていました。道路の本復旧が未だです。 Q1:舗装工事の遅れの理由ならびに今後の工事予定を教えてください。 Q2:前記の工事の遅れについて、もしかして今年の1月に「一部の水道管に認証規格をクリアしていない塗料が使われている」。「大阪市・尼崎市・西宮市・神戸市では工事を中断」の報道と関連の有無について教えてください。 内容は管の接合部分で塗料と水が触れる構造との事。もし、関連があるのであれば、HPで水質・健康面への影響の有無についての掲出が必要と考えます。もし不明・調査中で有れば、旧の水道管での給水方法も検討が必要と思われます。 ⇒吹田市のHP「各課からのお知らせ一覧」には掲出の記憶がありません。 Q3:片山公園内のURの出入り口付近に新たに止水栓が設置されましたが。路面よりも浮き上がっており、つまづきの要因に。1m程、横にも止水栓が設置され、必要性に疑問。 ⇒添付画像1 URの入居者は高齢者が増えている…の情報も。また夜間の通行時は危険度が増します。 Q4:片山公園内の水道管理設後の埋め戻しの土砂は碎石が混じっており、路面(地道)には多くの石が…。⇒添付画像2 ⇒公園みどり室は、掘削の許可時に、掘削後の埋め戻しの土について、どのように指示をされていますか?。個人的には公園内では、碎石混じりの土砂の使用は避けた方がよいと考えます。 ※幼児や園児や子供たちの利用も多く、周回路ではランニングの方も。また高齢者の中には、体幹を鍛える為に後ろ向きでの歩行されている方もおられます。⇒添付画像3 Q5:市民プール前での工事では、重機やダンプカーでの作業時に、作業区域のパイロンなども無く、またガードマンの配置も見られません。公園駐車場もあり、誘導員が必要かと思えます。 ⇒道路使用許可書の指示内容の順守が必要。業者との契約書には明記がされている筈。以前にもガードマン無しでの工事の投稿をしています。今後、吹田市はどのようにされますか? ※写真は公表しておりません。	Q1について 当該区間の水道管の布設替工事は令和3年度に完成しましたが、当該区間では本市水道用地下水源増強のための井戸掘削工事や関連工事を令和4年度に別途工事にて予定しています。別途工事が完成後、舗装(道路本復旧)工事を令和5年度初めに行う予定をしています。何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。 (担当:工務室) Q2について 前記の工事は、全体スケジュールに従って進めていますので、報道の影響で舗装(道路本復旧)工事が遅れているわけではありません。また報道による不安を抱かれた方に向けて、水道部工務室のホームページで吹田市の水道水が安全であることを掲示しています。 (担当:工務室) Q3について 止水栓は吹田市の給水装置工事の施工基準に基づいて設置しています。維持管理上、必要なものとなっています。御理解の程よろしくお願いいたします。「路面より浮き上がった止水栓」の件については、現場を確認し対応方法を検討します。 (担当:工務室) Q4について 園路の復旧については、基本的に現況復旧を指示しております。現状で碎石が表面に多く出ているため、対応を指示しております。 (担当:公園みどり室) Q5について 本市水道部では、道路使用許可書に沿ったガードマンの配置等を指導しています。原則作業区域にガードマン(交通誘導警備員)の配置や、必要に応じてパイロン等の安全資機材を設置して工事を行っています。当時水道部において、パトロールを実施する中では、ガードマンの配置はされていました。今後も安全には配慮して工事を行っていきます。 (担当:工務室)	工務室、公園みどり室	R4.4.18	R4.4.28

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
251	続・糸田川の歩行者専用歩道の亀裂が拡大。法面の崩落が心配。	昨年11月1日に道路室にメール。歩道および法面の改修をされましたが、法面の高低差が約3m有り、転落防止の柵ならびにベンチの設置をしていただけませんか。 1)先日、歩道の所に「電動自転車と歩行者の接触事故があり、見られた方は吹田警察署に連絡を…」の立て看板がありました。 ⇒今後も同様の事故が起こる可能性があり、事故の状況によっては、法面の下に転落・負傷も考えられます。 ※事故内容の詳細は、吹田警察署に問い合わせてください。 ⇒添付画像1、2。 ※2の警察の立て看板は、他所のものです。 2)高齢化が進む中、健康寿命を延ばすためにも、高齢者が出来るだけ外出、歩いてみようかな…と思われるようにするためにベンチの設置を要望。 ⇒添付画像3。当該歩道の下流には、ベンチが有ります。 現在、上の川橋から上池公園にかけて歩道の整備が進められており、連続制をもった利活用が考えられます。 ⇒添付画像4。 高齢者の中には、脚腰の筋力低下で杖や手押し車の利用をよく見かけます。 ・上左の方は、軽量のイスを杖代わりに。杖と2つ持って器用に歩いておられます。 ・上一中と右(杖は両手に)の方は、時々立ち止まりつつ、一息ついて歩いておられます。 ・下の方は、歩道端のブロックに腰掛けて一休みをしておられます。 3)現在、法面にはブルーシートが敷かれていますが、移動防止の為に、レンガやコンクリートブロックで重しの代わりに。無い箇所も有ります。 ⇒「大型で強い」台風1号が、15日頃に日本に接近。本州では広く雨が降り、大雨となる所も…の天気予報。 法面のブルーシートの現状では、不安が有ります。何らかの対応が必要と考えます。 ※写真は公表しておりません。	1)現場を確認させていただき、転落防止柵につきましては、設置に向けて調整させていただきますが、昨今の状況を鑑み少しお時間をいただきたいと思います。 2)現場を確認させていただき、現場の起点より下流側約90m、さらに下流側約110mにベンチがあり、また、ベンチ設置の御要望いただいている範囲には、ベンチを設置するスペースが無いことから、吹田市といたしましては、ベンチ設置が困難であると判断いたしました。 3)現在、法面に設置しているシートは、ブルーシートではなく植生シートというもので、法面を緑化させる種子が入ったシートとなっております。 シートは、鉄のピンで固定していますが、固定が不十分な箇所や縁石に近くピンが打てない箇所があったため、施工業者のほうで再度固定ピンの確認、飛散防止対策として、上部に土嚢袋を設置したいと考えております。	道路室	R4.4.13	R4.4.27
252	犬の散歩とドッグラン	ペットブームでペットを飼う人が増えています。 箕面市や豊中市では市営のドッグランがあります。吹田市にはないので作ってほしいです。 騒音などが迷惑になるなら、神崎川沿や高架下などはどうでしょうか？ または中の島公園など、大きな公園の一角などに作ってもらいたいです。 犬の散歩をしていると、フンの置き去りが気になります。 野良猫のこともあります、明らかに犬のフンだな、と思うものもたくさんあります。 これを減らすために、いくつかの公園にペットのフン専用ゴミ箱を設置してはどうでしょうか。 市の条例で、フンの置き去りを見つけた場合は罰金を課すのもよいと思います。 路上喫煙と同じぐらい迷惑行為です。 きちんと処理してる人も迷惑がられて嫌な気持ちになります。 ご検討、よろしくお願いします。	ドッグランについては一定のニーズがあることは把握しておりますが、設置場所や運営方法、近隣住民の意向など、クリアすべき条件は多いと考えております。今後、主要な公園の整備の際には、市民との意見交換や、管理運営手法の見直しと合わせ、実現可能性を検討していくことになると考えております。 次に、公園のゴミ箱は家庭ゴミの持ち込みなどの問題が多いため、ゴミの持ち帰りを推進し、ゴミ箱は撤去していく方向で考えております。よって、せっかく提案いただきましたが、新たな設置は困難です。 ペットのフンや喫煙に限らず、公園利用者のマナーに関する苦情・要望も多く寄せられていることから、引き続き啓発に取り組んでまいります。	公園みどり室	R4.4.18	R4.4.22
253	片山北ふれあい公園内の防犯灯4基が昼間も点灯か？	明るさのセンサーの感度の確認をされたし。 ・画像ー1。AM10時 ・画像ー2。PM4時50分。電柱の外灯は、未だ点灯していません。 ・画像ー3。PM5時37分。電柱の外灯は、未だ点灯していません。 ※写真は公表しておりません。	片山北ふれあい公園の公園灯は、自動点滅のセンサーが樹木の影響により、昼間も点灯していました。対策を検討のうえ対応いたします。	公園みどり室	R4.4.11	R4.4.14